

331-2/

造船協會編

日本近世造船史

東京 弘道館發兌

44.2.24 寄贈

西村直

寄贈



正誤表

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
一一二	二	支邦	支那	一一三	一	武陽丸	武揚丸
一一三	三	三十二年	三十三年	一一四	二	猛列	猛烈
一一四	三	元中元年	元中九年	一一五	三	盤手	磐手
一一五	九	訂結	締結	一一六	三	常盤	常磐
一一六	三	八十一年	八十一年	一一七	三	第八十四圖	第八十四圖
一一七	九	本國	本國	一一八	三	竣せしめ	竣工せしめ
一一八	四	カタリナテレシヤ	カタリナテレシヤ	一一九	三	鳩	鳩
一一九	二	手に成れの下のシ	コナ號を削る	一二〇	一	委囑たるしに	委囑したるに
一二〇	二	二十六隻	二十六隻	一二一	一	川崎	川崎
一二一	六	露船シヨナ	「シヨナ」削る	一二二	一	「三」を右方に寄せ、左の行を空白にす	
一二二	八	露船シヨナ	「シヨナ」削る	一二三	一	八三、六〇	八三、六
一二三	五	「ターメ」	「ターメ」	一二四	一	二五〇三〇	二五〇三
一二四	五	幕府海軍艦表	幕府海軍艦表	一二五	一	扁形式	扁形式
一二五	一	揚ぐ、船	船削る	一二六	一	(千百五、五平方呎	括弧を削る
一二六	一	「ブリグ」	「ブリグ」	一二七	一	こゝに	こゝに
一二七	一	旗艦	旗艦	一二八	一	横濱丸の下に	(第百十四圖)と加ふ
一二八	一	(第十圖)	(第十圖)	一二九	一	土佐丸の下に	(第百十六圖)と加ふ
一二九	一	軍艦伏見に第七十八圖	第七十八圖を加ふ	一三〇	一	春日丸の下に	(第百十七圖)と加ふ
一三〇	一	第七十八圖	第七十九圖	一三一	一	臺南丸の下に	(第百十九圖)と加ふ
一三一	一	八、三噸	八三噸	一三二	一	休船	休航
一三二	一	插圖	插圖	一三三	一	休船	休航
一三三	一	插圖	插圖	一三四	一	休船	休航
一三四	一	插圖	插圖	一三五	一	休船	休航
一三五	一	七註	七註	一三六	一	休船	休航



五五八	一三	日本丸の下に「第百十八圖」と加ふ	六八五	一〇	「三島丸」の下に「附圖第五十九圖」と加ふ	五五八
五七六	一七	顯者	六八五	一一	湘江丸「三聯成馬」の下に「附圖第六十圖」と加ふ	五八四
五八四	一七	シヨナシと命名せるを削る	六八五	一一	湘江丸「力八三四」の下に「附圖第六十圖」と加ふ	五八四
五八四	二註	伊豆君澤郡戸田村に於ける露船進水式の光景	六八六	一四	沈江丸	六〇七
六〇七	二註	總噸數	六八七	一五	沈江丸	六〇七
六〇八	六	兩側梁柱	六八八	二	關城丸	六〇八
六〇九	一〇	其の下に其二と加ふ	六八九	二	關城丸	六〇九
六一〇	八	其の下に其二と加ふ	六八九	二	關城丸	六一〇
六一四	一〇	其の下に其二と加ふ	六八九	二	關城丸	六一四
六一八	八	「總噸數」の下に「附圖第四十四圖」と加ふ	六八九	二	關城丸	六一八
六二〇	四	「第七三三」の下に「附圖第四十四圖」と加ふ	六八九	二	關城丸	六二〇
六二二	一	「第百五十二圖」の下に「附圖第四十五圖」と加ふ	六八九	二	關城丸	六二二
六三三	一	鋼製汽船六隻	七〇八	一〇	常陸丸汽機の下に「第百七十四圖」と加ふ	六三三
六三五	一	一段の	七〇八	一〇	常陸丸汽機の下に「第百七十四圖」と加ふ	六三五
六三八	八註	鴨綠丸の下に「第百五十七圖」と加ふ	七一八	一〇	常陸丸汽機の下に「第百七十四圖」と加ふ	六三八
六四三	一	沈江丸	七一九	一〇	常陸丸汽機の下に「第百七十四圖」と加ふ	六四三
六四四	一	側外車	七四一	一〇	常陸丸汽機の下に「第百七十四圖」と加ふ	六四四
六六九	九	鋼製	七五二	一〇	常陸丸汽機の下に「第百七十四圖」と加ふ	六六九
六七四	六	鋼製	七六三	一〇	常陸丸汽機の下に「第百七十四圖」と加ふ	六七四
六七九	三	鋼製	七七八	一〇	常陸丸汽機の下に「第百七十四圖」と加ふ	六七九
六八二	七	鋼製	八〇五	一〇	常陸丸汽機の下に「第百七十四圖」と加ふ	六八二
六八四	八	鋼製	八〇六	一〇	常陸丸汽機の下に「第百七十四圖」と加ふ	六八四

# 日本近世造船史

## 目次

次目史船造世近本日

例言 ..... 一

緒論 ..... 七

第一編 海外交通と其影響及結果 ..... 七

  緒言 ..... 七

  第一章 海外交通 ..... 一

  第二章 開國以前に於ける造船業の消長と航海術の進歩 ..... 三五

第二編 帝國海軍 ..... 五五



第一章 幕府海軍……………五五

  第一節 和蘭教師傳習と江戸軍艦操練所……………五五

  第二節 軍制改正の親諭……………六〇

    第一項 和蘭に於て軍艦開陽の建造と留學生の派遣……………六〇

    第二項 米國に於ける軍艦富士山の建造と軍艦東の購入……………六二

  第三節 神戸海軍操練所……………六四

  第四節 海軍教育方針の變遷……………六六

    第一項 佛國教師海軍傳習……………六六

    第二項 英國教師海軍傳習……………六七

  第五節 將軍慶喜政權奉還前後に於ける海軍の動靜……………六八

    第一項 那珂港の軍艦派遣……………六八

第二項 第二の長州征伐……………六九

第三項 品海及攝海に於ける徳川氏軍艦の薩艦砲撃……………七一

第四項 伏見戦争……………七七

第六節 艦船……………七九

第七節 艦船造修所……………九〇

  第一項 浦賀造船所……………九一

  第二項 石川島造船所……………九四

  第三項 長崎製鐵所……………九八

  第四項 横濱製鐵所及横須賀造船所設立の起源……………一〇〇

  第五項 横濱製鐵所……………一〇二

  第六項 横須賀造船所……………一〇三

第二章 諸藩海軍……………一〇六



第一章 幕府海軍……………五五

  ✓ 第一節 和蘭教師傳習と江戸軍艦操練所……………五五

  第二節 軍制改正の親諭……………六〇

    第一項 和蘭に於て軍艦開陽の建造と留學生の派遣……………六〇

    第二項 米國に於ける軍艦富士山の建造と軍艦東の購入……………六二

  第三節 神戸海軍操練所……………六四

  第四節 海軍教育方針の變遷……………六六

    第一項 佛國教師海軍傳習……………六六

    第二項 英國教師海軍傳習……………六七

  第五節 將軍慶喜政權奉還前後に於ける海軍の動靜……………六八

    第一項 那珂港の軍艦派遣……………六八

第二項 第二の長州征伐……………六九

  第三項 品海及攝海に於ける徳川氏軍艦の薩艦砲撃……………七一

  第四項 伏見戦争……………七七

  第六節 艦船……………七九

  第七節 艦船造修所……………九〇

    第一項 浦賀造船所……………九一

    第二項 石川島造船所……………九四

    第三項 長崎製鐵所……………九八

    第四項 横濱製鐵所及横須賀造船所設立の起源……………一〇〇

    第五項 横濱製鐵所……………一〇二

    第六項 横須賀造船所……………一〇三

第二章 諸藩海軍……………一〇六



第一節 沿革……………一〇六

第二節 教育……………一〇六

第三節 對外交戰……………一〇八

第一項 英艦の鹿兒島砲撃……………一〇八

第二項 長州藩の攘夷……………一一一

第三項 英米佛蘭聯合艦隊の下の關砲撃……………一一五

第四節 艦船……………一二〇

第五節 艦船造修所……………一四七

第三章 明治維新以降海軍省特設に至るまでの期間……………一五二

第一節 軍務官時代……………一五二

第一項 舊幕府軍艦處分と軍務官兵庫派遣……………一五二

第二項 徳川氏艦船入隻の品海脱走……………一五三

第三項 宮古に於ける軍艦東と脱走軍艦回天の接戦……………一五七

第四項 函館戦争……………一六〇

第五項 艦船……………一六六

第二節 兵部省時代……………一八二

第一項 海軍教育と艦船淘汰……………一八二

第二項 諸藩艦船獻納……………一八三

第三項 海軍事業整頓の端緒……………一八四

第四項 艦船……………一八六

第三節 艦船造修所……………一九一

第四章 海軍省時代……………一九三

第一節 海軍省創設以降明治三十年に至るまでの二十五年間……………一九三



第一項 總敘……………一九三

第二項 國內暴動と清韓事變……………一九七

第三項 日清戰役……………一九八

第四項 日清戰役の我造船界に與へたる教訓……………二〇二

第五項 艦船……………二一三

第二節 明治三十一年より同四十年までの十年間……………二二六

第一項 總敘……………二二六

第二項 北清事變……………二二七

第三項 日露戰役……………二三〇

第四項 日露戰役の我造船界に與へたる教訓……………二五二

第五項 艦船……………二六三

第三節 艦船造修所……………二七四

緒言……………二七四

第一項 石川島主船寮……………二七五

第二項 横濱製作所……………二七六

第三項 横須賀海軍工廠……………二七六

第四項 吳造船支部……………二七九

第五項 吳海軍工廠……………二八二

第六項 佐世保海軍工廠……………二八四

第七項 舞鶴海軍工廠……………二八五

第八項 竹敷及大湊海軍修理工場……………二八六

第九項 馬公海軍修理工場……………二八六

第十項 旅順海軍工作部……………二八六

第五章 我邦に於ける造船術の進歩……………二八八

緒言……………二八八

第一節 船體……………二九二



**第三編 帝國海商**

緒言……………五〇三

**第一章 海運業の發達**……………五〇六

**第一節 明治航業の發端**……………五〇六

**第一項 和船回漕會社**……………五〇六

**第二項 汽機**……………三六二

**第三項 汽罐**……………四〇八

**第三節 統計**……………四三六

**第二節 機關**……………三六一

**第一項 軍艦**……………二九二

**第二項 驅逐艦**……………三一八

**第三項 水雷艇**……………三三一

**第二項 汽船回漕會社と飛脚問屋の聯合**……………五〇六

**第三項 日本郵便蒸氣船會社**……………五〇八

**第四項 三菱會社の勃興**……………五一〇

**第二節 共同運輸會社の設立**……………五一八

**第一項 三菱反對の小汽船會社と個人船主**……………五一八

**第二項 共同運輸會社**……………五二〇

**第三節 日本郵船株式會社**……………五二三

**第一項 創立事務と整理**……………五二七

**第二項 日清戰役と戦後の發展**……………五三〇

**第三項 北清事變と其後の發展**……………五三二

**第四項 日露戰役と戦後の發展**……………五三五

**第四節 大阪商船株式會社**……………五三五

**第一項 創立起因**……………五三五



第二項	創立後の整理と日清戦役までの發展	五三八
第三項	日清戦争と戦後の發展	五四〇
第四項	北清事變と其後の發展	五四四
第五項	日露戦役と戦後の發展	五四五
第五節	小汽船會社及個人船主	五四七
第六節	日清戦役の我海運界に及ぼしたる影響と結果	五四九
第七節	東洋汽船株式會社	五五七
第八節	日露戦役の我海運界に及ぼしたる影響	五六一
第九節	日清汽船株式會社	五六八
第十節	小汽船會社及個人船主の合同計畫	五七〇
第十一節	帝國義勇艦隊の建設	五七三
第十二節	統計	五七四

### 第二章 造船業の進歩

緒言	五七九	
第一節	木船	五八三
第二節	鐵船及木鐵交造船	五八八
第三節	鋼船	五九六
第一項	鋼船製造の初期	五九六
第二項	造船獎勵法の影響	五九九
第三項	航海獎勵法改正の結果	六〇三
第四項	獎勵法に據らざる船舶	六二〇
第四節	特種船	六二七
緒言	六二七	
第一項	浚渫船	六二八
第二項	淺吃水船	六三三



第三項	漁船	六四六
第四項	快遊船	六七〇
第五節	機關	六七三
緒言		六七三
第一項	汽機	六七四
第二項	汽鐘	六九一
第六節	統計	七〇二
第三章	船舶造修所	七二三
緒言		七二三
第一節	官立工場	七二五
第一項	長崎縣裁判所管轄長崎製鐵所	七二六
第二項	工部省管轄長崎造船局	七二七
第三項	工部省管轄兵庫造船局	七二九

第四項	横須賀及横濱工場	七三〇
第二節	民設工場	七三四
第一項	三菱合資會社長崎三菱造船所	七三四
第二項	三菱合資會社神戸三菱造船所	七五七
第三項	明治維新前後阪神地方に於ける造船及海運界の狀況	七六二
第四項	株式會社川崎造船所	七六七
第五項	大阪鐵工所	七八六
第六項	大阪地方の造船所	八〇八
第七項	伊勢大湊地方の造船所	八一七
第八項	木の江地方に於ける造船所	八二〇
第九項	因島船渠株式會社	八二三
第十項	備後船渠株式會社	八二五



第十一章 合資會社鳥羽造船所……………八二七

第十二章 浦賀船渠株式會社……………八二九

第十三項 橫濱船渠株式會社……………八三四

第十四項 株式會社東京石川島造船所……………八三六

第十五項 函館船渠株式會社……………八四三

第十六項 小會社及個人所有船舶造修所……………八五〇

**第四章 船政**……………八五七

緒言……………八五七

第一節 管船官制……………八五八

第一項 沿革……………八五八

第二項 管船局と地方行政局署……………八五九

第二節 船舶検査に關する法規……………八六〇

第三節 航海獎勵法及造船獎勵法……………八六四

✓ 第四節 高等海員の教育……………八七五

**第五章 海事公共團體**……………八八一

緒言……………八八一

第一節 造船協會……………八八二

第二節 日本海員救濟會……………八八六

第三節 帝國海事協會……………八九四

第四節 帝國水難救濟會……………九〇〇

**第四編 造船教育**……………九〇三

緒言……………九〇三

**第一章 高等教育**……………九〇六

第一節 幕府時代……………九〇六

第二項 長崎傳習所……………九〇六



第二項	江戸軍艦操練所と神戸海軍操練所	九〇七
第三項	和蘭派遣留學生	九〇八
第四項	横須賀燬舎	九〇九
第二節	明治維新以降	九〇九
第一項	海軍兵學寮	九〇九
第二項	諸藩海外留學生	九一一
第三項	横須賀燬舎	九一一
第四項	工部大學校と東京大學理學部	九一二
第五項	東京帝國大學工科大学	九一三
第六項	京都帝國大學理工科大学	九一七
第二章	普通教育	九一八
第一節	幕府時代	九一八
第二節	明治維新以降	九一九

第一項	横須賀燬舎	九一九
第二項	東京高等工業學校機械科	九二三
第三項	大阪高等工業學校	九二四
第四項	其他高等工業學校	九二五
第五項	工手學校	九二六
第六項	大湊造船徒弟學校	九二七
第七項	三菱工業學校	九二八
第八項	關西商工學校及其他	九二九
第三章	職工養成	九三一
第一節	幕府時代に於ける職工養成の狀況	九三一
第一項	浦賀石川島及鹿兒島に於ける大和船大工	九三一
第二項	伊豆君澤郡戸田村に於ける露人よりの傳習	九三一



第三項 長崎に於ける和蘭人よりの傳習……………九三三

第四項 石川島造船所に於ける木製汽船軍艦千代田形の製造……………九三三

第五項 横濱及横須賀に於ける佛國人よりの傳習……………九三四

第六項 和蘭に於ける軍艦開陽の製造の機會……………九三五

第二節 明治維新後に於ける職工養成法の進歩……………九三五

第一項 長崎に於ける英國人よりの傳習……………九三六

第二項 横須賀に於ける英國人よりの傳習……………九三七

第三項 神阪地方にありし外國人所有鐵工所及神戸小野濱造船所に於ける職工練習の狀況……………九三七

第四項 東京附近及函館に於ける職工養成の狀況……………九三九

第五項 官立工場より外國へ派遣せられたる職工及自費渡航者……………九四〇

附 録

語 彙

第六項 職工養成の現狀……………九四一

目 次 終



- 第一 圖
- 第二 圖
- 第三 圖
- 第四 圖
- 第五 圖
- 第六 圖
- 第七 圖
- 第八 圖
- 第九 圖
- 第十 圖

挿圖目錄

- 幕府時代の長崎全景
- ペルリ黒船艦隊浦賀沖碇泊の光景
- 北米合衆國黒船艦隊旗艦「ポーハタン」及使節ペルリの肖像
- 露西亞軍艦「ヂャーナ」及使節「ブーチャチン」の肖像
- 古代の丸木舟
- 一遍上人伊豫國三島神社へ參詣の乗合船
- 元寇海戦の時使用の艦
- 日本丸
- 末次御朱印船
- 新式大和船

- 第十一 圖
- 第十二 圖
- 第十三 圖
- 第十四 圖
- 第十五 圖
- 第十六 圖
- 第十七 圖
- 第十八 圖
- 第十九 圖
- 第二十 圖
- 第二十一 圖
- 第二十二 圖
- 第二十三 圖

- 川御座舟
- 飛龍丸
- 軍艦觀光
- 伯爵勝安房の肖像
- 軍艦咸臨
- 軍艦開陽
- 軍艦富士山
- 鳳凰丸
- 軍艦千代田形
- 英國東洋艦隊鹿兒島砲撃の圖
- 英米佛蘭聯合艦隊下の關砲撃の圖
- 函館及其附近の地圖
- 官艦東



第二十四圖	脫走艦回天
第二十五圖	軍艦春日
第二十六圖	軍艦乾行
第二十七圖	軍艦第一丁卯
第二十八圖	軍艦日進
第二十九圖	軍艦龍驤
第三十圖	軍艦雲揚
第三十一圖	軍艦鳳翔
第三十二圖	軍艦孟春
第三十三圖	軍艦攝津
第三十四圖	軍艦筑波
第三十五圖	軍艦肇敏
第三十六圖	軍艦淺間

第三十七圖	軍艦石川
第三十八圖	軍艦雷電
第三十九圖	軍艦迅鯨
第四十圖	軍艦清輝
第四十一圖	軍艦磐城
第四十二圖	軍艦海門
第四十三圖	軍艦館山
第四十四圖	軍艦扶桑
第四十五圖	軍艦金剛
第四十六圖	軍艦浪速
第四十七圖	軍艦千代田
第四十八圖	軍艦松島
第四十九圖	軍艦橋立



第五十圖	軍艦高雄
第五十一圖	軍艦葛城
第五十二圖	軍艦筑紫
第五十三圖	軍艦愛宕
第五十四圖	軍艦赤城
第五十五圖	軍艦八重山
第五十六圖	軍艦滿珠
第五十七圖	水雷艇小惑
第五十八圖	第五號水雷艇
第五十九圖	第二十二號水雷艇
第六十圖	軍艦秋津洲
第六十一圖	軍艦大島
第六十二圖	軍艦吉野

第六十三圖	軍艦須磨
第六十四圖	軍艦龍田
第六十五圖	軍艦富士
第六十六圖	軍艦宮古
第六十七圖	軍艦鎮遠
第六十八圖	軍艦濟遠
第六十九圖	軍艦平遠
第七十圖	軍艦廣丙
第七十一圖	軍艦操江
第七十二圖	軍艦鎮中
第七十三圖	水雷艇福龍
第七十四圖	軍艦三笠
第七十五圖	軍艦淺間



錄目圖插史船造世近本日

第七十六圖	軍艦新高
第七十七圖	軍艦宇治
第七十八圖	軍艦伏見
第七十九圖	軍艦千早
第八十圖	驅逐艦雷
第八十一圖	水雷艇隼
第八十二圖	軍艦香取
第八十三圖	軍艦日進
第八十四圖	軍艦薩摩
第八十五圖	軍艦筑波
第八十六圖	軍艦利根
第八十七圖	軍艦淀
第八十八圖	軍艦最上

錄目圖插史船造世近本日

第八十九圖	軍艦石見
第九十圖	軍艦相模
第九十一圖	軍艦丹後
第九十二圖	軍艦肥前
第九十三圖	軍艦壹岐
第九十四圖	軍艦阿蘇
第九十五圖	軍艦見島
第九十六圖	軍艦沖島
第九十七圖	軍艦津輕
第九十八圖	軍艦宗谷
第九十九圖	軍艦鈴谷
第一百圖	軍艦松江
第一百一圖	軍艦滿洲



第百二圖	軍艦姊川
第百三圖	軍艦韓崎
第百四圖	軍艦薩摩汽機
第百五圖	軍艦筑波汽罐
第百六圖	清國砲艦楚豫
第百七圖	暹國驅逐艦
第百八圖	軍艦噸數及隻數統計圖
第百九圖	驅逐艦噸數及隻數統計圖
第百十圖	水雷艇噸數及隻數統計圖
第百十一圖	戰時補助船舶其他噸數及隻數統計圖
第百十二圖	大鵬丸
第百十三圖	菱垣回船
第百十四圖	横濱丸

第百十五圖	山城丸
第百十六圖	土佐丸
第百十七圖	春日丸
第百十八圖	日本丸
第百十九圖	臺南丸
第百二十圖	汽船噸數及隻數統計圖
第百二十一圖	帆船噸數及隻數統計圖
第百二十二圖	石數船石數及隻數統計圖
第百二十三圖	伊豆君澤郡戸田村に於ける露船進水式の光景
第百二十四圖	小菅丸
第百二十五圖	合の子船
第百二十六圖	朝日丸
第百二十七圖	筑後川丸



第百二十八圖	須磨丸
第百二十九圖	常陸丸
第百三十圖	月島丸
第百三十一圖	大元丸
第百三十二圖	大義丸
第百三十三圖	交通丸
第百三十四圖	若松丸
第百三十五圖	京城丸
第百三十六圖	流星
第百三十七圖	日光丸
第百三十八圖	新潟丸
第百三十九圖	湘江丸
第百四十圖	大成丸

第百四十一圖	丹後丸
第百四十二圖	長白山丸
第百四十三圖	安東丸
第百四十四圖	對馬丸
第百四十五圖	小笠原丸
第百四十六圖	岳陽丸
第百四十七圖	天洋丸(附内部裝飾圖)
第百四十八圖	さくら丸(附同上)
第百四十九圖	賀茂丸(附同上)
第百五十圖	嘉義丸
第百五十一圖	紀洋丸
第百五十二圖	たこま丸
第百五十三圖	三菱合資會社神戸三菱造船所第二浮船渠



第一百五十四圖	鹿島號
第一百五十五圖	息栖號
第一百五十六圖	第一由良川丸
第一百五十七圖	鴨綠丸
第一百五十八圖	長保丸
第一百五十九圖	雲應丸
第一百六十圖	長周丸
第一百六十一圖	六甲丸
第一百六十二圖	第一丸
第一百六十三圖	大鵬丸
第一百六十四圖	富士丸
第一百六十五圖	浪人
第一百六十六圖	ゴールデンハインド

第一百六十七圖	キングフヒツシャト
第一百六十八圖	ラーク
第一百六十九圖	初加勢
第一百七十圖	紅葉丸
第一百七十一圖	スッドハルマーズ
第一百七十二圖	永和
第一百七十三圖	日光丸汽機
第一百七十四圖	常陸丸汽鐘
第一百七十五圖	船種別内國製造商船噸數統計圖
第一百七十六圖	材料別内國製造商船噸數統計圖
第一百七十七圖	内國製造鋼船發達圖
第一百七十八圖	三菱合資會社長崎三菱造船所(飽ノ浦)全景
第一百七十九圖	三菱合資會社長崎三菱造船所(飽ノ浦及小菅)全景



- 第一百八十圖 三菱合資會社神戶三菱造船所全景
- 第一百八十一圖 株式會社川崎造船所全景
- 第一百八十二圖 株式會社川崎造船所全圖
- 第一百八十三圖 大阪鐵工所工場(本部工場、櫻島工場)全景
- 第一百八十四圖 大阪鐵工所全圖
- 第一百八十五圖 木江地方全圖
- 第一百八十六圖 橫濱船渠株式會社全景

附圖目錄

- 第一圖 軍艦迅鯨船體圖
- 第二圖 軍艦天城船體圖
- 第三圖 軍艦葛城船體圖
- 第四圖 軍艦愛宕船體圖

- 第五圖 軍艦高雄船體圖
- 第六圖 軍艦八重山船體圖
- 第七圖 軍艦橋立船體圖
- 第八圖 軍艦對馬船體圖
- 第九圖 軍艦筑波船體圖
- 第十圖 軍艦薩摩船體圖
- 第十一圖 軍艦淀船體圖
- 第十二圖 軍艦利根船體圖
- 第十三圖 驅逐艦春雨船體圖
- 第十四圖 一等水雷艇雁船體圖
- 第十五圖 軍艦磐城汽機圖
- 第十六圖 軍艦愛宕汽機圖
- 第十七圖 軍艦大島汽機圖



- 第十八圖 軍艦音羽汽機圖
- 第十九圖 軍艦薩摩汽機圖
- 第二十圖 軍艦薩摩汽機圖
- 第二十一圖 驅逐艦春雨機關圖
- 第二十二圖 君澤形船體圖
- 第二十三圖 小菅丸船體圖
- 第二十四圖 朝日丸船體圖
- 第二十五圖 砲運丸船體圖
- 第二十六圖 筑後川丸船體圖
- 第二十七圖 須磨丸船體圖
- 第二十八圖 北見丸(伊豫丸)船體圖
- 第二十九圖 常陸丸船體圖
- 第三十圖 大元丸船體圖

- 第三十一圖 大治丸船體圖
- 第三十二圖 日光丸船體圖
- 第三十三圖(其二) 新瀉丸船體圖
- 第三十三圖(其二) 新瀉丸船體橫截面圖
- 第三十四圖 大浦丸船體圖
- 第三十五圖 湘江丸船體圖
- 第三十六圖(其一) 大成丸船體圖
- 第三十六圖(其二) 大成丸船體裝帆圖
- 第三十七圖 對馬丸船體圖
- 第三十八圖 小笠原丸船體圖
- 第三十九圖(其一) 岳陽丸船體圖
- 第三十九圖(其二) 岳陽丸船體中央橫截面圖
- 第四十圖 天洋丸船體圖



- 第四十一圖(其二) さくら丸船體圖(平時狀態)
- 第四十一圖(其二) さくら丸船體圖(戰時狀態)
- 第四十二圖 賀茂丸船體圖
- 第四十三圖 鳳山丸船體圖
- 第四十四圖 滋賀丸船體圖
- 第四十五圖 たこま丸船體圖
- 第四十六圖 鹿島號船體圖
- 第四十七圖 第三十六通運丸船體圖
- 第四十八圖 さつき丸船體圖
- 第四十九圖 雲鷹丸船體圖
- 第五十圖 六甲丸船體圖
- 第五十一圖 第壹丸船體圖
- 第五十二圖 第壹駒形丸船體圖

- 第五十三圖 有魚丸船體圖
- 第五十四圖 快遊汽艇初加勢船體圖
- 第五十五圖 北見丸(伊豫丸)機關圖
- 第五十六圖 常陸丸機關圖
- 第五十七圖 大元丸機關圖
- 第五十八圖 大治丸機關圖
- 第五十九圖 日光丸機關圖
- 第六十圖 湘江丸機關圖
- 第六十一圖 對馬丸機關圖
- 第六十二圖(其一) さくら丸機關圖
- 第六十二圖(其二) さくら丸機關圖
- 第六十三圖 たこま丸機關圖



參考書目

古事記  
續日本紀  
延喜式  
朝野群載  
大乘院日記目錄  
太閤記  
吉川家什書  
鍋島直茂譜考補  
白沙集  
安宅文書  
來島系譜  
海賊流古法傳記

日本書紀  
續日本後紀  
小右記  
東鑑  
信長記  
毛利家記  
薩藩舊記  
南略志  
國朝寶鑑  
來島文書  
村上文書  
備前軍記



異稱 日本傳  
 野 史  
 日本海運史資料  
 海運 史料  
 交通 資料  
 海軍 歷史  
 通航 一覽  
 幕府時代の長崎  
 官制沿革略史  
 史學 雜誌  
 江川家 記錄  
 月本ガゼット社英文橫濱五十年史  
 大阪府 誌  
 武家名目抄  
 大日本史料  
 日本海運圖史  
 工藝 志料  
 長崎古今集覽  
 砲 薙 十種  
 外交 志稿  
 神都名勝志  
 征戰 偉績  
 舊 幕 府  
 橫須賀造船史  
 大阪築港誌

三重縣度會郡造船沿革誌  
 青淵先生五十年史  
 海 事 摘要  
 水交社記事  
 明治二十七八年海戰史  
 日露海戰記  
 伊勢大湊町造船誌  
 海軍省年報  
 日本船名錄  
 造船協會々報  
 明治三十七八年海戰史  
 大日本帝國軍艦帖



# 日本近世造船史

## 例言

一、明治三十一年九月の交、我造船協會に於て、日本近世造船史編纂の議起りしが、この後故西村勝三氏も、また日本造船史編纂の必要を感じ、造船協會に於て、此企畫あるを聞き、資を出して、此舉を贊助せられたり、之に由りて、本史編纂の事業は、大に進捗するを得たり、茲に特記して西村氏の厚意を謝す。

一、三十九年十月一日、役員會の決議に基き、委員組織に依り、本史編纂の實施を期せり、囑託委員の姓名左の如し。

委員長

工學博士

櫻井省三君

(イロハ順)

委員

工學士

今岡純一郎君



委員 東條玉太郎君  
 委員 富永敏麿君  
 委員 武田甲子太郎君  
 委員 堤正義君  
 委員 野中季雄君  
 委員 藤島範平君  
 委員 寺野精一君  
 委員 齋藤眞君  
 委員 佐波一郎君  
 委員 工學博士男爵 斯波忠三郎君  
 委員 工學博士 末廣恭二君

一、本史編纂について、文學博士三上參次君は、直接若しくは間接に注意を與へられたり、茲に記して謝意を表す、また、本史原稿の整理校訂等について

は、文學博士辻善之助君其任に當れり、  
 一、本史の紀年はすべて本邦年號により括弧の内に西曆耶穌紀元を挿むこと、したり、但本文の中には、單に西曆とのみ記して、一々耶穌紀元と記すの煩を省けり、  
 一、本史中に用ふる符號は左の如し、  
 一、人名は右傍に一線例せば、ペルリ アダムス  
 一、地名は右傍に二線例せば、ロンドン アムステルダム  
 一、物名、會社及艦船の名等は括弧内に記す例せば、  
 「ソルニクロフト」 英艦「ユリアラス」 商船「ペンブローク」  
 一、本史中の統計數字に關するものはすべて明治四十年を以て其限としたり、  
 一、本史編纂の爲めに、貴重なる材料を供給せられ、或は助力を與へられたる諸君、諸官廳及諸造船所等の芳名を左に録して、感謝の意を表す、



海軍大佐子爵 小笠原 長生君

男爵 大鳥 圭介君

中 泉 久 彌君(三菱合資社長崎三菱造船所副長心得勤意主事)

海軍中將子爵 中牟田 倉之助君

故 荒 木 周 道君(幕府時代の長崎)著者)

海軍中將男爵 肝 付 兼行君

アール、ゼー、キルビー君(元神戶小野濱鐵工所幹部)

莊 田 平 五 郎君(三菱合資社管事)

白 岩 龍 平君(日清汽船株式會社取締役)

水 谷 六 郎君(三菱合資社造船部長)

故 海軍少將 杉 盛 道君(元長藩軍艦決中艦長)

東 京 帝 國 大 學

海 軍 省

農 務 省

遞 信 省

鐵 道 院

函 館 船 渠 株 式 會 社

日 本 郵 船 株 式 會 社

日 清 汽 船 株 式 會 社

東 洋 汽 船 株 式 會 社

東 京 灣 汽 船 株 式 會 社

大 阪 商 船 株 式 會 社

大 阪 鐵 工 所



以上  
明治四十二年十二月

造船協會

橫濱船渠株式會社  
 浦賀船渠株式會社  
 株式會社神戶川崎造船所  
 株式會社東京石川島造船所  
 合資會社鳥羽造船所  
 三菱合資會社神戶三菱造船所  
 三菱合資會社長崎三菱造船所  
 三井物產合名會社  
 備後船渠株式會社  
 日本海員救濟會  
 帝國海軍協會  
 帝國水難救濟會



# 日本近世造船史

造船協會編

## 緒論

我帝國は四面環海の島嶼より成るを以て、舟楫の用は、蓋し神代の昔より開けたり、國史の記載する所によれば、我建國の當時、夙く樟を以て舟を造るものあり、韓唐との交際始まるに及び、造船術は、漸く進歩して、外洋航通に堪ふべきもの多く建造せられしが、其後平安朝に及び、唐との交通絶えてより、内國沿岸の航運に用ふべき小船若くは遊覧船に限られ、鎌倉時代に於ても、亦外國交際杜絶せしを以て、造船業は、遠洋航海と同じく萎靡して振はず、足利時代に至りて、海外通商を奨励したる結果、海事界は稍々振興したり、然れ



ども、其外洋航路に用ふべき船舶は、如何なる程度まで我邦に於て造られしか詳かならず、豊臣秀吉が支那征伐の軍を起すに及び、我造船界は、長足の發展を示し、その後、徳川時代の初に至りて、我商船の遙に遠洋に航するもの少からず、西洋諸國の商船も、亦多く渡來し、之によりて、我邦に西洋形船舶の製造を見るに至りしも、寛永年間、徳川幕府が天主教禁壓の政略上、大船の製造を禁じ、また邦人の海外渡航を止め、終に外船の渡來をも拒絶するに至りて、我邦海事界は、頓に不振の境に陥り、造船業の進歩は、全く阻害せられたり、その後二百餘年の間、我國民は、鎖國孤立の状態にありて、惰眠を貪りしも、嘉永六年西曆一千八百三三年、亞米利加合衆國使節ペルリの來航するに及びて、幕府は、鎖國の永く墨守すべからざるを悟り、翻然開國の方針を取り、尋で、大船製造の禁を解き、大に西洋形船舶の製造を奨励し、自らも亦造船所を創めて、船舶建造の業を起せり、

かくて世は明治の維新となりて、西洋諸國との交通頻繁となり、隨うて一

般海事界は大に振興して、艦船製造の業も頗る盛になれり、

明治五年、海軍及陸軍の二省を置かれ、これより以來、海軍造船の事業は、著しく進歩したり、海商の方面に於ては、明治三年、政府は商船規則を公布し、從來の和船は、其構造脆弱にして、難破の患多きを以て、漸次西洋形船舶に改造すべき旨を告諭し、爾來其保護干涉の下に、汽船回漕會社、日本郵便蒸氣船會社、三菱會社、大阪商船會社等相前後して起れり、

七年、佐賀の亂起り、尋で臺灣征討の舉あり、此等の必要に迫られて、我海軍は漸次擴張せられたりしが、當時軍隊及軍需品輸送の爲め、我商船界も亦、三菱商會の勃興と共に、頓に活氣を帯ぶるに至れり、その後、三菱商會は、政府の厚き保護の下に、外國汽船會社と劇烈なる競争を試み、終に彼等を我近海より驅逐したり、十年、西南戦役の起るや、三菱商會は、兵馬輜重の輸送を一手に負擔して、莫大の利益を獲得し、爾來海運業に屬するものは、悉く其社の獨占する所となりたるを以て、之に對する反抗は、共同運輸會社となりて現れし



が、その後和合して、日本郵船株式會社を組織したり、かくの如くにして、内地航路の基礎定まり、海外發展の機運漸く熟せんとする時に當り、朝鮮に於ける日清兩國利害關係の衝突は、遂に破裂して、戦端を開くに至れり、

日清戦役は、近世に於ける一般學術の進歩により、戦艦武器等に施したる改良を實地に試験すべき好機會なりしを以て、其戦役の結果は、我邦造船界に大なる教訓を與へたり、

海軍にありては、この戦役の經驗によりて得たる結果を、新造艦艇に加味し、また西洋諸國に於ける造船術の發達顯著なるものあるにより、絶えずその進歩に遅れざらんことを努め、彼の長を採つて以て新式艦船の製造に従事せり、

日清戦役の結果は、また商船界に對して、大なる覺醒を與へたり、之に由りて、我國民は戦時に於ける商船の用務の重大なるものあるを知ると共に、平

時に於て其準備を整へざるべからざるを悟り、従うて、先づ船舶の改良を行はざるべからざるを認め、終に造船及航海獎勵法の發布となり、爾後我造船及海運界は、其面目を一新したり、

尋で日露戦役起り、其結果として、我海軍界は、また急遽なる進歩を見るに至り、海軍造艦術の如きは、將さに先進國を凌駕せんとするに至れり、海商の方面にありても、航路の擴張、船舶の改良等、著しき發展を遂げて、我造船界の發達に、一期を劃するに至れり、

之を要するに、我邦に於ける造船事業の發展は、輒近に至りて、最も著しく、十九世紀の中葉西洋形船舶の輸入せられたる頃より、漸次發達して、維新以後、政府の保護獎勵の結果と、對外戦役の影響とは、更に斯界に向つて、一大躍進の機會を與へたり、今後我造船界が、戦勝の餘澤により、益、健全なる發達を遂げて、世界に雄飛せんこと、蓋しまた遠きにあらざるべし、



## 第一編 海外交通と其影響及結果

### 緒言

前世紀の中葉に當り、歐米の列強は、漸く目を東洋諸國に注ぎ、英吉利は印度の經營に力を盡し、次第に支那海に其勢力を及ぼし、露西亞も亦意を東方に用ひ、西比利亞を經營し、夙く手を千島樺太に伸し、亞細亞の地は、將に歐米諸國競争の劇場たらんとせり、之に加ふるに、蒸氣及電氣力の應用は、交通機關に顯著なる發達を促し、距離及時間を短縮せしめたるやの觀を呈し、世界各國をして相接近せしむるに至れり、かくて、世界の大部分は、永く我國をして孤立の状態を維持するを許さず、英露諸國は漸く來りて我を刺撃したり、嘉永六年〔西曆一千八百三十八年〕に至り、米國海軍水師提督ペルリは、國書を携へ、一艦隊を率ゐて、相州浦賀に渡來し、我門戸を叩きて、太平の夢を覺醒したり、是に



於て、幕府は、天下の趨勢を察し、決然政策の舵柄を開國の針路に轉じたり、是れ則ち我國開國の起源なりとす。

是より後、歐米諸國の文化は、恰も水の低きに就くが如く、滔々として輸入せられたり、其結果として、我國固有の制度學藝技術等に革新を促して、今や其完全整備の域に達したるもの少しとせず、就中海運事業の如きは、輒近に至りて、最も驚くべき長足の進歩を示し、造船技術に至つては、最近戰役に於て、學理の推究し得べからざる秘訣を、實驗により收め得て、既に傳へられたる智識に之れを加味し、將に先進國を凌駕せんとするに至れり、隨うて、其關聯する事項は、頗る多端に亘り、復往昔の比にあらず、是を以て、明治政府は、軍艦と他の船舶とを區別して、甲は之れを海軍省所管に、乙は之れを遞信省の所管に定められたり、されば、本史に於ても、亦帝國海軍帝國海商の二問題に對し、各別に編を設け、詳かに開國以降に於ける其發達を説かんと欲す、而して、今本編に於ては、其序説として、軍艦商船の別なく、單に海外交通が、我國海

事界に及ぼしたる影響及結果を述べ、主として開國以前に於ける造船界の變遷消長を概説せんと欲す。

さて、本編に於ては、便宜により、年代を分つて、六期とすること左の如し、

第一期 建國より元暦元年〔西曆千八百四十四年〕に至る千八百四十四年間を王朝時代と稱す。

第二期 文治元年〔西曆千八百一十五年〕より元弘三年〔西曆千八百三三年〕に至る百四十九年間を鎌倉時代と稱す。

第三期 建武元年〔西曆千八百三十四年〕より天正元年〔西曆千八百五十四年〕に至る二百四十年間を足利時代と稱す。

第四期 天正二年〔西曆千八百七十四年〕より慶長七年〔西曆千八百〇二年〕に至る二十九年間を安土及桃山時代と稱す。

第五期 慶長八年〔西曆千八百〇三年〕より慶應三年〔西曆千八百七十七年〕に至る二百六十五年間を江戸時代と稱す。



第六期 明治元年〔西曆千八百〕以降を明治時代と呼ぶべし。

### 第一章 海外交通

第一期 此時代に於ては韓國との交通は最も古く且つ頻繁なり、而して其國際關係を始めしは崇神天皇六十五年〔西曆紀元前〕其國の一部加羅國が新羅に迫害せられ、使を以て我朝廷に保護を請ひたる時にありとす、之に由りて將を遣して其國を鎮撫せしめたり、これを任那と稱す。

仲哀天皇崩後〔天皇の庚辰九〕神功皇后は新羅を伐ち、三韓を征服し、任那に内官家〔内官家は官府の義にして、後には所謂日本府これなり〕を置き、三韓を統御し給ふ、而して此韓地の屬領と本邦との連絡を通ずるの必要より推察するに、當時制海權の我手中にありしは疑ふべからず、其後韓地の形勢一變して、終に日本府は維持するに由なくして亡び、韓半島は終に全く我版圖を脱せり、是に於て、五世紀間維持したりし日韓の交際は杜絶し、これより後は、たゞ通商關係を維持せしに止まりたり。



支那との交通は九州の邊隅に在りし豪族の私交に始まり然れども日支國際關係の始まりしは推古天皇十五年〔西曆六〇七年〕隋朝の末に於て我朝廷が支那に使臣を派遣せし時にあり其後隋亡び唐起りしが是時に當り韓國に於ける我勢力は漸く衰へ新羅は唐と共に百濟を攻めしかば我軍之を征して大に敗れ遂に全く三韓を斷念するに至れり其後朝廷の方針は退嬰主義に變じ唐と平和の交通を始め遣唐使の制も定められ學生僧徒の多くは遣唐船の便によりて唐に留學せしめられたり而して從來支那文明の多少輸入せられたりしものも多くは韓土を経て間接なりしが是に至りて直接輸入の途開けて我國運愈々發展するに至れり

寛平六年〔西曆八四四年〕に至り遣唐使の制は廢止せられたり其後唐亡びて宋之に代る是に於て日支の國際は杜絶せり然れども其通商は漸次進歩し平氏の時代には稍や盛大に赴かんとしたるも平氏没落と共に衰微に傾きたり

第二期 日韓兩國民の交易は此期に於て漸次進歩して商機大に熟したりしも鎌倉幕府は公然たる海外貿易は許さざりき是時に當り支那に於ては宋の國勢大に衰へ西北より起りし蒙古は勢強大にして中央及び西部亞細亞を風靡し遠く歐羅巴にその力を伸べ更に轉じて宋に迫り高麗を降して漸く我國を窺はんとし屢書を贈りて通好を促し其書辭無禮なるを以て朝議は之を報せざるに決し幕府も亦強硬の態度を持して意氣頗盛なりかゝるうちに蒙古は國號を建て元と稱せり文永十一年〔西曆千二百一十四年〕に至り大舉して來り西邊を侵し我守備軍奮戦して之を防ぐ會暴風起り賊遁れ歸るその後七年を経て弘安四年〔西曆千二百一十七年〕に至り元は初回に數倍せる兵力を以て再び來寇せしもまた颶風の爲めに大敗せり其後元は尙屢來襲の企を起したれども敢てまた來侵せざりき

この事變の前後に當り我國民の鬱勃たる元氣は之を制するに由なくして我邊民は對岸に密航して高麗及び支那人に交易を迫り終に焚掠を敢て



するに至りしかば、彼國人は之を倭寇と稱して畏るゝこと甚しく、屢使を我政府に遣して之が鎮壓を請へり、

第三期 元中元年〔西曆千三百一十二年〕高麗亡び、李成桂自立して、王位に登り、國號を朝鮮と改めたり、支那に於ては、是より先き、正平二十三年〔西曆千三百一十六年〕元亡びて明起りしが、明は建國の當時、屢使を我に派して、倭寇鎮撫を請へり、足利氏は、夙に海外貿易の利益の大なるものあるを認め、朝鮮に對しては、對馬の宗氏に託して通商の事を管せしめ、また明に對しては、その歡心を得んと欲し、倭寇の鎮壓につとめ、一方には、遣唐使の故制を復して、使を明に遣し、寺院及大名に、入明の特許を與へ、通商貿易を獎勵したり、

此期に於て、我國と西洋諸國との交通は開かれたり、初めマルコポーロの東洋紀行一たび出るや、東方ジバングの黄金國は、頻りに歐洲人の好奇心を惹起し、冒險を企つるもの多し、我明應永六年〔西曆千四百一十七年〕に至り、葡萄牙人は喜望峯を廻り、印度に直航する新航路を發見し、益進んで、臥亞に出で、之れを根

據地となし、十六世紀の初の頃より、支那貿易に従事し、盛んに各地に商館を建て、東洋通商の利益を壟斷せり、此の時に當り、西班牙に於ては、専ら力を亞米利加經營に用ひたりしも、大永元年〔西曆千五百一十一年〕に、墨其西哥を平定すると同時に、南米海角を経て、太平洋に出づる新航路を發見せしかば、直に非立賓群島を略取し、首府馬尼拉を根據地と定め、兩者互に東洋の商利を争ふこととなれり、而して此の時に至るも、兩者未だ黄金國たる日本を發見すること能はざりき、然るに、天文十二年〔西曆千五百四十四年〕葡萄牙の一商船我種子島に漂着し、島の領主種子島時堯に鳥銃を贈りたるが奇縁となりて、爾來葡萄牙は、四十年間、日本に於ける歐洲貿易の權利を獨占せり、

第四期 豊臣秀吉は、國內統一して國民の元氣充實せるを利用して、支那征伐を企て、兵を朝鮮に入れ、我兵向ふ所勝たざるなかりしも、和議成らんとするに際し、明の違約無禮を怒り、再び之を伐ち、中道にして堯ず、此戰役の爲め、日韓及日明の通商貿易は中絶したり、



西洋諸國との交通は、此期に稍盛になれり、天正〔西暦千五百七十三年より〕の末頃より、西班牙人も、平戸長崎等の地に渡來し、交易を營めり、

切支丹教は、始めて葡萄牙人に依て我國に傳へられたり、爾來、葡西傳道師の布教に努力したる結果として、忽ち國內に傳播したりしと、秀吉天下を統一するに及んで、天主教を禁じ、先づ宣教師に退去を命じ、且つ天主教堂破却の令を發せり、

第五期 家康將軍となるに及び、平和の手段によりて、國益増進の途を圖り、通商貿易を獎勵したり、先づ宗氏に命じて、朝鮮と修交せしめ、之によりて日韓通商は復舊したり、家康、また明と國交を復せんとつとめしかど、明從はずして止む、この後、明治維新に至るまで、兩國の國交は杜絶したり、但し商人は盛んに來りて、互市を營めり、

西洋及南洋諸國との貿易は、前期の末より、この期の初に亘りて最も盛なり、前期の末に當り、慶長五年〔西暦千六百十年〕和蘭の商船、ローフデ號は暴風に遭ひ、豊

後に到着したり、家康は、其船長和蘭人ヤン、ヨーステン、航海士英吉利人ツイリアム、アダムスを引見して、和蘭船を相模浦賀に廻航せしめ、江戸に於て、二人に邸宅を興へ、時々引見して、海外の事情を談せしめたり、〔アダムスは、この後に四回、此兩人の住みし町を彼等の名に、和蘭人及英吉利人の我國に渡來せしは、之を嚆矢とす、〕

慶長十四年〔西暦千六百九年〕和蘭船二隻、肥前平戸に來り、幕府より通商の許可を受け、商館を此地に設けたり、

慶長十六年〔西暦千六百十一年〕亦た、和蘭船二隻、平戸に入津す、商館長スペツキス等は、陸路駿府に至り、將に前年通商貿易の許可を得たるを謝し、更に要請する所あらんとしたり、然るに、是より先き、慶長十四年〔西暦千六百九年〕馬尼拉總督ロドリゴは、任滿て歸國の際、海上難風に遇うて、我沿岸に漂着し、圖らず江戸及び駿河に伺候するを許され、ロドリゴは、盛に和蘭人を誹謗して、其貿易を許可せざらんことを勸誘したり、斯る讒訴の後なりしを以て、スペツキス等は、家



康の信用せる英人アダムスを介して、事情を陳述し、纒に其要求を容れられ、更に江戸に到りて、將軍秀忠に謁せり、翌年和蘭國主は、使を遣して書を家康に贈り、商船保護の好意を謝し、天主教の弊害を説いて、西班牙の密謀を告げ、彼等が政教相俟て、常に他國を侵略する所以を陳述せり、これによりて、幕府は、和蘭人は、全く耶蘇教徒にみならずと信ぜしものゝ如し、是を以て、寛永の鎖國令出でし時にも、歐洲諸國の中、和蘭のみは、通商貿易を存続することを得たり、

慶長十七年六月、西班牙の使節來りて、我邦とノビスパニア（今の墨西哥）との間に通商を開き、基督教を弘めんと請ふ、家康之に答へて、通商は許し、布教は禁ずる旨を述べ、

慶長十八年（西曆千六百四十三年）英國甲比丹ジョン・セーリスは、英國東印度會社の命を受け、國王ゼームス一世の書翰を齎し、長崎に到着せしも、當時和蘭人の妨ぐる所となりて入港することを得ざりしかば、轉じて平戸に入津し、領主松

浦侯より、此地に商館設置の許可を受け、コックスといへるものを留めて、その事を掌らしめ、自ら出府して家康に謁見し、國王の親翰を呈し、通商の許可を得んと欲し、駿河に於て家康に、江戸に到りて秀忠に謁し、方物を獻じて、通商を請ふ、家康は英吉利國王への返翰を與へ、併せて通商免許の朱印を授けたり、然るに、當時印度に於ける和蘭商會は、資力勢力共に遙に英國商會を凌駕し、後進國たる英吉利は、到底之れと競争すること能はざるを察し、元和七年（西曆千六百一十一年）に至り、英吉利は遂に日本貿易の利なきを見て、平戸の商館を引拂ひたり、

慶長十八年（西曆千六百四十三年）伊達政宗は、家康の旨を受けて、家臣支倉六右衛門を西班牙及び羅馬に遣し、ノビスパニア通商條約の締結を謀らしめしも、議合はずして止む、

當時葡萄牙商船は、臥亞より、西班牙は、呂宋より、屢、我國へ來航せり、我國よりも亦此等の地方を初めとして、安南暹羅東埔寨（カンボジア）に及び、また遙かに瓜哇等



に赴きて、貿易を營むもの多く、幕府は年々數十通の渡航朱印を發し、諸大名商賈等はこれを受け、盛んに貿易船を派遣したり、之を御朱印船と稱す。

かくの如くにして、航海の業大に進み、國民は愈々海外發展の機會を得たり、山田長政の暹邏に於て國相となりたる、濱田彌兵衛が臺灣に於て、我國人を苦めたりし和蘭甲比丹を懲し、天竺德兵衛が印度を探檢したるなどは、その著しきものなり。

切支丹教に對して、家康は初め之を默視したりしも、遂に秀吉の政策を繼承して之を禁じ、強硬手段に訴へたり、爾來禁令漸く嚴を加へたりしが、家光將軍の代に至り、禁を犯す者止まず、寛永十三年〔西曆千六百六十六年〕に至り、幕府は切支丹禁壓の政策上、邦人の海外渡航を禁じ、葡萄牙人を長崎出島に移し、市中の雜居を禁じ、猶益、其の禁令を厲行したり、翌寛永十四年〔西曆千六百七十七年〕に至り、九州の切支丹教徒は、其壓迫に堪へず、遂に亂を作せり、天草の亂是なり、亂平ぎて後、寛永十六年〔西曆千六百六十九年〕に至り、幕府は斷然海外交通を止め、鎖國令を

布き、外國貿易は長崎一港に、通商は支那〔此頃清興りて、明に代れり〕及和蘭二國に限りて之を許せり、(第一圖)〔寛永の鎖國令發布後に於ける長崎の光景を示せるものにして、福田甚八所藏のものより寫す。〕

その後、葡萄牙、西班牙は、漸く英吉利に壓せられて、復振はず、英吉利も亦内地の經營に忙しく、東方に手を伸すの暇なかりしかば、和蘭は獨り日本との交通の利益を占めたり。

十八世紀の末に至り、歐米諸國に劇烈なる戰亂起りて、亞米利加合衆國は獨立し、佛蘭西も亦大革命を生じたりしも、其後十九世紀に及びて、ナポレオン一世、絶海の孤島に謁せられてより、歐洲諸國は漸く靜穩に歸せり、是に於て、その勢力は、漸く轉じて東方に向はんとせり。

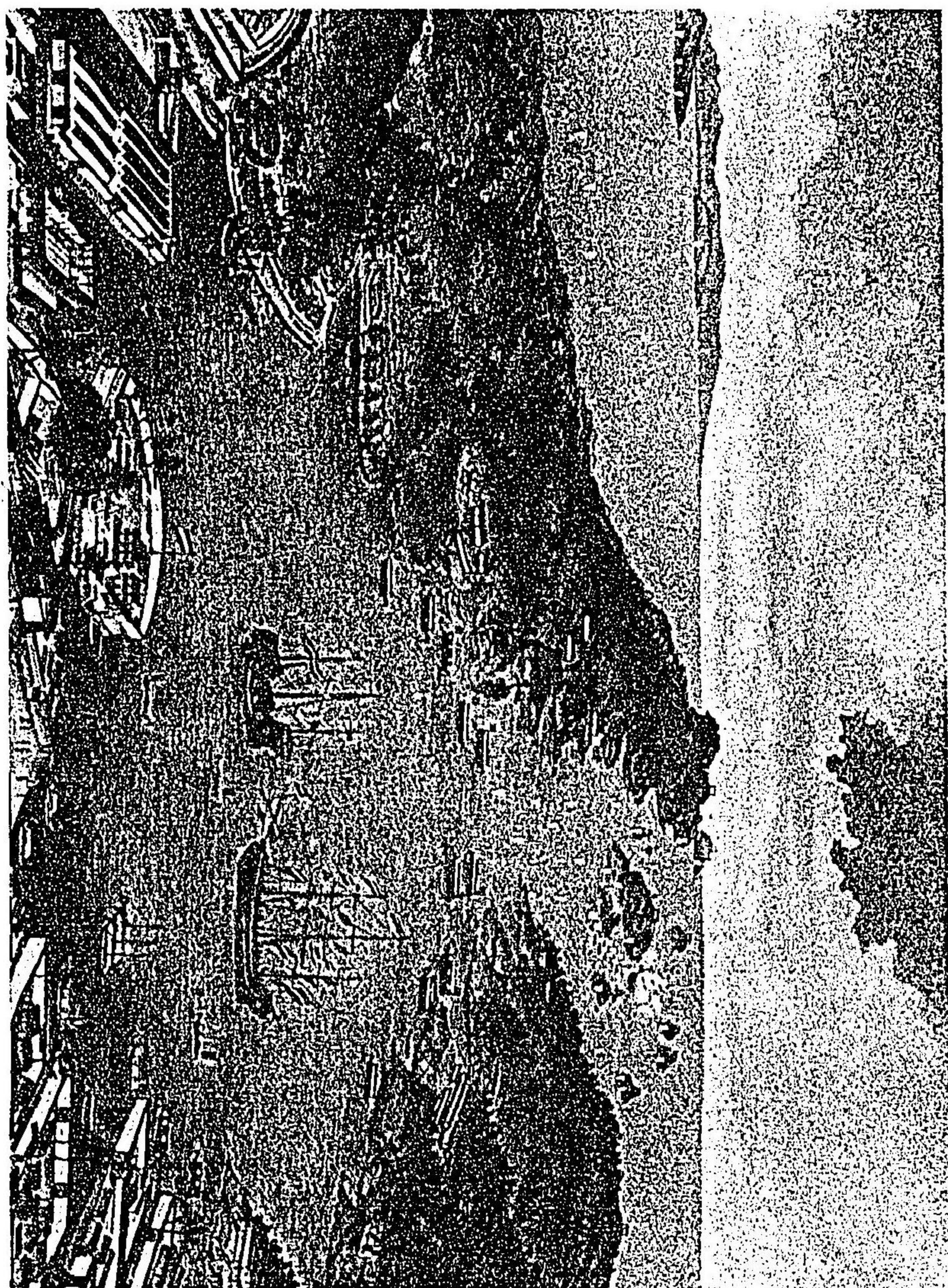
この間科學の發達著しく、蒸氣船の發明ありてより、航海の業に一大進歩を促すあり、西人の東方に著目するもの漸く多く、英吉利は印度の經營に力



を盡し、次第に支那海にその勢力を及ぼし、露西亞も亦意を東方に用ひ、西比利亞を經略し、夙く手をカムチャトカ及千島樺太に伸して、我北邊を窺へり、文化元年〔西曆千八百四年〕露西亞のレザノフ長崎に來りて通商を請ひ、幕府の謝絶によりて空しく歸りしが、後數年にして露船北海に寇し、英吉利船もまた長崎に闖入す、これより攘夷の論起りて、文政八年〔西曆千八百二十五年〕に至り、幕府は終に異國船擊攘の令を下し、異國船は容赦なく之を擊退せしむ、文政の攘夷令是なり、尋で其非を論ずる者あり、天保十三年〔西曆千八百四十二年〕に至り、少しく之を緩和して、異國船擊退を止め、薪水を給し、鎖國の旨を諭して、歸帆せしむることゝしたり、天保の緩和令是なり、

是時に當り、亞米利加合衆國はその獨立以後、國運駸々として進み、世界屈指の富強となれり、我弘化三年〔西曆千八百四十六年〕には、墨其西哥と干戈を交へ、其結果として、カリフォルニヤ州は、其有に歸せり、是に於て、米國は太平洋を隔て、亞細亞と直接交通の便利を得るに至れり、之に加ふるに、蒸氣船の發明あ

圖一 幕府



幕府時代の長崎全景



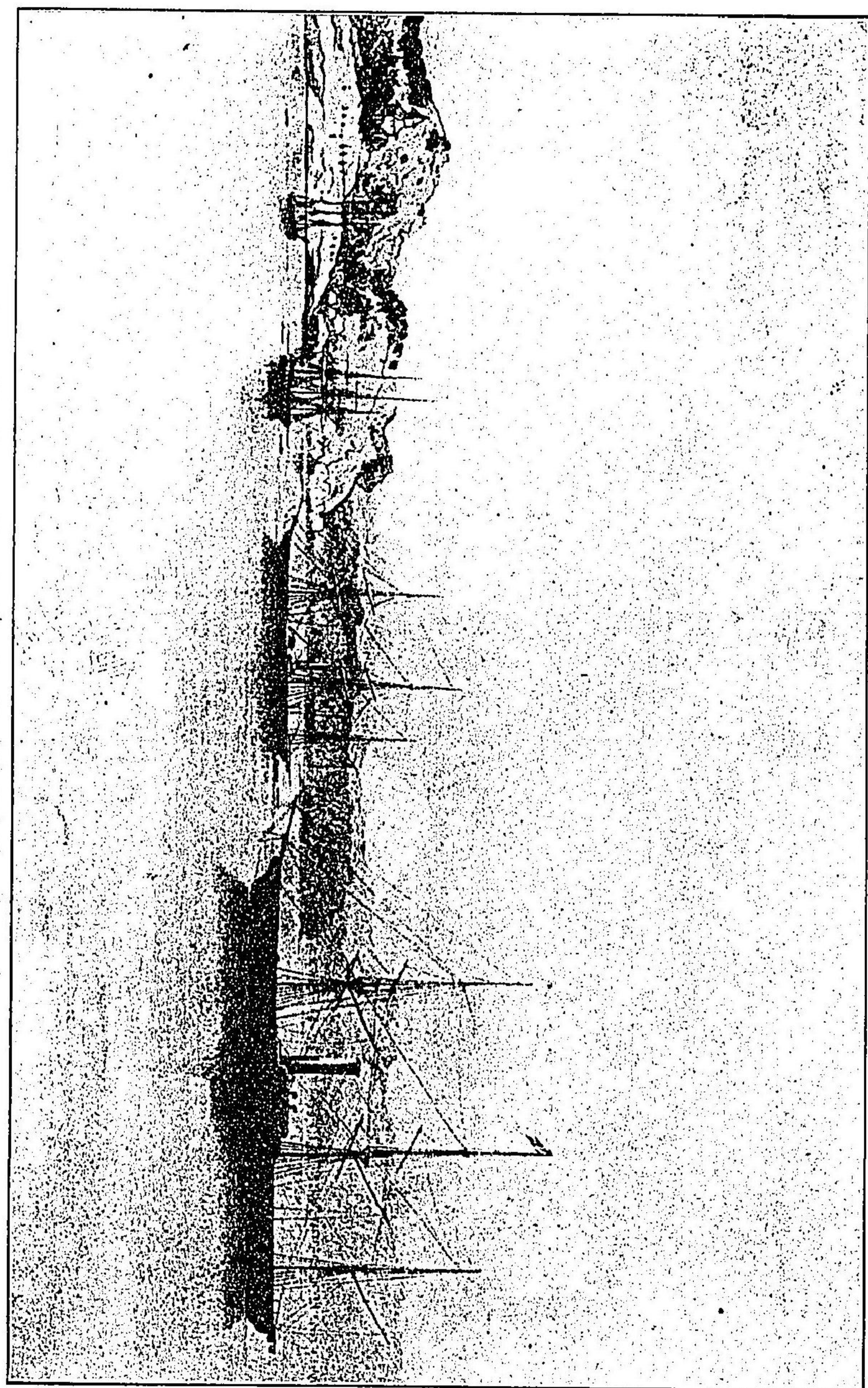
りてより航海の日數益、短縮せらるることとなりしが汽船の航海には必ず途上石炭供給の良港あるを要す、是によりて、若し日本に若干の港を開き其供給に應ぜしめ、以て兩大陸交通の衝に當らしめば、極めて便利なるべしとは、當時米國に於ける當事者間の希望なりき、かくて米國は、我國と和親通商條約を締結せんと欲し、遂に墨其西哥戰爭に其名を博したる水師提督ペルリを以て全權使節に任じ、此使命を齎らさしめたるなり。

嘉永六年（西曆一千八百三十四年）ペルリは軍艦四隻（艦名、サスクハナ、蒸氣フリゲイト、ミシシッピ、蒸氣、コルベット、サラトガ、ラブリマス、帆船、ゴ）を率ゐて、相州浦賀に渡來し、（第二圖、（ペルリ日本遊））久里濱に上陸して、浦賀奉行戸田伊豆守に國書を呈し、通商貿易を請ふ、幕府明年を以て之に答へん事を約して去らしむ、翌年に至り、ペルリは約に違ひ再び江戸灣に來航し、（第三圖、（工學博士櫻井春三の所蔵にかゝる寫眞より轉寫したるものにして、同氏の米國に出張の際、ペルリ渡來の事情を取調べしとき、米國海軍省より特に同氏に寄贈））當時艦隊は七艘より編成せられ、其旗艦「横濱に於て、幕府の全權委員林大學頭と談判を遂げ、通商條約に調印したり、而して此條約の結



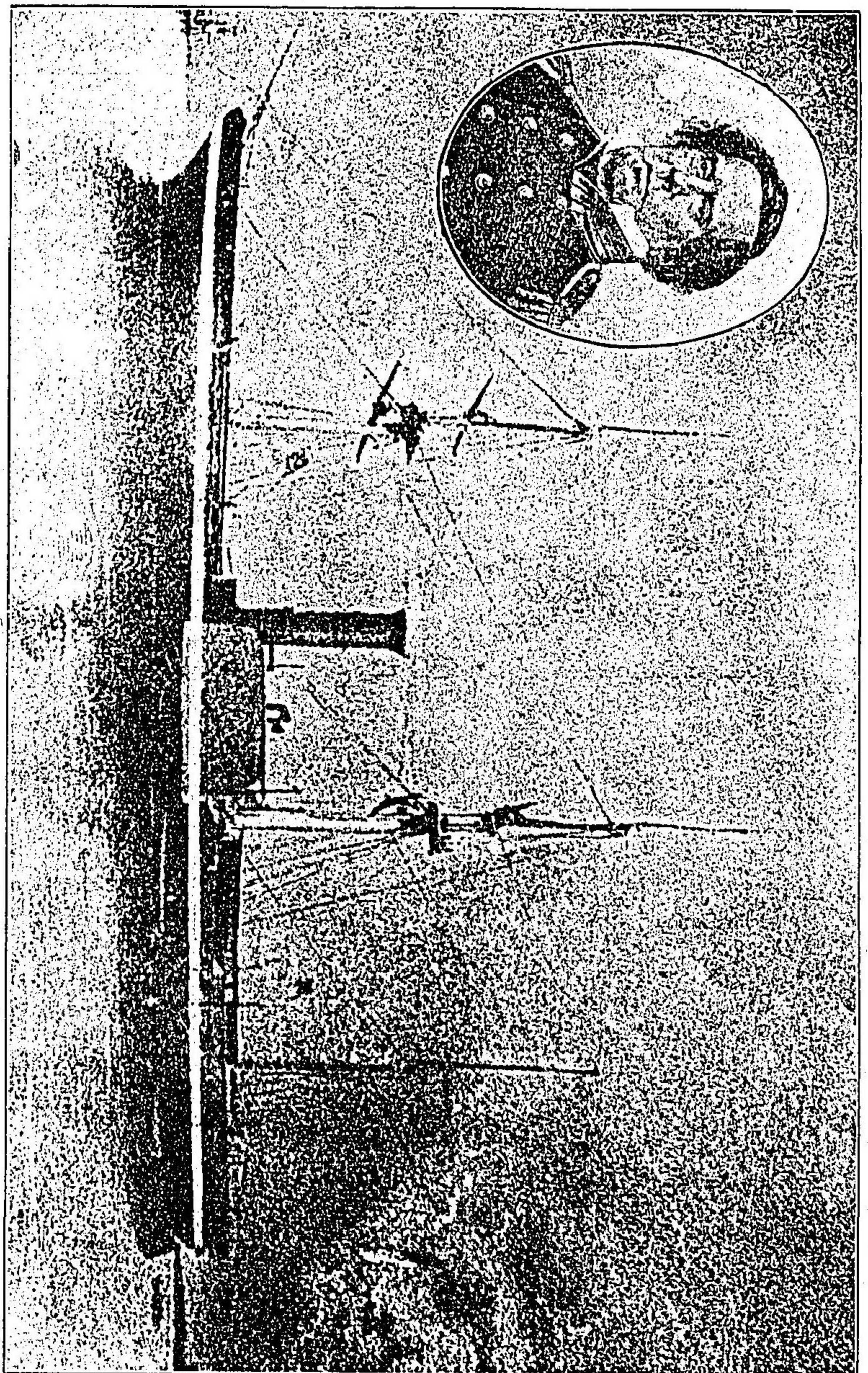
果、長崎の外に、新たに下田・函館の二港に於て、薪水糧食の供給を許すこと、なれり。

ペルリの來航と相前後して、露西亞の使節プーチャチン〔第四圖は、蒸氣軍艦四隻を率ゐて、長崎に入津して、樺太の境界を定め、通商を開かざること乞ふ、〔長崎に於て蒸氣船を見たるは、之を以て始とす〕幕府は全權委員を遣して、談判の結果、樺太の境界劃定は、實地踏査の上再議すること、和親通商條約の議は、會、將軍家慶薨去したれば、其決定には兩三年を要すべし、但、他日他國に之を許すあらば、露國は最惠國約款に遵ふべきを約し、プーチャチンは長崎を去れり、さて、翌年樺太境界委員會合の期に至り、露國は恰もクリミア戰爭の起るに際し、其約を果す能はざるにより、プーチャチンは其事情陳謝の爲め、函館より軍艦、デイヤナ〔第四圖〕（プーチャチンの肖像は、佐山芳太郎氏所藏に係り、）に座乗して、大阪に至り、轉じて下田に入港し、爰に幕府の全權委員と會合して、樺太境界に關する談判を開けり、時偶、安政の海嘯に際し、軍艦、デイヤナは暗礁に觸れ、將に覆没



黒ツル艦隊沖賀浦旋泊の光景

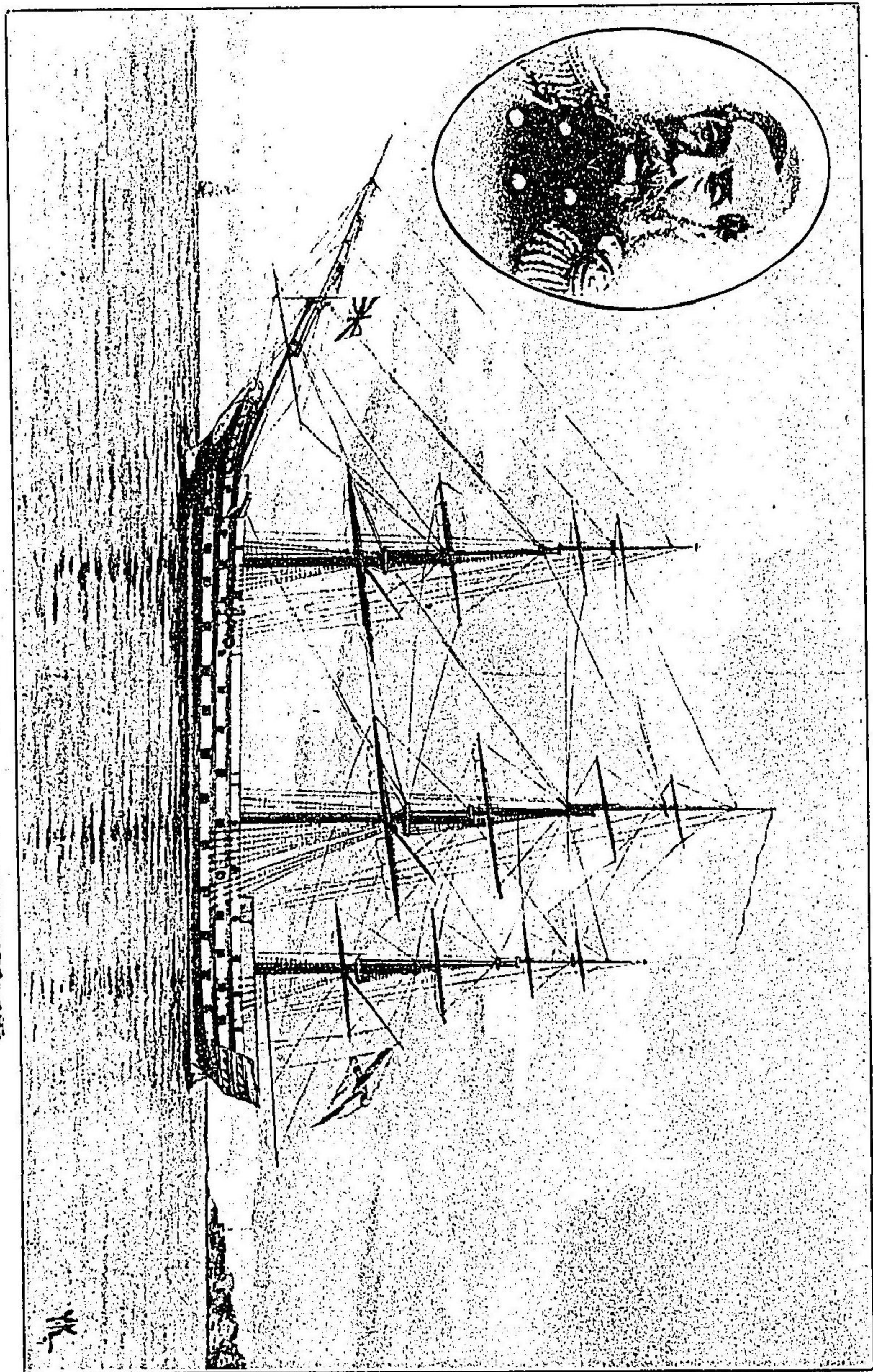




像付のリルベ師匠及、シクハマーボ「艦」旅隊艦船黒國衆合米北

圖 三 第





西郷隆盛及ペリー提督の肖像

第四圖



せんとせしを、艦員死力を盡して、漸くこれを免かれしめたり、然れども露人は英艦の來襲を畏れ、悠々下田に繫泊する能はず、幕府に請ひ戸田の良港に於て、艦底を修理せんとして、回航の途中、遂に海水侵入の爲め沈没したり、是に於て露人の進退谷り、終に意を決して、スクーナ二隻の新造に著手し、其工を竣へて、之れに投乗して北海に去れり、

當時我國は、既に米國と條約を締結したりしを以て、露國はさきの約定に従ひ、米國と同一の權利を得たり、この前後、幕府は英吉利和蘭の二國にも亦同じく三港を開放したり、

安政五年〔西曆千八百一十八年〕に至り、幕府は世界の大勢が、永く我領國の舊態を墨守するを許さざるを察し、遂に長崎函館兵庫神奈川新潟の五港を開き、米露英佛蘭の五國と條約を締結し、ついで葡萄牙普魯士瑞士白耳義及伊太利と通商條約を結べり、

嘉永六年〔西曆千八百一三年〕、米艦渡來の後、幕府は和蘭國王の忠告に鑑み、且つ世



界の趨勢を察し、鎖國孤立の國是となすべからざるを思ひ、又國防の急なるを感じ、先づ寛永の大船製造禁止の令を解き、諸大名に艦船製造の自由を與へたり、尋で文久元年〔西曆一千八百六十一年〕に至り、幕府は一般人民に大船を製造し、若くは既成の船舶を外國より購入することを許し、以て海運を奨励したり、幕府は港灣開放條約に調印を了し、事後其顛末を朝廷に奏せり、是に於て、諸國勤王攘夷の徒起りて、國論囂々たり、而して、此處置の責任者にして、過激黨の怨府となりし大老井伊直弼は、安政の大獄を執行したるを以て、上下の人心益激昂して、遂に萬延元年〔西曆一千八百六十一年〕三月三日に、水戸の浪士等、直弼を櫻田門外に要撃して、之れを刺せり、

是時に當り、諸方の志士、藩を脱し、東西に奔走し、攘夷を説き、討幕を唱へて、騷擾し、或は外國人を傷け、或は其館を襲ひ、又開港を主張するものを殺傷し、各地は殆んど無政府の状態に陥りたり、

薩摩侯の生父島津久光は、此形勢を見て、黙過すべからずとし、上洛して、公

武合體國論一致の説を唱へ、過激論者を抑へて之を諭し、朝廷に建言して策を進む、文久二年〔西曆一千八百六十二年〕五月、朝廷は爲めに、勅使大原重徳を江戸に遣し、島津久光をして、護衛の任に當らしむ、久光の使命を了へて、西歸の途につくや、生麥村〔神奈川県橋本郡〕に於て、英人四名騎馬にて、久光の前驅を犯し、かば、藩士は其一人を斃し、其二人を傷く、英國辨理公使ニールは、先づ幕府に談判して謝罪狀と償金十萬鎊を出さしめ、薩摩侯に對する交渉は、親ら之れに當らんとせり、而して、此交渉談判は不結果に終り、終に英艦の鹿兒島砲撃を見るに至れり、

既にして、久光國に還り、過激黨また勢を得、朝議一變して攘夷に決せしかば、同年十一月に至り、勅使三條實美は更に江戸に派遣せられ、將軍家茂に對面して、攘夷の決行を促したり、

文久三年〔西曆一千八百六十二年〕二月、家茂上洛して、鎖港の議を決し、遂に勅して、五月十日を期して、攘夷實行の日と定められしかば、幕府は到底實行の成算なく、



不本意ながら、此期日を列藩に布告せり、さて五月十日の期に至りて、當時討幕攘夷を主張せる過激黨の首領と稱すべき長州藩は、果して攘夷を實行し、遽かに下の關通過の外國艦船を砲撃せり、是れ英米佛蘭四國聯合艦隊下の關砲撃の原因なりとす、

幕府は、長州藩が、縦まに戰端を開きしを責めて、目付を遣し、に、長州藩は、その乗船を砲撃し、使を捕へて之を殺せり、是を以て、幕府は、いたく長州藩を憎めり、

その後京都守護職なる會津藩主松平容保は、薩藩の士及び朝廷穩和黨の論者と謀る所ありて、朝議また一變し、俄に長州藩士の入京を禁ぜり、浪士等之れに激して、兵を各地に擧ぐ、幕府諸藩に合して、討ち平げしめたり、

元治元年〔西曆千八百四十四年〕長藩の老臣等、兵を率ゐて京に至り、入京の禁を解かんことを請ひ、遂に禁闕を騒がす、守衛の兵これを撃ち、卻く幕府因りて奏して、長州征伐の介を下す、藩主毛利慶親、老臣三人を斬り、罪を謝して、事平ぐ、既

にして長藩の士二派に分れ、主戰黨の者起て、藩論を定め、更に兵を擧げしかば、幕府再び兵を出して之を伐ちしも、連戰利あらず、諸藩はその共に與するに足らざるを見て、之を助けざるのみならず、却て長藩と連合して、討幕の議を凝すものあるに至れり、是に於て、幕府の威勢殆んど地に墜ちたり、會、天皇崩御ありしかば、國喪の故を以て兵を收めしむ、

慶應三年〔西曆千八百七十八年〕十月十四日、將軍慶喜は時勢の已むべからざるを察し、遂に上表して、政權を奉還せんことを請ひ、翌十五日、勅許あらせられたり、同二十四日、慶喜將軍職を辭し、同年十二月九日に至りて、勅許せらる、是に於て、徳川幕府は廢止せらる、

かくて、朝廷は、政治を改革し、官制を定め、公家衆及び諸大藩主藩臣を以て、其新官に任ぜり、徳川の臣僚は、慶喜が此改革に與らざるを憤り、且一二大藩の政事を私するを疑ひ、慶應四年〔改元明治元年西曆千八百六十八年〕一月三日、慶喜は會津桑名等の兵を率ゐて京に入らんとせしに、薩長の兵錦旗を擁して、伏見鳥羽に



拒ぎ、大に之を敗る、所謂伏見戦争是なり慶喜は朝敵の罪名を恐れ、大阪より乗艦して、江戸に歸り謹慎す、朝廷は慶喜の罪を聲言して、征討軍を下されしも、四月十一日に至り、終に慶喜の罪を宥して、水戸に屏居せしめ、之と同時に江戸城を取り、軍艦兵器を收めたり、

同年閏四月廿九日、田安の徳川龜之助をして、徳川宗家を相續せしめ、五月二十四日、城地駿河祿高七十萬石を賜ふ、

徳川の家臣等、朝廷の處分に不平なるもの相率ゐて脱走し、兵を關東各地に擧ぐ、所謂彰義隊奥羽及函館戦争等是なり、而してこれらの亂は、函館脱走の首領榎本簽次郎大島圭介等が、明治二年〔西曆千八百六十九年〕五月十八日、軍門に降りしを最後として、全く平定したり、

要するに、米使水師提督ペルリ渡來より、幕府大政奉還に至るまでの十四年間は、江戸幕府の末期にして、内外重要問題は、四方に湧出し、外交問題に於て、殊に困難を極めたり、就中、最も深く幕府を心痛せしめたるものにして多

少海事に關聯するものは、

一 英艦鹿兒島砲撃

一 下の關砲撃

一 第三の長州征伐

なりとす、而して、此三海戦より生じたる影響と結果は、將に後編に於て敘する所あらんとす、

第六期 この期に於ては、汎く歐米各國と和親を結び、通商貿易を營みたる結果として、西洋の文明は、滔々として輸入せられたり、然るに、舊幕府時代及明治初年に締結したる條約は、その條件我に不利なるもの多きにより、之を改正せんことは、朝野の共に希望する所なりしを以て、十一年〔西曆千八百七十八年〕以來、屢々條約改正を謀ると雖も、事終に成らず、二十七八年〔西曆千八百九十五年〕戦役の際、外務大臣陸奥宗光、國別に談判して、まづ英國と新條約を締結し、各國これに倣ひて、二十八年より三十年〔西曆千八百九十七年〕に至り、遂に列強との間に對



等條約を完成し、三十二年〔西曆千八百九十九年〕七月を以て、實施せらるゝ事となれり、朝鮮との國際關係は、慶應三年〔西曆千八百六十七年〕徳川幕府の没落と共に、一時斷絶したるを以て、維新の初政府は、屢使を遣して、舊好を温めんとしたるに、彼は之れに應ぜざるのみならず、無禮の事多かりしかば、朝野大に憤激し、征韓論盛なりき、明治八年〔西曆千八百七十五年〕我軍艦雲揚號〔艦長少佐井上真〕朝鮮海に航して、薪水を漢江河口の江華島に求めしに、忽ち陸上より發砲したるを以て、我兵應戰して、其砲臺を抜き、尋で詰問談判に及びたる結果、朝鮮は獨立國として、我國と對等の交際を爲すに至れり、

清國との關係は、明治四年〔西曆千八百七十九年〕彼我の間に、和親通商條約訂結せられ、唐以來十一世紀を隔て、國際關係は舊に復せり、  
明治十五年〔西曆千八百九十二年〕是より先き朝鮮に守舊の一派ありしが、是に至り遂に亂を作し、我公使館を襲ふ、公使花房義質以下身を以て免れしが、更に本國政府の訓令に依りて、談判を開き、條款を定め、謝罪の意を表せしむ、所謂濟

物浦條約これなり、此事ありてより後、我國は兵を派して、公使館を護衛し、清國も亦兵を派せり、

其後、朝鮮に於ける獨立事、大兩黨の軋轢つねに絶えず、明治十七年〔西曆千八百八十四年〕に至り、兩黨の争ひ終に破裂し、惹いて日清兩國の兵の衝突を起したりしが、翌明治十八年〔西曆千八百八十五年〕に至り、所謂天津條約は結ばれたり、是によりて、朝鮮に於ける我國と清國との利害關係の問題は、解決せられたるに似たりしかど、そはたゞ一時解決を延期したるに過ぎずして、終に明治二十七年〔西曆千八百九十四年〕に至り、兩國の大衝突を起し、翌年下の關係約によりて、清國は朝鮮の獨立を確認するに至れり、その後、韓國〔明治三十年、朝鮮國號〕は、つねに露國に近づき、親日親露二派の軋轢つねに絶えず、

日清戦争の終局に、苴苴露國は佛獨の二國と同盟して、日本が清國より獲得したる遼東半島を、永久に領有するを以て、東洋の平和に害ありとし、我政府に忠告する所ありしにより、我はこれを容れ、遼東を清國に還附したり、然



るに露國は、其後清國より遼東を租借し、旅順口の防備を嚴にし、益、手を東洋に伸して、事實上滿洲を占領したり。

明治三十三年〔西曆千九百年〕清國に義和團の亂起りて、列國公使館を圍む、是に於て、日英米露佛等七國聯合し、我國は、此聯合軍の主力となりて、列國臣民を救助したり、この亂に乗じて、露國は大兵を派して、遼東に駐屯せしめたりしが、翌年北京平和條約成りて、列國は北清駐兵を漸次撤退せしめしに、獨り露國は期に至るも之れが約を果さざりしのみならず、益、北韓の地を壓迫せり、是に於て我れは韓國の獨立を確め、滿洲の清國主權を復して、之を世界に開放せんとし、此旨を以て清韓に警告し、露國にも交渉せしに、露國は我國の提案を否定したり、是れ即ち三十七八年に起りたる日露戰役の原因なりとす、而して此戰役の結果として、遼東半島の租借權は、露國より日本に移され、韓國は我國の保護國となれり、之によりて、我國は統監府を設けて、その保護指導の任に當り、以て今日に及べり。

## 第二章 開國以前に於ける造船業の消長と航海術の進歩

第一期 建國前後に於ける渡海運搬器具は、如何なるものなりしやを察するに、蓋し丸木船第五圖〔本船は大坂博物場に保存する所に係る、明治十一年は樟と、同村櫻井徳兵衛所、石地との間に跨る土中より掘出せる、丸木舟にして、其材は一尺八寸、中央に於て二材を嵌接す、嵌接の部は、長五尺七寸、嵌接の兩端より、船の首尾兩端に至る距離は、一方は十一尺、他は二十一尺三寸にして、短き方は其兩端に於て之を切斷せるが如き痕跡あり、若し嵌接の前後同長なりしは、本船は往古未だ釘船の總長は五十尺に近し、又釘を使用せし痕跡なきを以て見れば、本船は往古未だ釘船なき時に於て製造せられたるものならん、其千年以上の物のたるは論なきべし、蓋し其釘を用ひずして、二材を嵌接せる、技術に至りては、頗る妙なりと謂ふべし、〕

神話傳説に依れば、日本民族の祖先は、夙くこの國土經營の當初に於て、樟を以て船を作れり、又素戔鳴尊は、韓國に往來し給へりと、稻飯命も此に渡りて、新羅の國王となり給へりと、此頃既に不完全ながらも、船舶の需用開け、之を尊重し

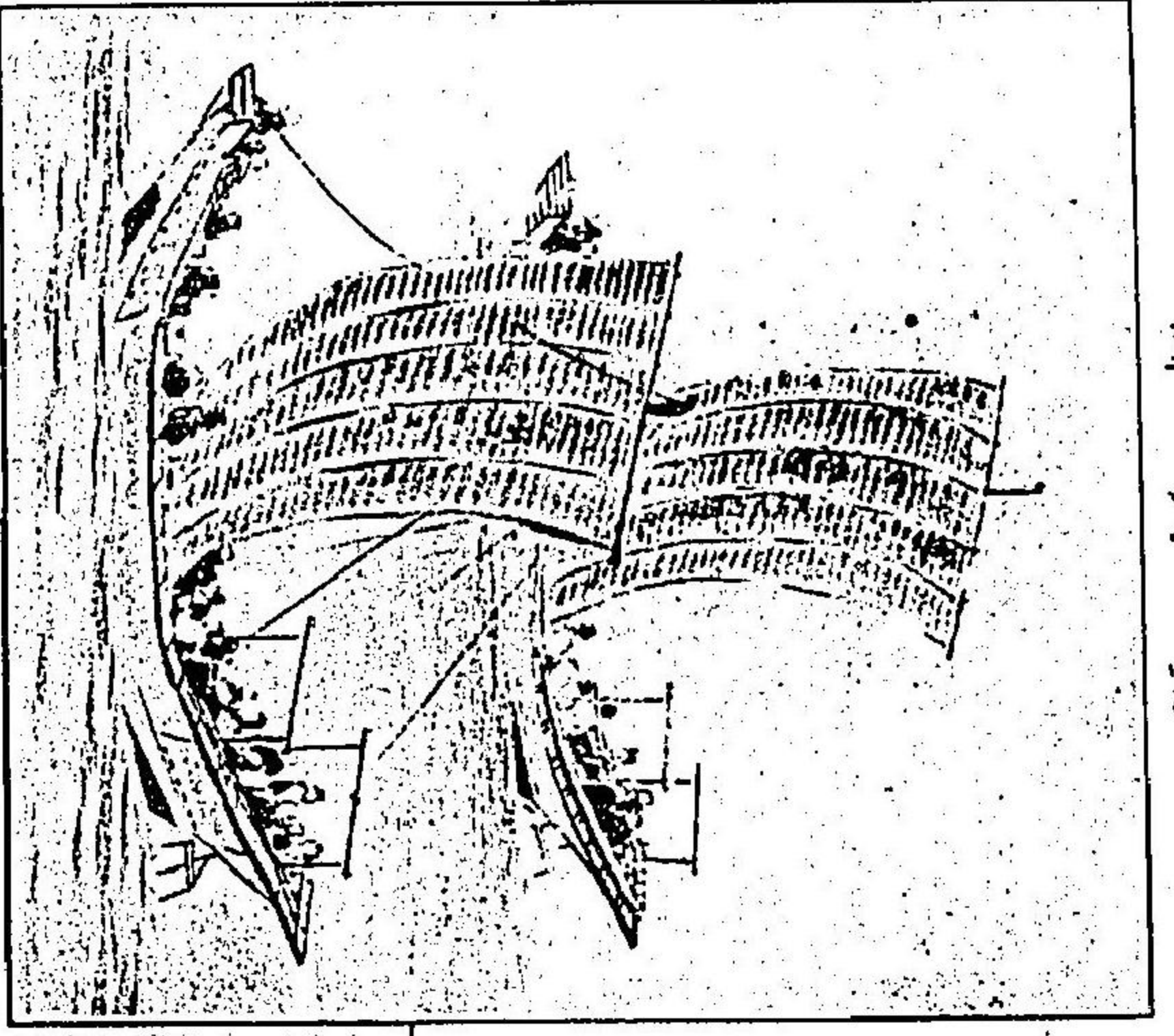


たりしが如く、之を浮舟と稱し、或は神として尊びたるもの、如し、神武天皇の東征せらるゝや、實に舟楫に藉りて兵を進めたりとあり、船舶の用大に開けたるもの、如し、崇神天皇十七年〔西暦八十年〕諸國に令して船舶を作らしめ、以て調貢運搬に便せしむ、造船業の稍盛なりしこと知るべし、仲哀天皇の熊襲征伐の爲めに、筑紫に幸せられしとき〔天皇八年、西暦百九十九年〕其地の豪族天皇を迎へんが爲め、九尋の船を造れりといふ、當時船舶製造の業多少進歩せしを見るべし、神功皇后の遠征〔西暦二百年、仲哀天皇九年〕にも、多少改善したる此種の器具を使用せられたるならん。

但し、傳説に依れば、此時代に既に帆を用ひたりといへり、福岡縣糟屋郡名島村名島に、一つの橋の化石あり、其長さ約九間あり、傳説によれば、神功皇后三韓征服の時使用せられたる一船の橋なりといふ、此化石は、固より當時の船の橋にあらざるべく、此傳説また容易に信すべからずと雖も、當時帆を推進器に用ひたることは、或はこれありしならん。

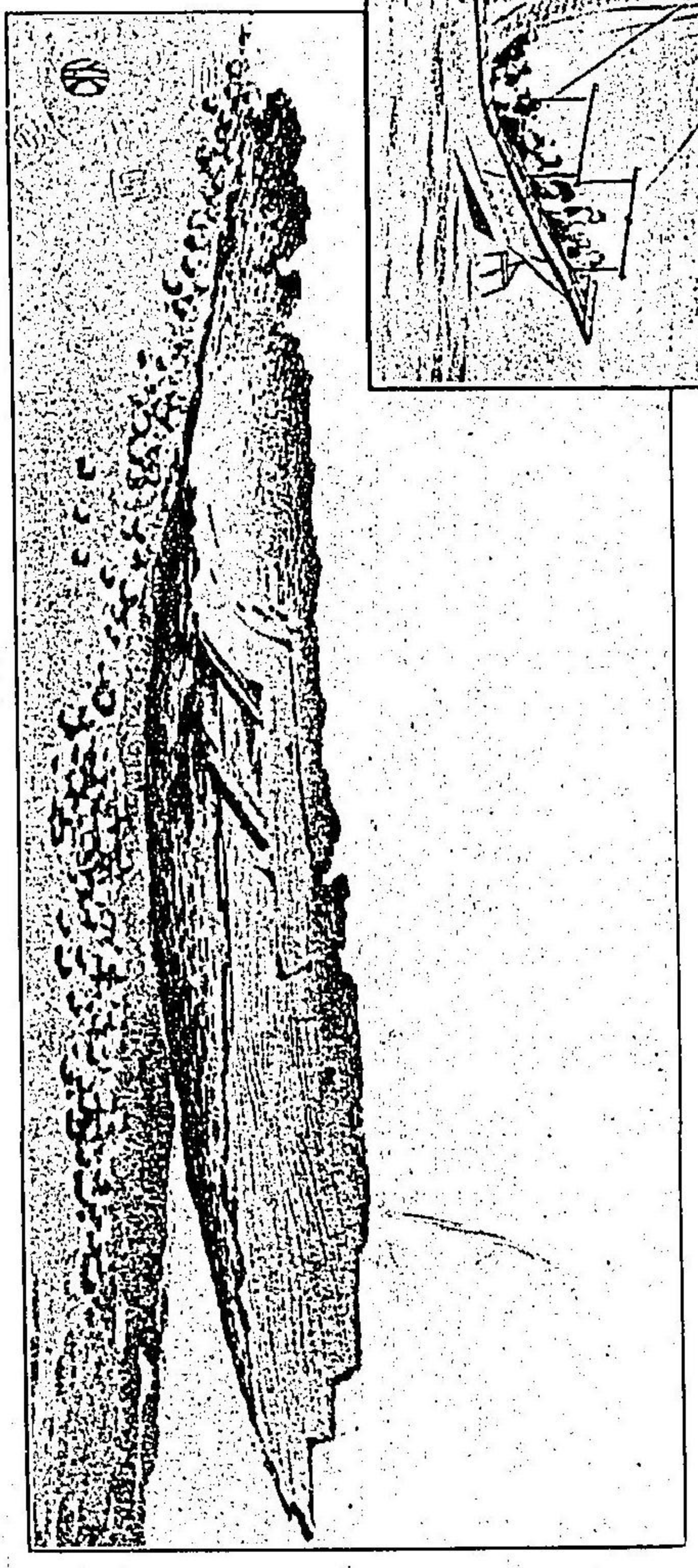
應神天皇の時〔同天皇五年、西暦二百七十四年〕伊豆に於て、一船を作らしむ、長十丈之れを

圖六第



一 遍上人伊豫國三島神社へ參詣の乗合船

圖五第



舟木丸の代古



607  
舟

枯野と命名したり、その後、新羅より造船工を獻じ、新羅式なる船を製造したり、また諸國をして、船五百隻を貢せしめ、悉く武庫水門（今兵庫）に集む、仁徳天皇の時、遠江國をして大船を造らしむ、孝徳天皇の時（西曆六百五十年）百濟の船工にして我國に歸化したるものありて、百濟式なる輕快の船を製造せしと云ふ、然れども、この頃に於ける船舶は、如何なる構造なりしや、今知るに由なし、支那と關係始まりし以來、支那式の船を作りしも、是亦如何なる構造なりしや、今知るに由なし、唯其當時の船は、米穀の積量或は船客の數を以て、其大小を定むる標準としたり、而して、其大なるものは、船客百人内外を容るゝに、適せしものゝ如し、想ふに、當時は主として櫓を用ひ、補助として帆を用ひたるものならん、而して、唐朝と交際頻繁なる頃には、我國の造船業は大に發達し、船客百五十人に適する大船を、三ヶ年間に五百艘をも製造し得る程度に達したりと云ふ、又此頃に於て、造船技術漸次進歩し、巨木を穿つに代ふるに、木板を合縫し、又低き甲板を備へたるものをも製造するに至れり、



上古は、世襲の官職船部と稱するものを置きて、造船のことを司らしめたり、後、兵部省中に主船司といへるものありて、造船の業を管理したり、遣唐使の派遣せられし頃には、政府は航海毎に、特に造船使といへるものを命じ、使船の積量其構造等の状況を報告せしめ、必要に應じ、之が修理若くは新調を爲さしむる等、大に海運の發達改善を計れり、此等の遣唐船は、齊明天皇五年〔西曆六百〕の頃までは、すべて朝鮮沿岸を航し、北路を迂回し、渤海灣に入り、山東角に上陸し、唐の都長安〔西安、現今〕に到るを常としたり、斯の如き迂回の航路を取りし所以は、船舶の不完全なるに因りしならんも、また航海術の發達せざりし當時にありては、何事も朝鮮人の指導を仰ぐこと、最も便利多かりしにも因るなり、文武天皇慶雲の頃〔西曆第六八〕に至りて、始めて一つの直接なる新航路を採りたるもの、如し、即ち九州の沿岸より、直線に、楊子江岸に渡り、寧波に到りしもの是なり。

遣唐船の航海開始に當り、船舶構造の不完全なりしと、また航海術の幼稚

なりしとに因り、遣唐使を載せたる使船の如きは、多大の危険を冒し、中には難破して、船と運命を共にせしもの少からざりしにより、朝廷は太宰府に命じて、九州沿岸に航路標識を建設せしめたり。

遣唐使の制廢せられたる後は、渡海船の製造は衰微せしも、之に反して、河池の快遊船の製造は盛になり、また、内國航路は大に發展したり、其主眼たる目的は、貢税を京都に納むること、並に官吏の移轉なりき、而して北陸沿岸の船舶は、先づ角鹿〔敦〕に輻輳し、夫より陸路及び近江琵琶湖の便に依るを例とし、又反對沿岸の貢船は、難波の港〔大阪〕に集合したる後、淀川に依りて目的地に達せり、また、西國に於ては、博多は船舶運漕の中心として、永く其繁榮を維持し、以て第五期に及べり。

此時代には、我國には、軍艦と商船の差別なかりしに、高麗にては、既に軍艦を製造せしもの、如し、彼の刀夷賊來襲の時〔西曆千九百〕我國人の中賊に虜にせられ、高麗軍に救はれて歸りしもの、話によれば、高麗の船舶中、其船首



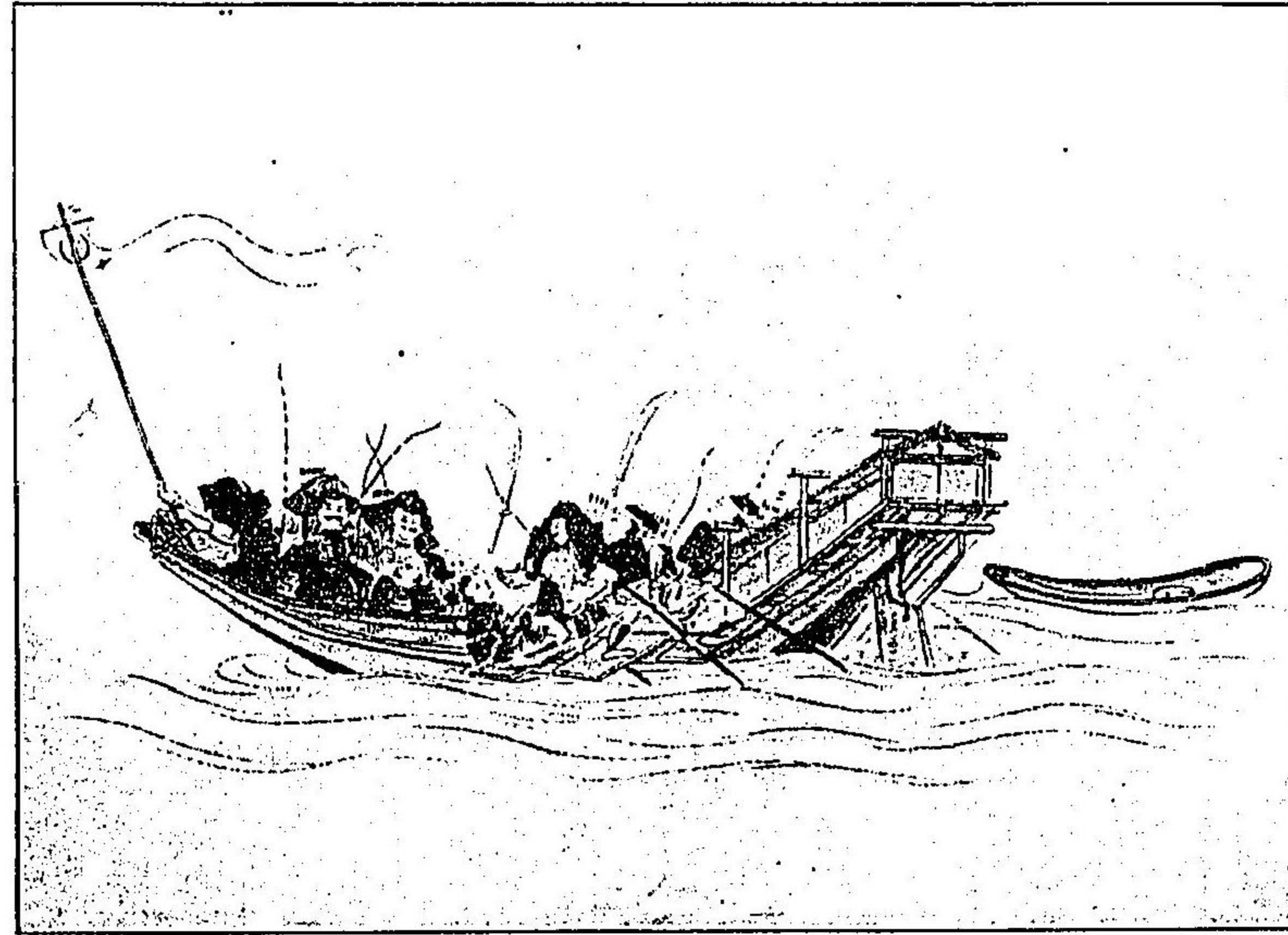
の突出したるものあり、而して其突出したる部分は、鐵を以て之を覆ひ、敵船を衝き破るの用に供せりと、是れ即ち軍艦の衝角に外ならざるべし。

第二期 此時代に於ては、二三者の隨意に支那に航したると鎮西府の使を支那に發したることありしを除くの外、鎌倉幕府は自ら海運を司り、過書宿次奉行なるものを常置して陸上及海の交通を管理せしめ、また特に船奉行なるものを置き、船舶行政に係る一切の事務を掌らしめたり、而して幕府は公然海外貿易を許さざりしを以て、遠洋航海は、大に弛廢し、隨うて遠洋航海船の製造も殆ど廢止せられたり。

實朝將軍は鎌倉由比濱に於て支那より來りし一工人陳和卿に宋式の大船を造らしめたることありしも、終に浮ばざりしと云ふ、此工人は佛工なれば固より造船の思想を有せざりしならん、當時造船術の盛ならざりしは、此事實によりて證明せらるべし。

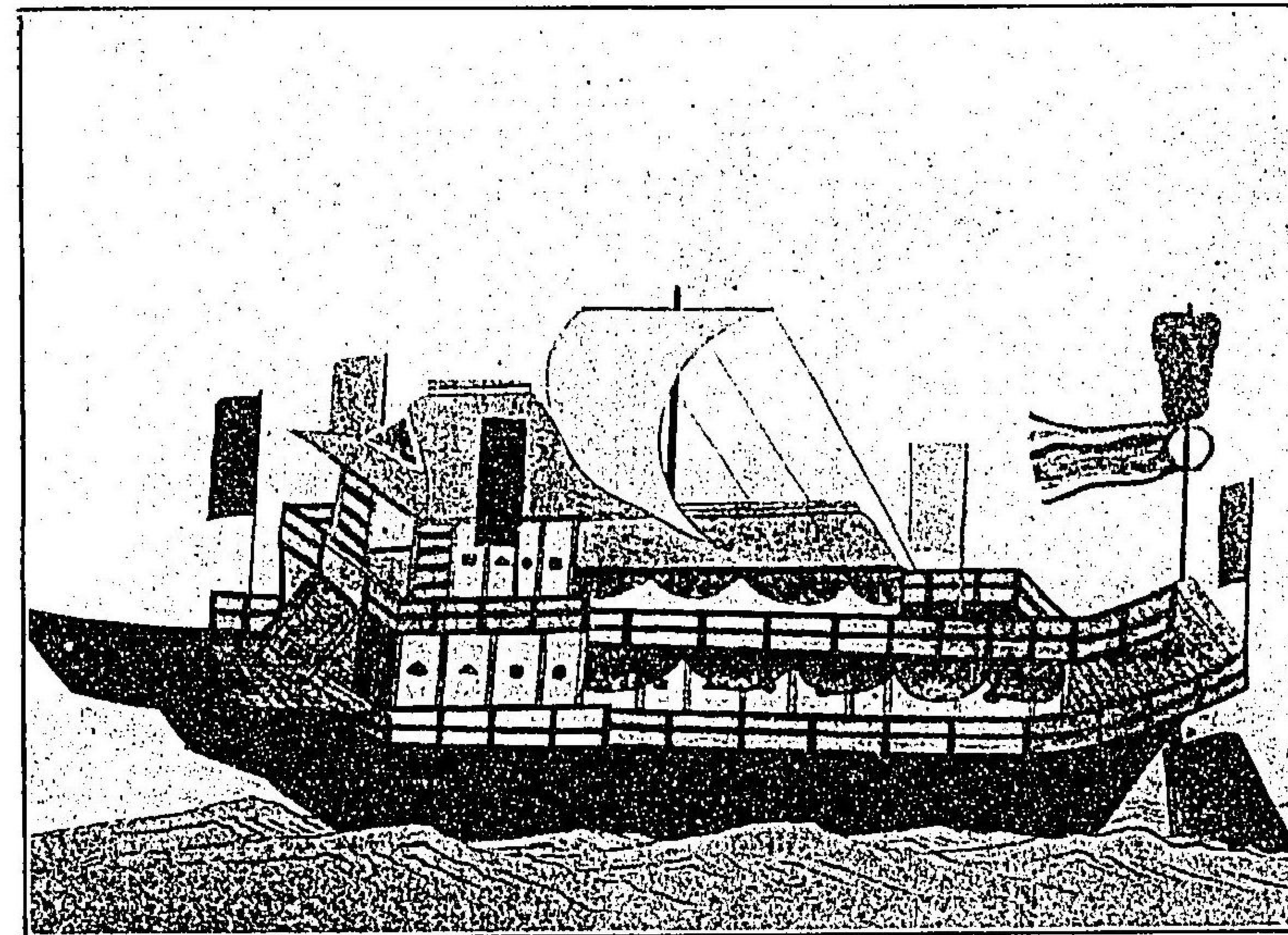
之に反して瀬戸内海及沿岸航路用のものは大に進歩したり、當時の船舶は一見今日の大和形船と大差なきが如し、第六圖(原圖は一廻上人繪卷に掲載)

圖 七 第



船の用使時の戰海寇元

圖 八 第



丸 本 日



の代に成りしものにして、當時又此時代の繪畫に信を置き得るものとせば、丸木の船の如きは、端舟の用に過ぎざりき、第七圖(原圖は帝室御物にあり、弘安四年西曆千二百八十一年、即ち元寇當時)の人竹崎五郎季長が、畫工土佐長隆父子をして畫かしめたる蒙古襲來繪詞に掲載せるものにして、以て當時船舶の一斑を知るべし、其船形は後代のものと趣を異にし、清手の爲めに、特に端艇側に丸木舟を設け、又碇は木製なり、此蓋し此時代に於ける外寇防禦の必要は、自ら我造船界に多少の新智識を興へしものならん。

第三期 室町幕府は、海外貿易の利益あるを認め、支那朝鮮の貿易を再興し、幕府自ら支那と貿易を營みたるのみならず、尙ほ天龍寺を初め、他の寺院及諸大名にも、海外貿易の特典を興へたり。

室町幕府は天龍寺といへる一寺を建立せんと欲したるも、其費用乏しきを以て、支那貿易の權を、同寺に特許したり、是れ政府外に海運の特許を興へたる初めとす、之によりて、天龍寺は、歳々二艘の貿易船を出し、大に利益を収めたり、所謂天龍寺船是なり。

又幕府の末期に至りては、地頭商人等も、貿易船を出して、其利を收めたり、幕府は、過書宿次奉行の外、唐船奉行なるものを置き、外洋に航する船政を



司らしめたり、而して朝鮮に關しては、幕府は對馬の大名宗氏をして、其外交の衝に當らしめ、自ら貿易に従事し、また宗氏にも通商を許可したり、其結果として、久しく衰へたりし造船業は、復た盛大になれり、當時支那交易に使用せられしものは、通常船客の數凡百五十人、貨物積載量凡七八十噸なりとす、而して其構造は、鐵釘を以て、木板を縫綴したり、裝帆も稍や完備の域に達し、帆は主用の推進器となりて、櫓は之れが補助たるに至れり、又朝鮮貿易に使用せしものは、之れと同一の形式に屬するも、其大さは稍や小形なりき、對岸に出沒して、朝鮮支那の二國を苦しめたる海賊、所謂倭寇の使用したる船舶の構造は、大なる長方形の木板を用ひ、鐵片を以て之れを縫合したり、而して船形は卑隘にして、船底は平なり、且つ、櫓は移動すべき装置にして、其數二本なるあり、また五本なるあり、無風若しくは逆風の際、之れを仆し、漕櫓に依れり、而して順風の時は、角帆を使用し、其中心線は、桅に沿ひ、支那式の如き偏したるものに、あらず、又其大さは、大なるものは、乗組人員五百六十人に上るものありて、

小形のもの、と雖も、其員數八十人を下らずと云ふ、此海賊船は、船底平なるが爲め、水足弱く、横風、颯風を恐れたるも、支那沿岸の土民より、其構造法を傳習し、漸次改良を施したるもの、如し、此等の密航を事とせし航海者は、夙く貿易風を自由に利用する途を自得し、遠く支那高麗に渡航したり、而して一般航海術は、幕府が朝鮮及び支那貿易を再興するに及びて、一段の進歩を致し、船體の構造、裝帆の設備等の改良と相伴ひて、航海者は、貿易風の利用を明かに習得し、遺憾なきに至れり、斯の如き効果を來したるは、使僭西忍の力興りて、多きに居れり、

西忍は、天竺人なりといふ、蓋しアラビヤ人ならん、佛教の僧侶なりしが、其父は、文中三年、西曆千三百七十四年、我邦に來りて歸化せり、西忍は西曆千四百年代に於て、二回まで、我使船の嚮導となりて、其本國の航海術の思想を傳へ、自己の經驗に基き、期節と風の方向の關係を知り、我國の航海術に貢獻せり、

内國航路に於ては、伊勢の大湊は、本邦中部の要津として、船舶大に輻輳せり、



大湊は、宮川河口にありて、水利の便多く、紀伊・大和の國境には、森林鬱蒼せるを以て、造船材料を搬出するの便多し、これによりて、古來造船術は、比較的發達したりしが如し、鎌倉時代には、諸國廻船の支配をなし、南北朝時代に於て、大湊は、南朝の勢力範圍に屬し、以て東西連絡の鎖鑰となれり、戰國時代に於ては、伊勢船と稱するものありて、關東地方の航運を掌れり、秀吉の征明の役を起すや、志願島羽城主九鬼嘉隆に命じて、兵艦を造らしめしむ、其大部分は、大湊に於て製造したり、また第五期の初に於ては、角屋七郎次郎といへるものあり、盛に航海を營みたり、

遣明船の盛なりし頃には、堺は貿易の中心となり、その後歐羅巴人の來航するに及び、平戸は大に繁榮せしも、後長崎の開かるゝに及びて、平戸は衰微したり、

第四期 此期の初めに於ては、前期より引續きて、國內の戰爭止むことなかりしによりて、時勢の必要上、終に裝甲兵船を創製するに至り、之れを安宅と號せり、而して其舷側防禦は、彈丸の貫洞を防止するに充分なる堅牢の木板を以てし、斯くして舷壁を楯に代用せしむるの構造なりき、

此頃、兵船を稱して關船といへり、關船とは關所を守る船の意なりしも、後に一般に軍艦を意味するに至れり、

豊臣秀吉は、海外貿易を獎勵し、寺院諸大名は勿論、一般商賈にも、其特許を與へ、渡航の爲めに通行券を下付せり、是を以て、遠洋航船は單に支那朝鮮のみならず、西南諸國に渡航するに至れり、航海術も漸次歩を進めて、御朱印船の如きは、航海に缺くべからざる海圖羅針盤等を具備し、又天文学の應用をも始めたり、秀吉はまた、朝鮮征伐の爲め、諸大名に命じて、兵船を製造せしめたり、

秀吉は、征韓役準備の爲め、前年より命じて船を作らしめ、私領は高十萬石につき大船二艘、公料は高十萬石につき大船三艘、中船五艘を製造せしめたり、

是に於て、我造船界は、未曾有の盛況を呈せり、即ち日本丸、第八圖(原圖は、九船欄の圖家祖傳來の寫と稱し、九鬼氏家臣野津氏の所持したりしものなり、本船は、天正十九年(西暦千五百九十一年)の頃、九鬼嘉隆、太閤秀吉の命を受け、製造せしむるものにして、征韓の役終るや、島羽に繫留せり、其後多少改造して、大龍丸と稱せり、安政三年(西暦千八百五十六年)頃、廢朽に垂んとせしを以て、解撤せられたりといふ)と稱する一大船舶を首として、多數の新造をなせり、







朝鮮人の記録する所によれば、我兵船の内には、高く層樓を設け、或は三層に及べるものありといへり。

朝鮮支那の對岸に出沒して、海賊的行動を爲したるものは、此期に及びて、二種に分れて、各活動したり、一は海軍の方面に使役せられ、他は海賊生活を續けて、益發達し、遂に次期の初に及んで、安南邊に妨害を興へたりしも、漸次商況の好運に向ふと共に、彼等は純然たる海運業に従事して、我海運をして、大に發展せしめ、以て我國海員の濫觴をなせり。

所謂海賊の中、著名なるものは、伊豫の村上及び米島の諸氏とす、村上氏は、大永の頃(即西暦千五百二十年代)に於て、讃岐鹽飽島を領し、後天正の頃(即西暦千五百七十年代)に於て、毛利氏が本願寺を助けて、織田氏の軍に抗するに當り、毛利氏を助けて、その水軍の方面を擔當し、大に信長の軍を困めたり、後遂に毛利氏の臣下となれり、かくの如く、鹽飽島は、村上氏の根據地たりしを以て、最も航海に長ぜらるもの多し、秀吉の朝鮮征伐の時にも、此島より、水夫を募集し、役終るに及び、島民は全島無年貢の特權を得たり、徳川氏も、亦此慣習を襲ひたるを以て、文久年度、壯丁募集の舉あるに當り、島民は古來よりの恩義を重んじ、競うて之

れに應じたりといふ、米島氏は、夙く南北朝の頃より、水運を掌り、室町時代に於て、遣明船の事に與かり、弘治元年(西暦千五百五十五年)、毛利元就の陶晴賢を伐つに當りて、之を助け、秀吉の朝鮮征伐の軍を起すや、米島通總は、水軍一方の將なりしが、遂に陣中に戦死せり。

伊勢志摩紀伊の諸國には、夙くより海運の業に長ずるもの出で、第三期の初に於て、其名の著はれたるものあり、此期に於て、秀吉の朝鮮を伐つに當り、主として其水軍を組織し、その後、第五期に及びて、これ等の海員は、或は徳川氏に用ひられ、或は民間漕運業に従事したり。

伊勢志摩には、九鬼氏、向井氏等出て、紀伊には、安宅氏あり、第五期の初に、漕運術を以て名ある河村瑞賢の如き、亦伊勢の出なり、秀吉の朝鮮征伐には、各國に命じて、海邊の家各百戸について、十人宛の水手を募集せしが、中頃船頭水主の病死するもの多きを以て、令して六十歳以下十五歳以上に限り、役に充てしめたり。

第五期 家康は大に海外貿易を保護奨励したるを以て、海運は一時隆盛を極め、航路は益擴張して、遙に歐羅巴及び亞米利加に渡航する者現出する



に至れり其結果として従來傳へられたる支那形の外に西洋形をも交へて、之を模倣し之に要する器具も亦漸く完備したり是を以て當時の製造に係る遠洋航海用の船舶には純然たる支那式のものあり或は西洋式のものあり或は又此二式を折衷し長短取捨せしもの少からず、

慶長十年十一月〔西曆千六百五十六年〕の頃に幕府の命に依り英人ウイリアム、アダムスの製造せし帆船及び慶長十八年〔西曆千六百四十三年〕に仙臺藩主伊達政宗の命に依り製造せられたる帆船は純粹の西洋形のものなりしならん、

アダムスの製造せし船は八十噸及百噸のもの各一隻あり此内の一隻サンブエナベンツラと名けられしもの其後風難の爲め浦賀に漂着したる馬尼拉總督ロドリゴを載せ、ノビスパニヤ即今の墨其西哥に航せりアダムスの此船を造るや當時我國には未だ船渠の設けなかりしを以て甚だ困難せしが偶伊豆伊東の濱邊に川ありしかばその砂の上に舟の敷置を置き、半作の頃より砂を掘上げ敷置の柱を少しづつ下げて海中に浮ぶるとき、つれて堰き止めたる川尻の水を入れ其力を以て海中に推し出せりといふ、

伊達政宗の造りし船は家臣支倉六右衛門を之に座乗せしめ、羅馬に遣はしたり、政宗の此船を造るや、江戸の船手頭向井將監忠勝と謀り、幕府の船大工を借入れて之を造れり、この船中五間半、長さ十八間にして、百八十人を載せ、陸奥より墨其西哥まで航せり、この造船については、この遣使一行を指導せしリテロの意見興りて力ありしならん、

又第四期より第五期の初、即ち寛永鎖國令發布前に、西南諸國に渡航せし

御朱印船第九圖〔本圖は、長崎清水寺の額面より撮影したるものなり、艘の方には、樓げ、艘の方には、朱丸の内、〔平〕の字の大小三本あり、前方の二橋に、號帯を、横年〔西曆千六百三十四年〕甲戌七月吉日石本庄左衛門八代石本幸四郎、與長男庄五郎一與道と記載あり、當時免許の御朱印船、長崎に五艘あり〕の如きは、主として唐蘭折衷のものに屬せり、

寛永中、支那東京へ航海せし角倉與一の船は、巾八間、長さ二十間にして、三百九十七人を載せたりといふ、

是より先き、家康は、大阪なる豊臣氏に對する政略上、西國諸大名の大船製造を禁じ、慶長十四年九月、五百石積以上の兵船は、盡く淡路の由良に廻漕せ



しゆ、之を點檢して、駿河及び江戸に致さしむ、これより後五百石以上の兵船製造は停止せられたり、

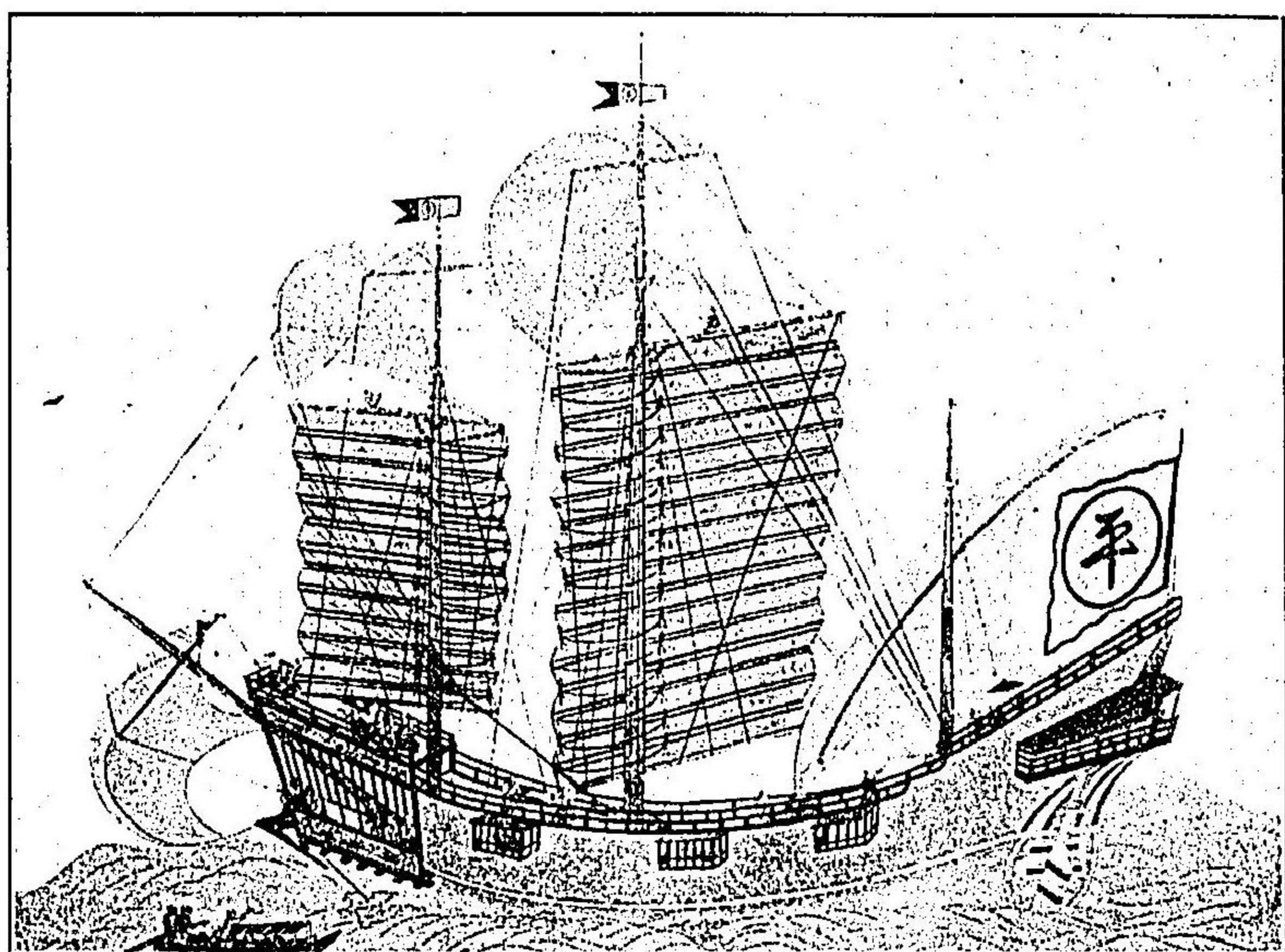
當時諸大名の大船を造る者多し、加藤清正の如きは、長二十間、横五間餘、船中座敷三重あり、其中十六疊のものあり、又茶爐を備へたるものを所有したりといふ、池田輝政の如きは、特に大なる船を有し、その検査の時、回漕に不便なるを以て、そのまゝ輝政に付したりといふ、

寛永十二年〔西曆千六百三十五年〕に至り、更に五百石積以上の船舶製造の禁令を發せしが、寛永十五年〔西曆千六百三十八年〕には、商船はこの制限以外に立つことゝなれり、

寛文九年〔西曆千六百六十九年〕幕府は長崎代官末次平藏に命じて、模形和蘭船を造らしむ、

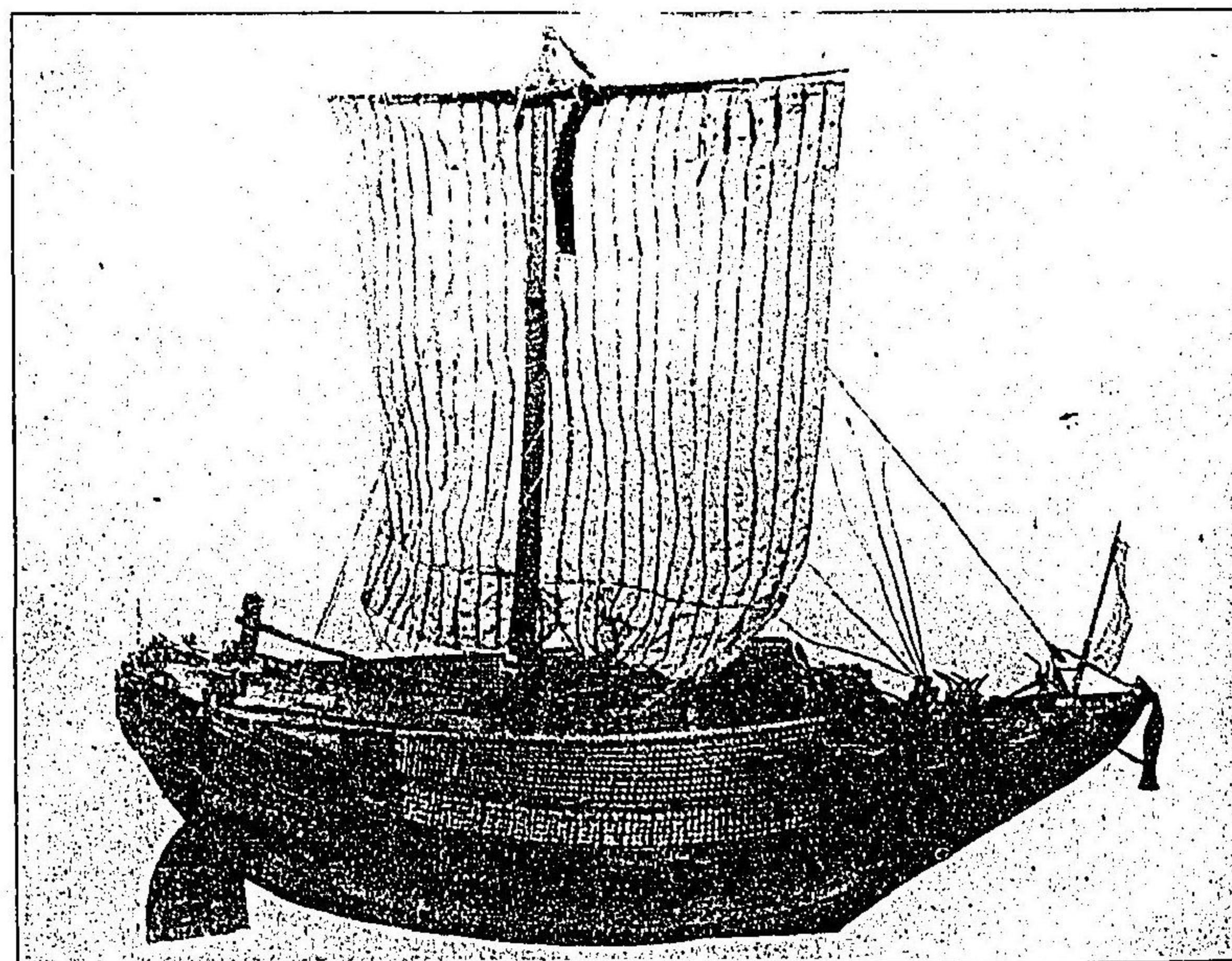
この末次平藏の船は、十二月起工、十年三月落成、其月十六日、長崎を出帆し、四月十日、品川に着せり、五百石積にして、長十五間、横三間三尺一寸、深八尺一寸、楢六才立ありしといふ、

圖九第



船印朱御次末

圖十第



船和大式新



天明六年西曆千七百六十六年大串五郎平が幕府の命に依り大阪に於て製造せしものは唐蘭倭の折衷に成りたるものなりしが故に之れを名けて三國丸長九尺、巾二十四尺、深九尺、容積千五百石と稱せり、

寛永の鎖國令以來遠洋航海船の製造は衰微せしも之に反して内國沿岸の船舶及び快遊船の製造は漸く盛大に赴きたり、

内國沿岸船即ち海岸に遠く離れずして内地に於て船客及び貨物を運搬するものは三十石乃至千石にして操櫓及び帆走に適する構造を有し其百石以上のものは有事の際武士を輸送するの用に供せられたり而して此種の船舶は時代と共に變遷改良して所謂大和船第十圖の模範を採りたる形ものにして、現今に於る日本の模範なるものを生ぜり、

快遊船は河川湖沼等に使用せらるゝものにして其用途に従ひ各構造法艤装等を異にせり殊に裝飾の點に至りては所有者の嗜好に依り最も然りとす第十一圖 （吸氷極めて淺き川船なり其船樓の壯觀なるを觀るべし此圖は朝鮮使者を送迎せる川船にして其紋所に於れば熊本藩岩國藩尾ヶ







## 第二編 帝國海軍

### 第一章 幕府海軍

#### 第一節 和蘭教師傳習と江戸軍艦操練所

嘉永六年〔西曆一千八百三十四年〕米國使節の渡來後に當り、幕府は開國の方針を定ると共に、時勢の必要に應じて先づ海軍を興さんことを企圖し、安政元年〔西曆一千八百四十四年〕一月貿易事務官ドンケルカルチユスを經由し、和蘭に委するに、軍艦購入のことを以てせり、是れ蓋し我海軍の起源なるべし。

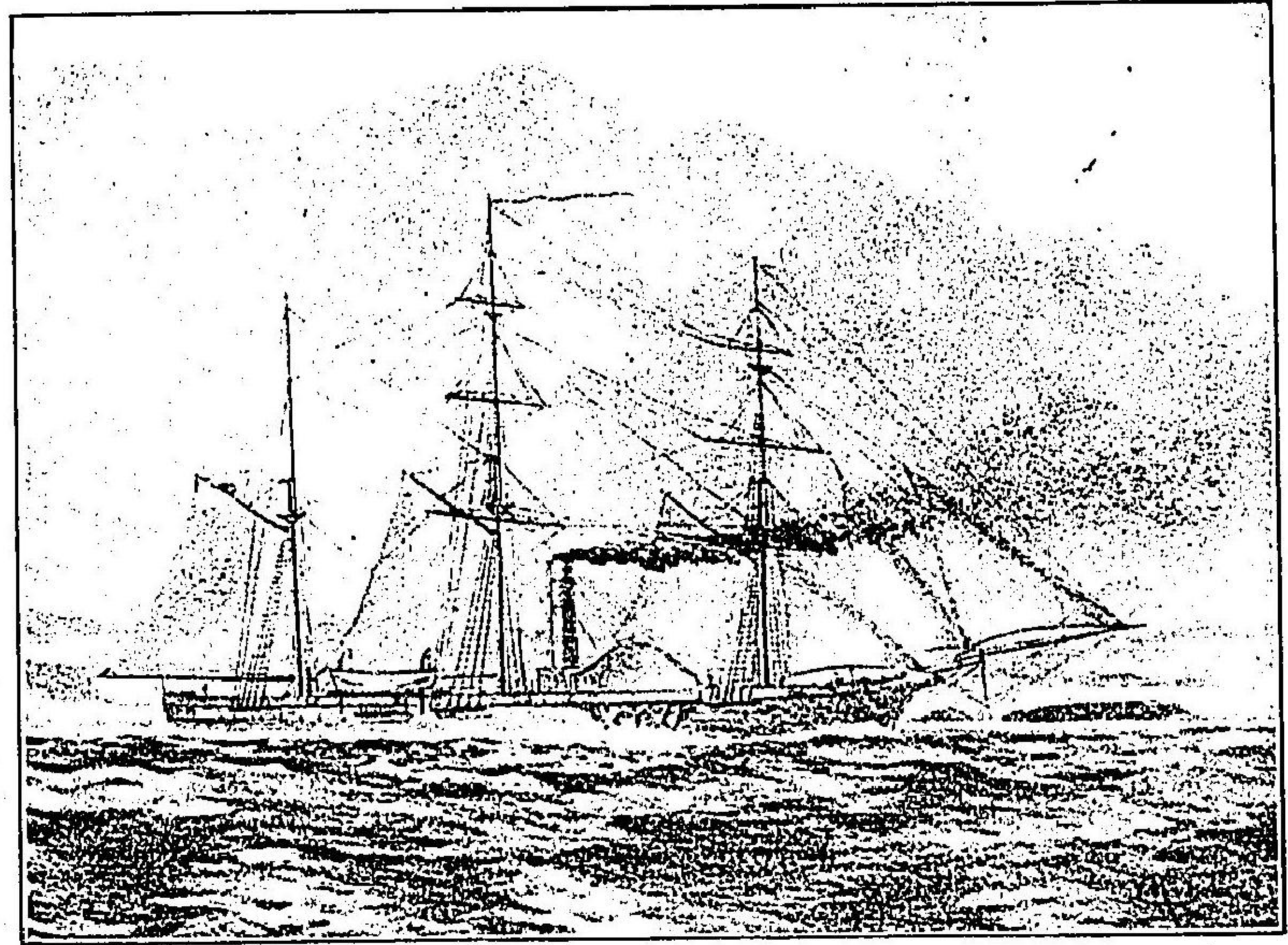
幕府海軍創設の舉は、和蘭に對して、無二の好機會にして、一面に於ては、從來の恩義に酬ひ、他の一面に於ては、自國の權利を更に伸張し得べきが故に、和蘭政府は、可及的速に、幕府の需めに應ぜんとせしも、時恰もクリミヤの戰爭に際し、和蘭は局外中立を嚴守したる爲め、戰時禁制品たる艦船を、他國に輸出すること能はざりしを以て、和蘭當事者は、遺憾ながら暫く之を延引し



たり然れども時日遷延の爲め幕府の歡心を失はんことを恐れ、（シヤガタラ）咬嚼吧總督は、同年七月、使船として、軍艦「デー」を長崎に派遣せしめ、其艦長「フアビヤス」をして、先づ江戸政府の需めを速に果す能はざる理由を述べしめ、且海軍開設に須要なる事項、及其施行順序等に關し、説明せしむる所ありしに、其建議甚だ詳密にして、之れが爲めに、幕府は愈、海軍の必要を感じ、其建設の志を一層強からしめたり、故に我國海軍の歐式に準據して興りたるは、和蘭國王の忠告の懇切なるに胚胎し、貿易事務官「ドンケルカルチユス」の斡旋と、「デー」艦長「フアビヤス」が、隱然我海軍顧問の位置を占め、其指導の當を得たりしとにより、この一事は、茲に特記して感謝の意を表せんとす、

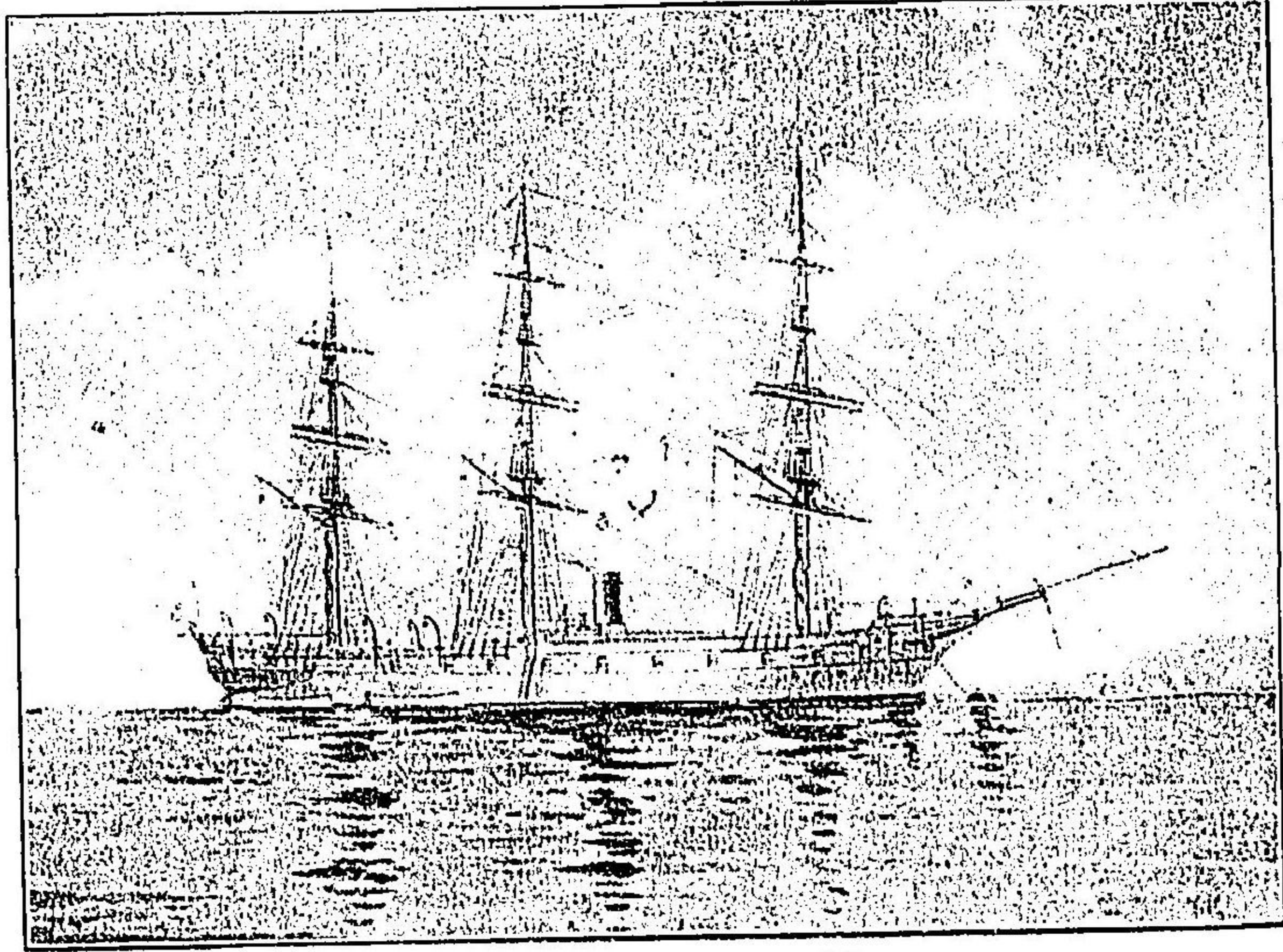
安政二年（西曆千八百）和蘭國王は、日本海軍の、一日も早く其端緒を開かんことを欲し、汽船「ストムピング」（第十三圖）（此圖の原本は、海軍（外輪汽船三桅）「コレ改稱せり」と）を幕府に贈呈す、是れに依て、幕府は、其海軍建造の基礎に第一石を据へたり、故に觀光は、我海軍の最初の軍艦にして、日の丸軍艦旗を（嘉永七年）（西曆七

圖三十第



光觀艦軍

圖五十第



艦軍

陽南



千八百五十四年七月十一日の布達」掲げたるもの之を以て嚆矢とす、

幕府は、觀光を練習艦となし、スームピング乗組員十四名士官三名、機關官二名、主計官一名、准士官三名、下士以下五名を招備し、海軍の精神たる教育に著手し、航海運用造船測量船具砲術機關數學操練等の學科を授けたり、而して學生は、單に幕臣のみに止まらず、汎く諸藩の有志者をも徵集し、同年十二月、永井岩之丞監察として、長崎にて歸府するに臨み、海軍練習の事起り、更に滯崎を命ぜられ、此新事業を擔任することになり、安政二年十一月十九日叙爵せられ、芝蔭頭と稱せりは、學生を率ゐて出島和蘭館に到り、入門の式を施行したり、第一回に募集せしもの、幕臣三十七名外に大工職二名勝麟太郎、山田堀景藏、望月大泉、中島三郎助、佐々倉桐は、幕府海軍創立者の一人にして、後海軍奉行に累進し、且幕府末路に於て、徳川家を扶け、維新後出て、海軍大臣となり、殊勳に依り伯爵を賜はる、明治三十二年一月二十七日薨去、享年七十七歳、第十四圖諸藩の有志者百二十九名あり、又下士以下は、讃岐國鹽飽島民の壯年者中より選抜したり、此島民は、既に前編にも述べたる如く、元來廻船乗りを以て常業と爲し、最も海軍に適するを以て、此舉に出でたるなり、



安政三年〔西曆千八百〕第二回募集の學生十二名あり〔全員幕臣にして伊藤以て、傳習生たり、榎本釜次郎、後ち海軍大臣たりし海軍中將子爵榎本武揚、肥田濱五郎、後ち海軍機技總監、伴鐵太郎、松岡盤吉等、其中にあり、武〕

安政四年〔西曆千八百〕三月に至り、第一期生の學術大に進歩したるを以て、其中十六名〔教授方として八名、教〕を觀光に乗せ、江戸に歸し、築地講武場に軍艦操練所〔永井支藩頭所長に、矢田堀景藏、教頭に任ぜられ、新〕を設け、海軍教育を普及せしめんとて、幕臣及諸藩有志者中より、學生を選抜し入學せしめたり、其學科は、和蘭教師の定めたるものと大差なかりき、

同年八月に至り、豫て和蘭に其製造を委託せし二隻の中第一號艦成臨〔第十五圖〕〔此圖の原本は、木村〕螺旋汽船三機〔將校准士官下士以て〕を乗せて、長崎に入津せり、是に於て、新舊教師の交代あり、同年九月、江戸より第三回募集の學生二十六名〔全員幕臣にして、赤松大三郎、海軍中將男爵赤松則真、松本〕長崎に來著せり、

安政五年〔西曆千八百〕に至りて、江戸軍艦操練所漸く盛況に趣きたるを以

て、軍艦成臨を江戸に廻し、觀光と共に練習の用に供せり、幾許もなくして、和蘭に於て製造せし第二號艦朝陽〔成臨と姉〕長崎に廻航せられ、茲に練習艦の役務に就けり、成臨去り朝陽來る迄、長崎に於ける練習艦に缺乏を告げたるを以て、當時碇泊中の英船、カタリナレシア〔長崎製鐵所用の器具機械を〕を買收し、之を鵬翔と命名し、一時の用に充てたり、而して朝陽來著の後、鵬翔も亦江戸に遣し、軍艦操練所附屬として練習艦と爲せり、〔榎本釜次郎外五名、て、之れに乗り、南海を回りにて歸府す〕

同年、英の四隻より成れる艦隊、江戸品海に渡來せり、此時英國女王陛下の御召遊覽船、エンペロールを將軍に獻ず、後ち之れを蟠龍と稱し、練習の用に供せり、

安政六年〔西曆千八百〕一月朝陽を江戸に歸す、〔勝麟太郎、艦長として、之れに座乗し歸府す〕同年二月、幕府は、傳習中止の令を下し、新學生に歸府を命ぜり、新教師も歸國の途に上れり、是に於て、長崎練習のこと終りを告げたり、



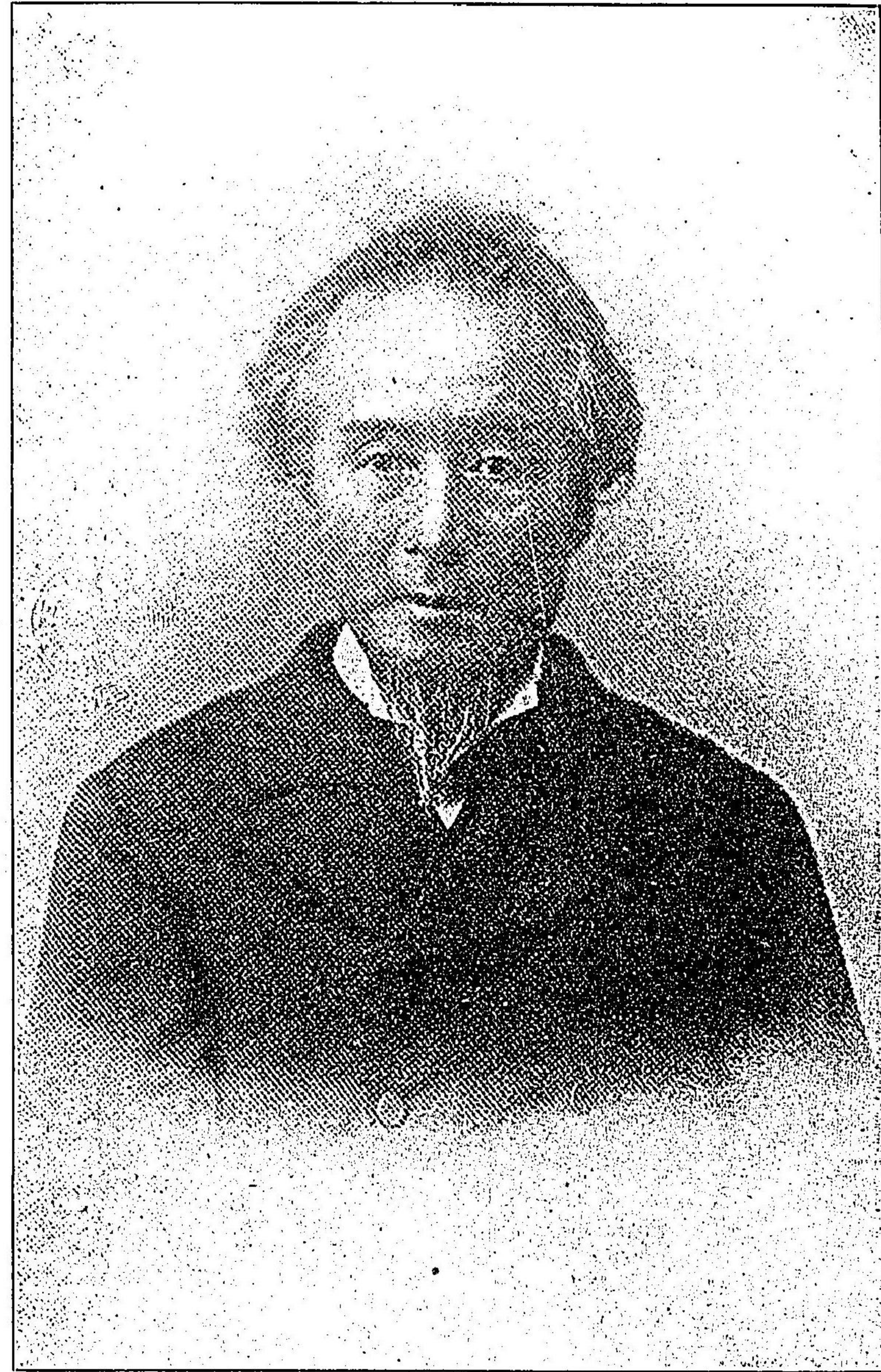
當時は、江戸幕府の最も困難なりし時代にして、外には北亞米利加合衆國と本條約書交換の爲め、使節派遣の必要目前に迫るあり、露西亞軍艦の江戸に來りて談ずるあり、また英吉利軍艦の再渡を約するあり、内には勤王攘夷の徒四方に群起して、議論鼎の沸くが如く、内部の刺激、外部の壓迫、最も高度に達せる時とす、是れ蓋し傳習中止の主因とす、之に加ふるに、學生の業も略練熟したると、且つ長崎の地が首府と遠く隔りたるより、生ずる不便少からざりしにもよるならん、

### 第二節 軍制改正の親諭

#### 第一項 和蘭に於て軍艦開陽の建造と留學生の派遣

文久元年〔西曆一千八百六十年〕幕府は國防の一日も忽せにす可らざるを慮り、軍制改正に關する將軍の親諭を下し、委員を命じ、其調査に従事せしめたり、委員中、比較的博學卓見の士に乏しからずして、壯快なる獻策も亦多かりしと雖

圖 四 十 第



像 肖 の 房 安 勝 荷 伯



も元來國防の充實は、一朝一夕に能くし得る所に非ざるのみならず、此問題の解決には、財政の情況如何は、最も深き關係を有せり、當時幕府は、府庫窮乏、財政の困難甚しく、將軍の親論も、竟に殆んど一片の空文に終れり、唯其結果として見るべきものは、軍艦所の設置、海軍教育法の改正、門地門閥を廢し、人才を登用せしこと等の外、軍艦三隻の購入と、海外留學生派遣の舉ありしのみ、

文久二年(西暦千八百六十二年)幕府は軍艦所を設けて、軍艦奉行をして、船航行政の事を掌らしめたり、初め寛永九年(西暦千六百三十二年)に、船手組といへるもの四組を置きて、艦船の乗員に宛て、船手頭を以て其長官とせり、後組數を増して五組とせり、然るに、軍艦奉行を置きて、歐式海軍を興張するに當り、此等の船手組を以て、新設海軍に適用するの不可能なるを認め、海員の教育及其組織を一變したり、即士官は洗く適才を選抜して、學術を兼修せしめ、下士卒は主として讃岐鹽飽島の壯丁を採用して、之に實科を學ばしめ、以て完全なる艦船乗員の養成につとめたり、かくて船手組は、舊式の和形艦船と共に終に廢止せられたり、



文久三年〔西曆千八百六十三年〕に至り、幕府は將軍親論に對する獻策の多くは理想的にして、其實行は當時の財政に伴はざるを以て、府帑の許すべき程度に於て、海軍を擴張せんと欲し、米國に托するに、軍艦三隻の製造と留學生派遣のことを以てせしに、會南北戦争の内亂に際し、米政府は遺憾にも急速に幕府の需めに應ずる能ざりしにより、其の中の一隻を割き、その製造と留學生派出のことを和蘭政府に依頼せしに、同政府は之れを快諾せり、この時留學生を命ぜられたるもの十五名あり、〔士官九名、内田恒次郎、榎本益次郎、赤松大三郎、澤田伊藤、佐伯、准士官二名、古川庄八、山下岩吉、職工四名、鑄物師中島兼吉、海軍機械師大野彌三郎、船工上田寅吉、鍛冶師大川喜太郎、留學生中野、又建造の軍艦は、其後有名になりし開陽〕第十六圖〔原圖は海軍中將男爵赤松大三郎の所蔵にあり、千八百七十六年〕に蘭人の手に依りて横濱港に廻航せられ、授受を了れり、此時留學生の過半数同艦に乗り歸朝したり、〔伊藤、佐伯、林、研海は醫學、赤松、大三郎は測量及造船學研究の爲め留學延期和蘭に留まる。〕

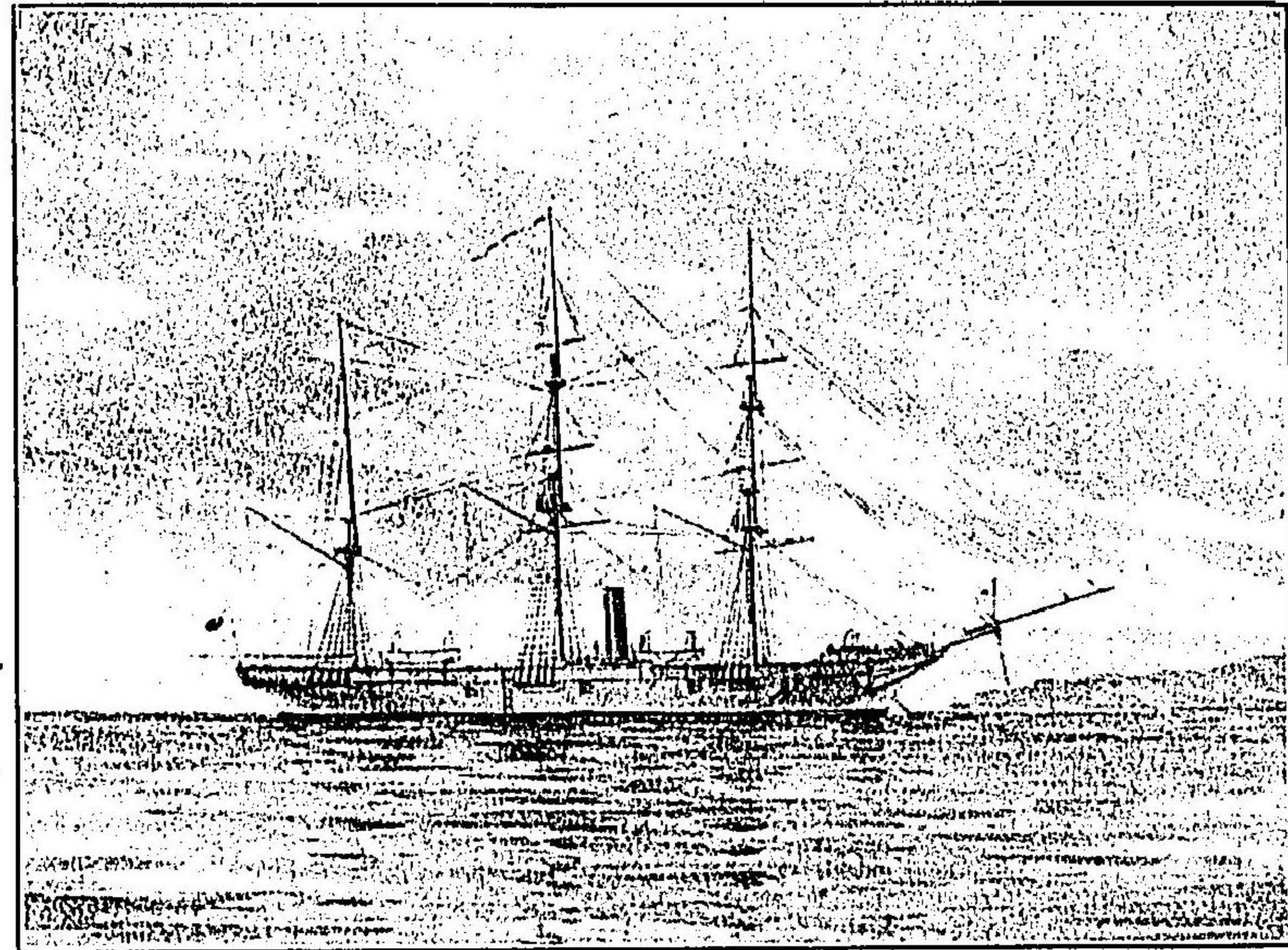
第二項 米國に於ける軍艦富士山の建造と軍艦東の購入

元治元年〔西曆千八百四十四年〕に於て、米國に其製造を托したる軍艦二隻中の一なる富士山〔第十七圖〕〔海軍文庫の軍艦帖を參照して複製したるもの〕竣工し、將に日本に廻航せんとするに、菴み英艦隊の鹿兒島砲撃の事あり、英國は異議を唱へ、該艦の開帆を許さず、既にして事止み、米人の手に依り、横濱港に廻航し、授受を了したるは、慶應二年〔西曆千八百六十六年〕の事なり、

最初米國に二隻の軍艦製造を托したる際、代金として洋銀六十萬弗を渡したるに、内亂等の故隙に因り、僅に富士山の一隻を送りたるを以て、殘額決算の爲め、慶應三年〔西曆千八百六十七年〕に、委員〔小野友五郎、小笠原三平、田平作等〕を彼地に派遣し、甲鐵艦一隻の購入を依頼せし結果、装甲戰艦、ストーンウォール、ジャクソンを買収することとなり、翌年四月二日、之れを横濱港に廻航せしに、當時は幕府顛覆の際にして、外人局外中立の時なるを以て、米國の國旗を撤せず、後ち之れを朝廷に納めたり、軍艦東と改稱せられたるもの即ち是なり、〔最初甲鐵艦も、明治四年十二月、東と改稱せられたり、今本史には、單に東の稱號を用ふることをいす。〕

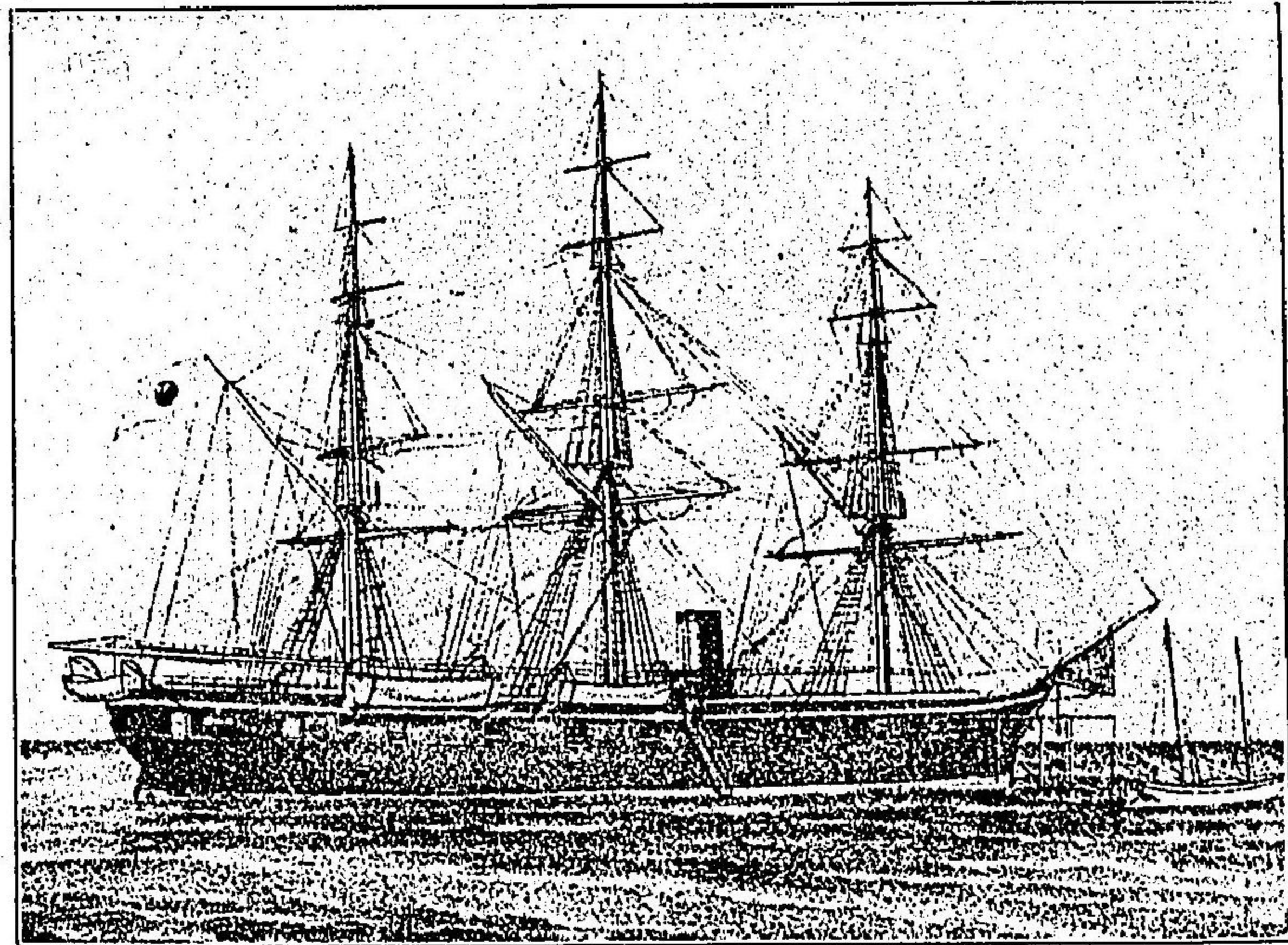


第 十 六 圖



軍 艦 開 陽

第 十 七 圖



軍 艦 富 士 山

第三節 神戸海軍操練所

幕府は開國以來、國歩の艱難益、加はり、愈、國防の必要を感じ、將軍の親諭を下して、其の政策を厲行せしめ、また嘉永六年〔西曆千八百〕には、大船製造の禁令を解き、諸藩に兵備の充實を期せしめんが爲め、艦船を國內に於て製造し、若くは外國より購入することを許し、以て海軍を奨勵したり、

文久三年〔西曆千八百〕に至り、幕府は日本國土の中央なる、攝津神戸村を卜定し、一大海軍操練所を設立し、汎く人才を集め、海軍に關する諸學術を修めしめ、併せて造船、造兵、製鐵、築城等の實科を興し、兵器の獨立を計り、以て國防の充實を謀らんとせり、

幕府が此操練所を設置したるは、一には政略より出でたることにして、即之によりて、國內鎮靜を圖らんとしたりしなり、當時憂國の士到る所に起り、國政を論議し、國內の紛擾實に名狀すべからざるものあり、是を以て、幕府は國防の名義の下に、此等人士の意向を轉じ、之を鼓舞して、他日の用に供せし



しめんが爲め此輩を新設海軍操練所に召集し、艦船の實地運轉に従事せしめ、遠く支那朝鮮地方に航し、其地理を目撃し、其人情を洞察せしめんとせり、然るに、此計策大に的中して、國內有志の輩賛成するもの頗る多し、〔坂本龍馬に之を贊し、激徒を鼓舞して之に入らしめたり〕

神戸海軍操練所當初の規模は、軍艦觀光及び黒龍を練習艦とし、長崎製鐵所を該操練所の附屬とせり、長崎に於て不用に屬したる排水唧筒の如きは、神戸に送致して他日船渠開始の時に供せんとしたり、又學生は京阪地方の旗下士の子弟及び各藩の有志者より召募し、〔成業の後は、幕府に出仕せしむることを得〕又神戸川崎西宮今津和田ヶ崎の五砲臺防守は、實修として、學生の内より交代せしめたり、既にして、元治元年〔西曆千八百六十四年〕軍艦觀光の乗組員任命せらるゝ等、計畫實行稍、端緒に就かんとするに及び、幕府は命令を下して、此事業を中止せしめたり、蓋し幕府は、末路に菝み、國運益、非にして、豫期の目的を達するの望み絶えたるに因るならん、



我開國の當時、幕府は兵制革新の必要をさとり、先づ和蘭に依り海軍を創立し、海軍教育軍艦の製造等も、悉く同國に委任したり、ついで軍艦の製造は、渾べて米國に依頼したるも、同國政府は南北戦争の爲め、其全部を果すこと能はざりしことは、前段既に説明したるが如し、又陸軍教育は、當初蘭人に依頼せしむ、頓て佛式に改正せられ、海軍教育も、共に佛人に頼るの便利を覺え、暫く其實行を見たり、且つ造船の事業も、内地に於て興さざる可からざるを悟り、横須賀及横濱に製鐵所を起し、其創設は、すべて佛人の手に委託せり、爾來又英國の海軍國として、世界に冠たるを察し、終に海軍教育を英人の手に托するに至れり、

第四節 海軍教育方針の變遷

第一項 佛國教師海軍傳習

慶應二年〔西曆千八百六十六年〕一月、横濱碇泊佛國軍艦「ゲリウエール」より、海軍士官四名を招聘し、同港繫留の我軍艦富士山に乗組ませ、海軍學術の傳習を開始

せり、而して教授せし事業は、艦内規則各員の職務禮式、戦闘操練等なりき、同年四月に至り、幕府は此傳習事業を停止したり、

第二項 英國教師海軍傳習

慶應二年〔西曆千八百六十六年〕七八月の交、海軍學術傳習の議再發して、幕府閣老は、英國公使パークスに書翰を送り、此事を依頼したり、其主意は、日本海軍は、先年以來、和蘭人及び佛國人より傳習を受け、艦内の諸規則、運用操練等、概略習得せしむ、未だ軍律戰術等の蘊奥を究めず、是等の點に於て、今一層研究を遂げんが爲め、這回海軍傳習方を貴國に依頼し、教導を仰がんことを希望すと云ふにありき、當時英佛は、歐洲諸國の最強國と目せられ、クリミア戰爭以來、互に握以て、事實上、又權衡上より、佛公使の發議に因りて、此事あるに至りしと云ふ。

慶應三年〔西曆千八百八十七年〕十月、教頭ル、エ、トレンシーを首め、教官及下士以下總計十二名、江戸に到着せり、而して傳習生として、少年子弟にして募集に應じ、及第せしもの七十一名を入寮せしめ、軍艦朝陽及千代田形の二隻を練習艦と



して、海軍練習所の附屬としたり、其他傳習所職員の任命、其諸規則科目等制定せられ、事業は同年十一月五日に開始せられたり（同年十月、將軍慶喜は、政權を奉還し、尋て將軍職を辭したる時、當時那内紛擾を極め、人心恟々たるの時、英國教師の到着ありしは、實に不幸と謂ふべし）

明治元年（西曆千八百六十八年）伏見の戦争起り、惹いて征東の事あり、英國は、局外中立を守り、英公使は教頭に命じ、教授を停止せしめたり、因りて教頭及び教官は、一時横濱に去り、後解約して歸國せり、是に於て、海軍傳習のこと停止し、其成立後僅に二ヶ月にして終りを告げたるは、甚だ遺憾なりとす、

第五節 將軍慶喜政權奉還前後に於ける海軍の動靜

徳川幕府は、其末路に當り、威嚴を諸侯の上に維持し、以て其運命を永からしめんと欲し、屢武力を用ひて之に臨り、此際に於て、幕府の大に誇りとし、且信頼せし海軍の動靜に關し、少しく叙述する所あらんとす、

第一項 那珂港の軍艦派遣

元治元年（西曆千八百六十四年）水戸藩内騒動起り、武田耕雲齋等那珂港に據る、幕府

軍艦朝陽に命じて之を伐たしむ、水戸の浪士等は、那珂港海岸の丘上に砲門を備へ、朝陽に發砲すべき態度を示したるも、其砲器は古式のものにして、海上遙かの軍艦に對し、何等の効力なく、其狀殆んど兒戲に類したるを以て、朝陽は依然沖合に碇泊し、空砲を發して、陸上の景況を觀察せしに、浪士は數百名、漁船に乗り來りて、該艦を奪はんとし、八方より之を圍みしかば、朝陽は銃器を用ひずして、悉く此乗船を沈没せしめんと欲し、錨を揚げ運轉を始めしに、浪士等大に驚き、蜘蛛の子を散すが如く、陸上に逃げ去りたり、唯其中一隻の遅れたるものありしを以て、其浪士を舟と共に生擒し、之を江戸灣に廻致したりと云ふ、是れ幕府が戰場に軍艦を派したる嚆矢なりとす、

第二項 第二の長州征伐

慶應二年（西曆千八百六十六年）第二長州征伐の舉ありて、將軍家茂は大阪に陣し、海陸兩軍は共に防長の四境に臨り、幕府は富士山、同天、觀光、順動、大江、奇捷等の艦船數隻を、大阪以西の内海に浮べ、専ら陸軍應援に力め、或は敵の臺場を



砲撃し、或は兵士上陸の爲め、敵地に發砲する等、頗る優勢なりしも、〔此戰役に於て幕府は其海軍をして獨立行動を爲さしめず、軍に之を陸軍の應援補助の任に當らしめたるもの、如し、各艦は區々に行動し、之れに指揮命令を下すべき旗艦なく、また司令長官を置かず、是れ即ち之に反して、長州は、さきに英米等四國聯合艦隊の下之を證明するに足らん〕之に反して、長州は、さきに英米等四國聯合艦隊の下の關砲撃の際、其軍艦の多くを撃沈せられ、殘存せるものは、僅かに庚申の一隻のみにして、他は一時應急の方策に出で、老朽の帆船を武装したるもの、に過ぎざりき、幕長海軍の優勢斯の如くなりしに反し、陸上に於ては、長軍の勢力熾にして、戦へば必ず捷ち、幕軍爲めに窮境に陥り、また如何ともする能はざるに至れり、

是時に當り、若し幕府にして、其優勢なる海軍を利用し、之を其陸軍より離し、獨立行動を爲し、以て防長の沿岸に出沒し、攻勢を取らしむるあらば、全軍の局面如何に變化せしか、未だ容易に斷言し得べからざるものあらん、然るに、策茲に出でず、往昔時日を経過せしめたり、この間長州は、密に軍艦丙寅を英人より購ひ、幕府の會て占領せし大島郡〔同年六月七日、軍艦大江〔艦長肥田清五郎〕大島郡を砲撃し、伊豫松山

の兵をこゝに上を回復し、同時に長軍は海峡を渡り、小倉を陥れたり、〔高杉晋介は公府山縣有朋等勇を誘ひて、是に於て、幕府の軍監小笠原豊岐守は、海上長崎に攻撃し、遂に之を陥れたり〕逃れ、〔軍艦富士〕遂に幕府の大敗に歸し、長州征伐の軍は、茲に其實際の局を結べり、

此戰役に於て、吾人の研究材料となすべき戦争の實況、艦船の受けたる損害等を詳かにすること能はざるは、甚だ遺憾とす、唯軍艦富士山の側砲〔鑄鐵砲〕一門、發射の際、砲尾斷切して、其反對舷に飛散し、乗員を殺傷し、船舷を破壊したるの椿事ありしを知るのみ、

第三項 品海及攝津に於ける徳川氏軍艦

の薩艦砲撃

將軍慶喜政權奉還の後、間もなく、品海及攝津沖に於て、徳川氏の軍艦と薩藩軍艦の衝突あり、

本件の由來を述べんに、幕府の末葉に當り、政綱弛廢して、白晝惡漢横行し、



夜間は浪士等兇器を携へて、良民を劫掠せり、而して此等浪士の所爲を偵察するに、三田鹿兒島藩邸に潛伏するものあり、其掠奪せる金銀財寶は、之を品川沖碇泊の薩藩運輸船平運丸軍艦翔鳳に搭載せし形跡判然たり、是に於て、當路者は之を黙過する能はず、慶應三年（西曆一千八百六十七年）十二月廿五日夜、三田鹿兒島藩邸の燒撃翌廿六日、薩艦の砲撃を遂行せり、此時西の方京都に於ては、恰も伏見戦争將に起らんとして形勢甚だ穩かならず、徳川氏の軍艦は、概ね攝津沖に泊し、品川沖に残留するものは、たゞ軍艦回天及威臨の二隻のみならず、薩船平運丸は、前日既に出帆し、薩艦翔鳳は、將に出港せんと準備を爲せり、

茲に當日の戦況を記さんに、威臨は品川臺場附近に、翔鳳はそれより約一町、回天はそれより更に三四町の沖に碇泊せり、午前十一時頃、回天翔鳳は戦闘準備を整へて、拔錨し、甲は後進乙は前進して、相互に接近し、此二艦の距離約二町なりし時、回天は發砲を始めたり、此時威臨も戦闘準備を終り、僚艦回

天と相前後して發砲せしと雖も、該艦は汽罐に故障ありし爲め、運轉の自由を缺きたるを以て、全速力を以て走行せし薩艦に、唯一發を加へたるに止まれり、羽根田沖を過ぐる頃、回天と翔鳳の位置は、一時轉倒して、回天は翔鳳に襲はるゝが如き奇觀を呈したりしが、頓て薩艦はまた方向を轉じて西行し、回天は絶えず之を追撃せしと雖も、二艦の速力に優劣ありしが爲め、午後五時、回天の觀音崎を過ぐる頃には、相互距離の大なるに、霧靄の海上を罩みたるによりて、薩艦の影だも見るを得ざりき、かくて回天は、翌日未明を以て、豆州下田に到り、敵艦の行衛を問ふに、更に之を知るものなかりければ、憾を遺して歸東せりと云ふ、（薩艦は船體に、要部ならざるも數ヶ所の彈傷を、一港に碇泊して、修繕を營みしとぞ）

此凶報は、宿繼に依り、直に大阪に達しければ、乃ち攝津沖碇泊旗艦開陽（守座本和泉）をして、出で、品海を脱したる薩艦に會し、之に乗せる兇徒を捕へしめ、時宜に依り、之を殺戮すべき旨を命ぜり、かくとは知らざる薩艦翔鳳



は、少しく後れ、平運丸と共に、同月晦日、兵庫に入津し、海岸に沿うて投錨せり。此時既に薩艦春日碇泊せしを以て、薩摩の艦船は合計三隻、徳川の艦隊は、旗艦開陽富士山、蟠龍、翔鶴、順助の五隻を數へたり。

薩艦翔鳳等の到着するや、徳川の諸艦は、戦闘準備を爲せしに、之を目撃したる薩艦も、亦等しく用意を爲せり、かくて翌一月一日に至り、午後四時、先著の薩艦平運丸は、平然として出港せり、是に於て開陽は直に抜錨し、全速力を以て敵船に先んじ、蟠龍も亦抜錨して之を追尾し、敵船に止れの信號をなせしも、薩艦は意に介せず、尙進行せしかば、蟠龍は實弾を發射せしに、敵船は艦部に大損害を受け、再び兵庫に歸港するの已を得ざるに至れり。

翌二日午前薩の軍艦春日より、赤司艦長蟠龍に到りて、豫て榎本司令官の旨趣を受け在艦せる澤開陽副長と談判を開き、遂に共に開陽に赴き、赤司春日艦長は、蟠龍の暴行を詰問し、且つ戦時と認むべき理由を質せり、榎本司令官は、答ふるに、江戸市街に於ける薩摩藩士の暴行并に品川沖に於ける海戦

の状を以てしたれば、赤司春日艦長は、速に開陽を去りて歸艦したり、これより薩摩の艦船は、戦闘準備を急ぎしが、徳川氏の軍艦は、既に戦闘準備を終り、翌三日を以て、敵艦攻撃の日と定めたり。

翌三日未明、薩摩の艦船三隻脱港し、一隻は瀬戸内海の方向に、二隻は苫ヶ島海門の方向に逃れたりとの報に接し、開陽は直に二隻の脱走せし方向に進行し、淡路沖に至りし比、遙かに敵船の烟を認め、極力蒸氣を強め追行し、洲本の沖、井島の邊に於て、脱走船に近づき見れば、正に春日平運に外ならず、此時春日は平運丸を曳き進行せしに、開陽を認むるや、直に曳綱を解放し、戦闘準備に従事し、平運丸は井島の方向に逃れ去りたり、是時開陽は、春日に空砲一發を放ち、止むれの信號を爲せしに、春日は直に進行を止め、轡の紋の旗を揚げ、同時に實弾を連發し、戦端を開きしかば、開陽も亦發砲して應戦す、最初二艦の距離二千八百米突なりしに、漸く接近して、終に一千二百米突に至りし時、春日の一弾、開陽の前方三十五米突程の距離に於て、海面に落ち、飛躍し



て開陽艦橋の桁を傷つく、此時開陽の右舷側砲十三門を連發せしに、一彈春日外輪の上部に中る、開陽尙左舷側砲を以て連發せんとするに際し、春日は砲聲を止め、舵柄を加太の方向に轉じ、全速力を以て逃走す、開陽は之れに薄らんとて、全力を盡したるも、奈何せん、二隻の速力に三四節の差ありしが爲め、薩艦は遂に虎口を免かれたり、平運丸は、井島の邊に自燒して、乗員は淡路に上陸し逃れ去れり、

此海戦に關し、吾人の參考と爲すべき點を擧ぐれば、

一、開陽と交戦せし春日の、よく危険を免かれたるは、全く其優秀なる速力の賜にして、速力の功績偉大なることは、此時代に於ても、既に明白なる事實となれり、

一、雙方彈丸の命中せしもの少からざるに、之れが爲め、火災を惹起したることあるを聞かず、蓋し當時破裂彈の効力確實ならざりし乎、將た之れに裝填せる炸藥の勢力微弱なりしに因る乎、是れ一の疑問なりとす、

第四項 伏見戦争

明治元年〔西曆千八百六十八年〕一月三日、即ち徳川氏の軍艦開陽等が、薩摩の春日平運等を砲撃せしと日と同じくして、陸上に於ては、伏見に戦争始まれり、

當時攝津沖に碇泊せし軍艦は、徳川氏の艦隊、旅艦開陽、富士山、蟠龍、翔鶴、順動の五隻、英艦二隻、佛米艦各一隻なりき、而して徳川氏の軍艦は、皆な西の宮附近に碇泊せり、是れ京畿に入らんとする長州兵を牽制せんが爲めなりしと云ふ、

伏見鳥羽に於ける戦争は、三日より六日に至る四日間、互に、終に東軍の敗北となりぬ、是に於て、徳川慶喜は、兵を收め、江戸に歸城せんと欲し、六日午後九時頃、會津桑名の兩公を首め、老中外國奉行等總て八名を従へ、密に大阪を出で、八軒家より苦船に乗り、天保山沖に進行したり、此夜闇黒加ふるに、西北風烈しく、終に米艦に漂著せしに、艦長は闇夜小舟の航海は危険なりとし、賓客一同を艦内に移し、其前將軍及會津桑名の二公等なるを發見し、急ぎ主



從を艦長公室に伴ひたり、

翌七日午前四時頃、外國奉行山口駿河守は、米艦の端舟に乗り、開陽に赴き、澤副長〔榎本司令官は、五日より大坂に上陸し、旗艦の指揮は、副長澤太郎左衛門に委任せり。〕に前夜の始末を面晤す、副長は端舟三隻に、護衛の兵十二人を載せ、君公初め老中等を迎へて、開陽に著せり、

翌八日午前八時過ぐる頃、老中板倉は、澤副長に上意を告げて曰く、内府江戸歸城を望まるとを以て、開陽は速に出帆準備を整ふべしと、澤副長は大坂城の形勢、容易に開陽の出發を許さざるものあるを以て、之を止めんと努めたるも能はず、終に旗艦を富士山に移して、拔錨し、東方に向ひ、十一日午前品川沖に到着せり、

榎本司令官は、伏見鳥羽の負傷者及其他の陸兵を軍艦に收容するの計畫を實行し、尙萬端の處置を盡し、十二日早天、旗艦富士山に歸り、望月艦長より、具さに開陽の顛末を聞き、他の諸艦を率ゐて、即日攝津沖を發し、十四日午後

品川に歸港せり、

第六節 艦船

安政元年〔西曆千八百四十四年〕に幕府の海軍を興立せし以來、其製造或は購入若くは贈呈を受けたる艦船を掲げて、左の表を作り、以て参考の便に供すべし、但し當時は登記の法行はれざりしが故に、表中の數字記事等は、正確を保し難しと雖も、大體に於て誤謬なかるべし、又艦船購入の目的は、主として軍事上の必要にかゝり、貿易の爲めにあらざれば、軍艦以外の船舶を總稱して、運輸船と名づけたり、

幕府海軍艦船表

軍艦



艦名	艦種	長 時 呎	幅 時 呎	吃 水 均	排水 量	馬 力	速 力	記 事
朝陽	木、螺、汽、 「スクーナ」 砲艦	一六三	二四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	安政三年(西暦千八百五十六年)、幕府の命令に依り、和蘭國カンデル市に於て製造、安政五年(同五十八年)、長崎に於て領收、明治元年四月十一日(同六十八年)、舊幕府軍艦處分の際朝廷に納む。
蟠龍	木、螺、汽、 「スクーナ」 砲艦	一五三	二二	九、六	三七〇	二二八	一〇〇	原名「エンハロル」、英國ブリキナルに於て、御召遊覽船として製造、安政五年七月(西暦千八百五十八年)、英國女王ビクトリア陛下、幕府に贈呈、品海に於て授受、安政三年(西暦千八百五十六年)、幕府の命令に依り、和蘭國カンデル市に於て製造、安政四年八月(同五十七年)、長崎に於て領收、安政六年十二月(同五十九年)木村謙津守等を乗せ、米國サンフランシスコ市に赴く、文久元年十二月(同六十二年)、小笠原島開拓の爲め、幕吏を乗せ同島に航す、後機關を陸揚して帆船となす。
咸臨	木、螺、汽、 「スクーナ」 砲艦	一六三	二四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	安政三年(西暦千八百五十六年)、幕府の命令に依り、和蘭國カンデル市に於て製造、安政二年(同五十五年)六月、横濱に於て領收、明治元年四月十一日(同六十八年)、舊幕府軍艦處分の際朝廷に納む。
觀光	木、外、汽、 「スクーナ」 砲艦	一七〇	二二	一〇〇	一五〇	一五〇	一五〇	原名「スームベンゲ」、嘉永三年(西暦千八百五十年)、和蘭國アレンシグ市に於て製造、安政二年(同五十五年)和蘭國ウィルム三世陛下幕府に贈呈し、長崎に於て授受、明治元年四月十一日(同六十八年)、舊幕府軍艦處分の際朝廷に納む。

艦名	艦種	長 時 呎	幅 時 呎	吃 水 均	排水 量	馬 力	速 力	記 事
富士山	木、螺、汽、 「スクーナ」 砲艦	二二四	三三	一一、六	一〇〇〇	一八〇	一〇〇	元治元年(西暦千八百六十四年)、幕府の命令に依り、米國ニューヨーク市に於て製造、慶應元年二月(同六十六年)、横濱に於て領收、明治元年四月十一日(同六十八年)、舊幕府軍艦處分の際朝廷に納む。
回天	木、外、汽、 「スクーナ」 砲艦	二一七	三四	一一	一六七八	四〇〇	一〇〇	原名「イッセル」、安政二年(西暦千八百五十五年)、普國グンツク市に於て製造、慶應二年六月(同六十六年)、長崎に於て、米人リチャールズより購入。
開陽	木、螺、汽、 「フリゲート」 砲艦	二四〇	三九	一〇	三〇〇〇	四〇〇	一〇〇	慶應二年(西暦千八百六十六年)、幕府の命令に依り、和蘭國ドレグト市に於て製造、慶應三年五月(同六十七年)、横濱に於て領收。
東	木、装甲双螺、 「フリゲート」 砲艦	一五六	三一	一〇	一三五八	一三〇〇	一〇〇	原名「ストーンチャールズヤクソン」、元治元年(西暦千八百六十四年)、南北戦争中、佛國ボルド市に於て製造、幕府は之を買収し、慶應三年五月(西暦千八百六十七年)横濱に廻航して授受を遂んとせしに、當時幕府領に際し、外局外中立に依り、之を爲す能はずして、遂に朝廷に納む。
千代田形	木、螺、汽、 「スクーナ」 砲艦	九七	六	六、八	一三八	六〇	六〇	文久二年五月七日(西暦千八百六十二年)、江戸石川島に於て、船骨材拵付、翌年七月七日進水、慶應二年五月(同六十六年)、落成、起工より竣工に至るまでに五ヶ年の星霜を費し、は、造機主任肥田濱五郎洋行中、工事を停止せしに因る。



運輸船			
船名	船種	長時 幅時 深時	噸數 馬力 速力
健順丸	同		三七八
千秋丸	同		二六三
鵬翔丸	木、帆、三橋「バーシ」	六〇 二五	三四〇
<p>記 事</p> <p>原名「アルミステス」、安政二年(西曆千八百五十五年)、英國サンランド市に於て製造、文久二年六月(同六十二年)、長崎に於て購入、翌年英船「ビクトリア」と交換、</p> <p>原名「アルテヤ」、安政三年(西曆千八百五十六年)、米國フェールヘーウン市に於て製造、文久元年九月(同六十一年)、函館に於て購入、</p> <p>原名「ダニエル、ウエプスター」、嘉永四年(西曆千八百五十二年)、米國ホストン市に於て製造、文久元年(同六十一年)、横濱に於て購入、</p> <p>原名「カタリナテレシヤ」、安政四年(西曆千八百五十七年)、英國に於て製造、安政五年(同五十八年)、長崎に於て購入、萬延元年七月二十三日(同六十年)、下田邊に於て颶風の爲め破船、</p>			

千歳丸	同		三五八
順動丸	鐵、外、汽、	二四〇 二七 一六	四〇五 三六〇
昌光丸	鐵、螺、汽、		八一 五〇
第一長崎丸	鐵、外、汽、		九四 六〇
協鄰丸	木、外、汽、		三六一 九〇
<p>原名「ナンキン」、萬延元年(西曆千八百六十年)、英國ロツトルクラン市に於て製造、文久二年十二月二十九日(同六十二年)、横濱に於て購入、翌年七月三日、對州府中港に於て、颶風の爲め破船、</p> <p>原名「ビクトリア」、安政四年(西曆千八百五十七年)、英國シッドテ市に於て製造、文久三年二月(同六十二年)、長崎に於て購入、元治元年(同六十四年)、八丈島に於て破船、</p> <p>原名「サントン」、萬延元年(西曆千八百六十年)、米國ニューヨーク市に於て製造、文久三年二月十五日(同六十二年)、長崎に於て購入、同年六月、長崎近海松島に於て破船、</p>			



船名	材料	噸位	原 名
長崎丸	同	一三八 六〇	原名「シアルツアルリスフナルグ」、弘化三年（西曆千八百四十六年）、英領ホムベリー市に於て製造、文久三年二月（同六十二年）、長崎に於て購入、翌元治元年（同六十四年）、下關に於て長州人の爲めに焚かる。
大平丸	鐵、外、汽	二七六	原名「ライモン」、安政六年（西曆千八百五十九年）、英國ブルキウナル市に於て製造、文久三年二月十八日（同六十三年）、横濱に於て購入。
第二長崎丸	鐵、螺、汽、 三橋 「スクーナ」	一八七 二五 一四	原名「ジョンリー」、文久二年（西曆千八百六十二年）、英國グラスゴウ市に於て製造、文久三年十月十三日（同六十三年）、長崎に於て購入。
翔鶴丸	鐵、螺、汽	一八八 二四	原名「エルシールス」、安政二年（西曆千八百五十五年）、英國に於て製造、文久三年十月（同六十二年）、横濱に於て購入。

船名	材料	噸位	原 名
神速丸	木、螺、汽	一三〇 一六	原名「メテヨ」、文久元年（西曆千八百六十一年）、米國シヤムロ市に於て製造、元治元年二月六日（同六十四年）、函館に於て購入。
黒龍丸	木、螺、汽	一七一 二六	原名「コンシンガ」、文久三年（西曆千八百六十二年）、米國リン市に於て製造、文久三年（同六十三年）、長崎に於て、越前家米國より購入、元治元年八月十九日（同六十四年）、江戸に於て越前家より譲受けたり、是れ瀬戸海軍練習所に於てせしめ、練習艦と爲さんが爲なり。
大江丸	木、螺、汽	一六〇 二六 一八	原名「ターキヤン」、文久元年（西曆千八百六十一年）、米國ニューヨーク市に於て製造、元治元年八月（同六十四年）、横濱に於て購入。
美加保丸	木、帆 「パーク」	一七四 三三 二七	原名「ランデンボルグ」、慶應元年六月（西曆千八百六十五年）、普國製、長崎に於て購入。
鶴港丸	木、帆 「パーク」	一一八 二七 一六	原名「マツテフリユス」、安政元年（西曆千八百五十四年）、米國ロヂエスタ市に於て製造、慶應元年八月廿日（同六十五年）、長崎に於て購入、同年十二月、田浦に於て破船。

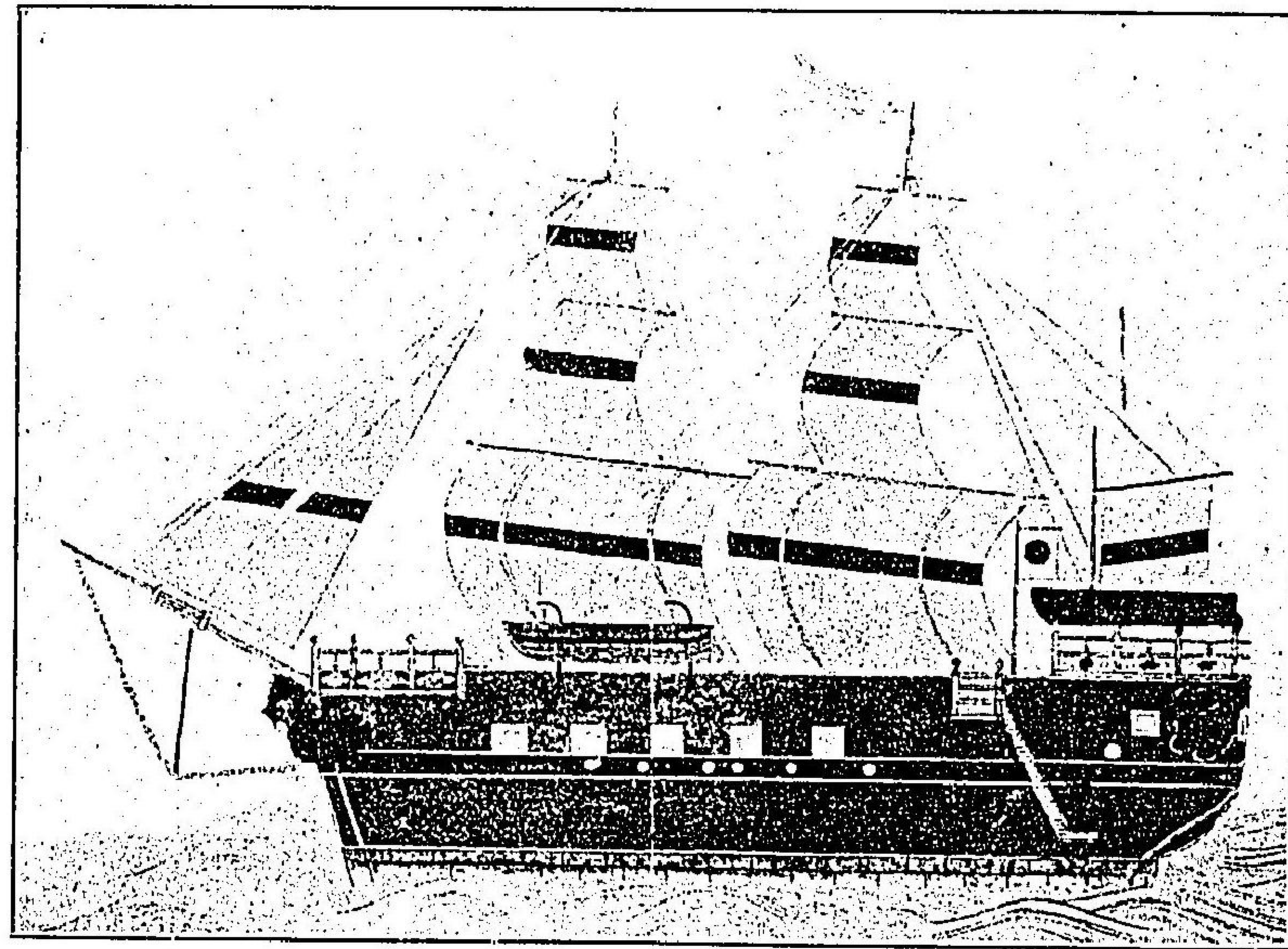


鳳瑞丸	昌平丸	鳳凰丸	飛龍丸	千歳丸
木、三橋、帆、 「パーク」	木、三橋、帆、 「パーク」	木、三橋、帆、 「パーク」	木、螺、汽、	木、帆、 「パーク」
九〇 二四 一八	九〇 二四 一八	一三三 三〇	一七〇 二七	一三八 二五 一五
			九〇	三三三
安政元年(西曆千八百五十四年)、薩州鹿兒島に於て製造、安政二年(同五十五年)、鹿兒島藩より幕府に獻納、慶應二年九月(同六十六年)破却。	安政元年(西曆千八百五十四年)、薩州鹿兒島に於て製造、安政二年(同五十五年)、鹿兒島藩より幕府に獻納、維新前除籍。	安政元年五月(西曆千八百五十四年)、相州浦賀に於て製造、慶應二年(同六十六年)、江戸石川島に於て改造。	原名「プロミリス」、元治元年(西曆千八百六十四年)、米國ニューヨーク市に於て製造、慶應三年六月廿九日(同六十七年)、長崎に於て小倉藩より讓受、明治元年四月十一日(同六十八年)、舊幕府軍總處分の際朝廷に納む。	原名「チャアリ」、慶應元年(西曆千八百六十五年)、英國アバドン市に於て製造、慶應二年九月廿五日(同六十六年)、横濱に於て購入。

行速丸		奇捷丸	長鯨丸	龍翔丸
木、外、汽、		鐵、螺、汽、	鐵、外、汽、	鐵、螺、汽、
一六二 二七 五		二二二 三六 二二	二五〇 三六 二二	九三 一五 六
二五〇	四〇	一六一 一五〇	九九六 三〇〇	六六六 二五
萬延元年(西曆千八百六十年)、米國に於て製造、慶應二年八月(同六十六年)、長崎に於て購入、明治三年(同七十年)、諸藩版籍奉還の際朝廷に納む。	元治元年七月廿日(西曆千八百六十六年)、長崎に於て購入。	原名「タバンニョー」、元治元年(西曆千八百六十四年)、英國グラスゴウ市に於て製造、慶應二年八月十八日(同六十六年)、横濱に於て購入。	原名「ガンバートン」、元治元年(西曆千八百六十四年)、英國グラスゴウ市に於て製造、慶應二年八月十二日(同六十六年)、横濱に於て購入。	原名「マルクリー」、文久三年(西曆千八百六十三年)、英領香港に於て製造、慶應二年七月二日(同六十六年)、長崎に於て購入。

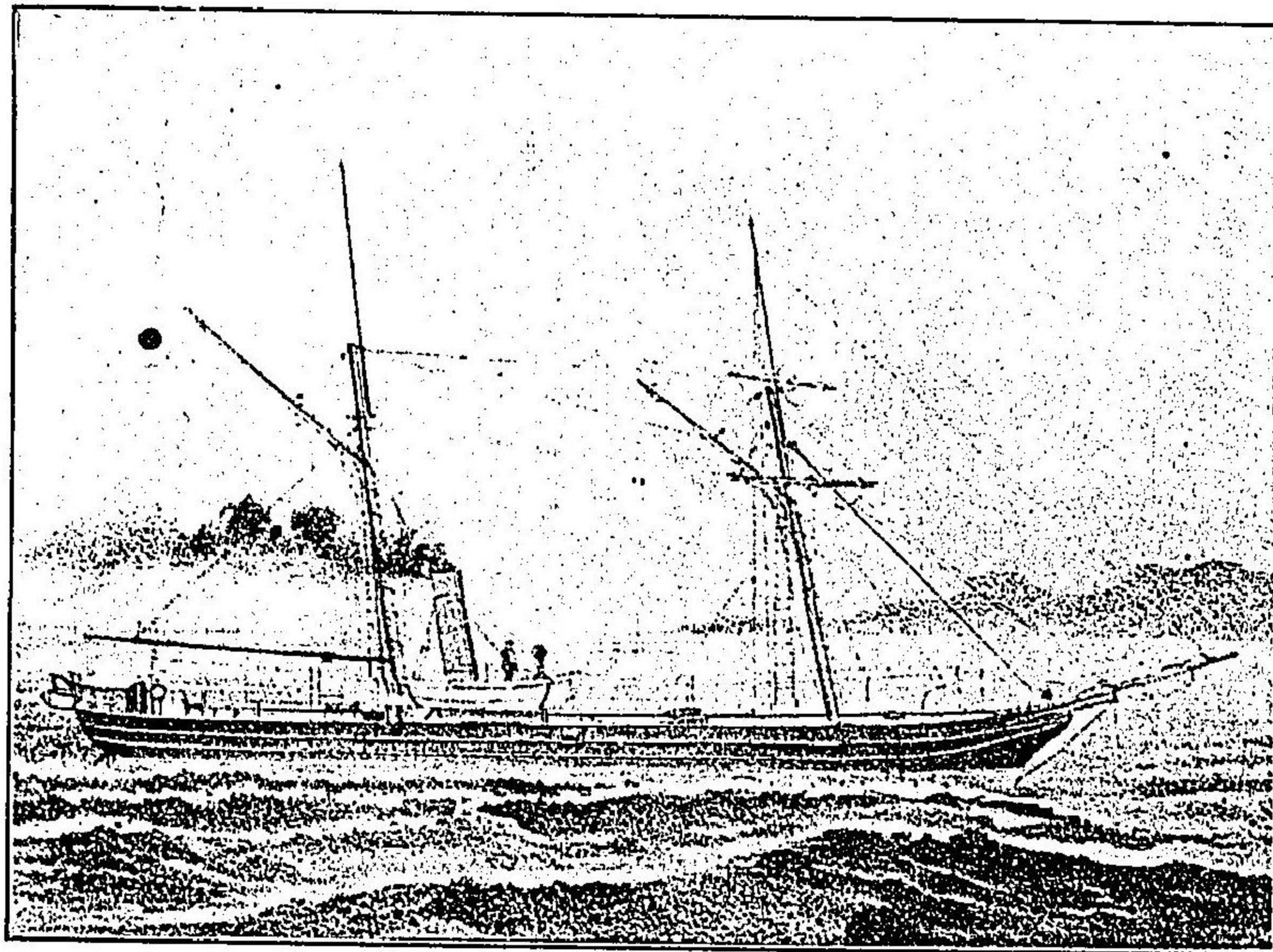


圖 八 十 第



九 風 風

圖 九 十 第



形 田 代 千 艦 軍

史 船 造 世 近 本 日

箱館丸	長崎形	君澤形 自第一號 至第二號	旭日丸	大元丸
木、帆、 二橋「スクーナ」	木、帆、 一橋「カッタ」	木、帆、 二橋「スクーナ」	木、帆、 「パーク」	木、帆、 三橋「パーク」
	一八七二	一〇三三	二四三二	一八二四
安政五年(西曆千八百五十八年)、函館に於て製造、船工高田嘉兵衛・鑄物工銅屋久細工藤林十郎の手に成れり、維新前除籍、	安政四年(西曆千八百五十七年)、長崎大波戸場に於て傳習生修業の爲め、關人指押の下に製造、維新前除籍、	安政三年(西曆千八百五十六年)、伊豆戸田に於て製造せられたるもの七隻、但其内一隻は露西亞人の手に成れる「シヨナ」號なり、露人は幕府の恩義に酬ひんが爲め、美麗に裝飾を施し返送せり、江戸石川島に於て製造せられたるもの四隻、合計十一隻、維新前除籍、	安政三年(西曆千八百五十六年)、江戸石川島に於て、水戸齊昭督工の下に製造、維新前除籍、	安政元年(西曆千八百五十四年)、薩州鹿兒島に於て製造、安政二年(同五十五年)、鹿兒島藩より幕府に獻納、元治元年(同六十四年)破却、



先登丸	龜田丸
木、暗、汽、	木、帆、 二橋 「スクーナ」
	一〇八 二四
	同
慶應元年(西暦千八百六十五年)解船、	

附言

一 幕府海軍創立より、明治維新に至るまで、其船籍に入りたる艦船は、軍艦九隻、運輸船四十五隻、合計五十四隻なりとす、  
 一 軍艦中、東は幕府の船籍に登録せられたるも、實際其有に歸せずして、朝廷に納めたり、  
 一 運輸船中、順動、翔鶴、大江の三隻は、時宜に依り、大砲を搭載し、軍艦に代用せられたることあるも、是れ一時の方便に過ぎざるが故に、軍艦中に算入せ



ず、

一此五十四隻の艦船を類別せば、二十八隻は汽船〔暗取十九隻、外輪九隻〕、殘餘二十六隻は帆船なりとす。又製造せられたる國別に依れば、二十隻日本、十四隻英國、十一隻米國、四隻蘭國、一隻佛國二隻不詳となる。

一此五十四隻の艦船中、賣却破壊老朽等に依り、船籍を脱したるもの二十六隻に及べり、故に多少有力なるものは、僅に二十八隻に過ぎず。又軍艦咸臨は帆船となりて、運輸船に下されたるを以て、幕末に於ける海軍力は、軍艦八隻、運輸船二十隻なりき。

第七節 艦船造修所

嘉永六年〔西曆千八百三十四年〕幕府は大船製造禁止の令を解き、浦賀に一の工場を開きて、造艦の業を興し、諸藩に實例を示し、其後長崎に於て、海軍傳習の舉あるに際し、こゝに製鐵所を設けたり、然るに、元來長崎の地は、首府と遠く隔りて、不便少からざるを以て、幕府は海軍操練所なるものを江戸に設けたり、之

によりて、艦船の多くは、首府に集まることとなりたる結果、其附近に修繕工場の必要を感じ、先づ浦賀及曾て水戸藩の經營したりし石川島の工場を以て、之に充てたり、然れども、甲は江戸灣外にあるを以て、防備上缺點あり、乙は規模小にして、且つ海底深く、到底軍港と爲すに適せず、是に於て横須賀に一大海軍工廠を建設するに至れり。

其他、幕府は、伊豆戸田港に於て、露船「シヨナ」の製式に従ひ、君澤形帆船「スクーナ」及米國式なる韭山形と稱する端舟數隻を製造せしめたるも、戸田の工場は、露國の爲め一時の方便に出でたるものなれば、之を幕府時代の造船工場として數ふるに足らず、以下、逐次、浦賀、石川島、長崎、横濱、及横須賀に設置せられたる各工場に關し、叙説する所あらんとす。

第一項 浦賀造船所

嘉永七年〔西曆千八百三十四年〕幕府は浦賀に造船工場を開き、先づ歐式に模倣し、三橋帆船「鳳丸」第十八圖〔此圖の原本は海軍文庫所藏に在り〕を起工せり、是れ、晩近大船製造の



嚙矢とす。

幕府が浦賀の地を相して、此業を起したるは故なきにわらず、元來、此地は、昔時より江戸灣の關門にして、諸國の船舶は先づこゝに至り、検査を了へ、免狀を受けたる後、東都に入るの制規なりき、曾て米國黒船艦隊の此地を目的とし、渡來せしも、全く此關門に至り、來意を通ぜんとせしに外ならず、斯の如く、浦賀は江戸附近にありて、最初に外國と關係を結びたる地なれば、歐式艦船を目撃し、實地に多少研究を遂げたるもの多かりしならん、是れ此地が造船所建設の爲めに選ばれたる主因たるものゝ如し。

安政四年〔西曆千八百一十七年〕軍艦操練所の江戸に設置せらるゝに當り、軍艦觀光は、練習艦として之に附屬することゝなり、翌年には、軍艦咸臨、鵬翔の二艦も亦之に屬し、同六年、長崎海軍傳習のこと終るに、益みて、軍艦朝陽も亦同一の目的を以て歸江したり、かくて、當時、練習艦にして江戸及其附近にありしものは、觀光咸臨、朝陽、鰐龍〔以上四隻〕及鵬翔〔船帆〕の五隻なりしが、此等艦船修理の

必要漸く起りしを以て、浦賀工場を以て先づ其用途に充てたり。

浦賀に於て施行したる修繕工事中、最も困難なりしものは、軍艦咸臨の船底填隙なりき、當時船架船渠等の設備なかりしを以て、遂に灣頭に注流する谷川を利用し、渠溝を穿ち、こゝに該艦を引致し、溝口に粘土の防水壁を築き、手働唧筒を以て排水し、一時船渠に代用せしめんとすの計畫なりしに、渠側の湧水激しくして、其目的を達せず、更に粘土を塗り、以て防水工事を施し、纒に計畫を實行したり、かくて築造せられたる乾船渠〔其後、周圍に石垣を築く等多く、川を掘削し、今猶ほ浦賀船渠株式會社の構内に存在す。〕は、晩近本邦に於ける最初のものにして、こゝに先づ軍艦咸臨を入渠せしめ、其填隙工事を施し、善く滲水を停止するを得たり、該艦は、其翌年軍艦奉行木村攝津守を載せ、艦長勝麟太郎の指揮の下に、太平洋を航し、米國行を遂げたりしが、是れ全く當事者の盡瘁の結果に外ならずといふべく、また以て其技倆を證するに足るべし。

此乾船渠の設計及構造は、甚だ幼稚なるものにして、今日進歩の程度に比



すれば殆んど論ずるの價値なきに似たれども當時にありては此船渠は江戸附近に於ける唯一のものなれば之に改良を加へんとする議ありしかども幕府は近き將來に於て横須賀に完全なる船渠を設置するの企圖ありしを以て其實行を許可せず不十分ながらも之が使用を繼續し以て明治維新に及べり

第二項 石川島造船所

大船製造の解禁令出で造船業の各地に勃興せし頃には石川島には幕府監獄の設ありしも此監獄は石川島の一隅を占むるに過ぎずして洲頭の一圓は空地となり殊に水上運搬の便利ありて造船業を興すに最も適せしにより幕府は此地に造船工場を開かんとしたり是時に當りて水戸齊昭は夙に意を國防策に注ぎ三橋帆船の設計を建て其製造圖面も既に完結せしかば安政三年〔西暦千八百五十六年〕之を石川島に建造することとなり而して齊昭は嘗に此船の計畫を建てしのみならず亦自ら其工事を監督しその竣

工に際し之を旭日丸と命名したり〔艦に旭日丸の三大字の篆額を掲げたり是れ齊昭の親しく書したるものなりと云ふ〕旭日丸は石川島造船所の製造に係る最初の西洋形大船なりしが其復原力計算に誤謬あり且首尾喫水の差は負數となりて實際に此缺點を除くこと能はざりし爲め風波の海上を航するに當りて頗る困難を感じ乗員の苦情常に絶ゆることなかりしも船體は堅牢に構造せられ且艤裝及裝飾の點に於ては比較的完全なりしが故に先づ成功せるものなりと謂ふべし〔明治後加納次郎作の積る所なりて沿岸航海の用に供せられたり〕

當時幕府に於ても諸藩に於ても均しく造船智識を有するもの殆ど無かりき唯黒船を一覽して多少其構造に注目したるものか若くは蘭學に通曉して船其物の如何なるを問はず單に造船に關する洋書を講義し得るもの等は即ち大造船家として目せられたり鳳凰丸の主任者中島三郎之助〔浦賀にして黒船艦隊渡來の時來行戸田伊豆守の使者として香山榮左衛門と共に旗艦サスケハナに行き爾來數回黒船に往來し船體構造法については多少實地に見學せし所ありたり是れ此主任者となりたる所以なり又長崎に於て海軍傳習の事を始めたるとき中島三郎之助も學生中に徴集せられ主として造船術を專修せし



は此緣故に基<sup>キ</sup>及び薩摩の松本恆菴川本幸民の如きは其例なり、  
旭日丸製造の際、水戸公より工事監督の爲め石川島に出張を命ぜられたる藩吏、及之に従事したる木工鍛冶職のものは、幕府に出願し、伊豆國君澤郡戸田港に赴き、戸田の船工と共に、露西亞人の指揮の下に、二檣スクーナ形帆船製造に従事し、正則に西洋形船舶の構造を會得して、等しく本邦に於ける造船職の曉星たるの名譽を荷ふに至れり、

幕府は、圖らずも造船技術を實地に收めたる良工を得たるを幸とし、君澤形<sup>形</sup>〔露船シコナと名づけたる、其の帆十隻、六隻は石川島に於て、其の製造を命じたり、此君澤形船は、設計に於ても亦構造に於ても缺くる所なく、主として練習船として、永く使用せられたりと云ふ、

爾來造船學術は、漸次進歩の域に達し、大に面目を新にし、帆船製造の如きは、衰微に傾くと共に、汽船製造は勃興するに至れり、會幕府は江戸灣防禦の策を講じたりしが、小野友五郎の建議に因り、多數の砲臺を築造するよりも、

寧ろ小形にして、巨砲を搭載する軍艦を以て、之に代ふるに如かずとなし、遂にかくの如き砲艦二十隻を建造するに決し、文久二年〔西曆千八百六十二年〕五月、試みに先づ其一隻〔長一〇四尺、幅一五尺、馬力六〇、大砲三門、主任小野友五郎、分擔船體赤松則真、其設計に關する計算に參與せり〕を起工したり、其後四ヶ年の星霜を経て、落成を告げたる此砲艦は、千代田形と命名せられたり〔第十九圖〕<sup>海軍文庫の軍艦帖より得たるもの</sup>

軍艦千代田形は、其設計に違算なく、其構造は堅牢にして、且乗員の好評を博せり、是れ我邦造船技術の一大成功にして、其進歩の顯著なるを證明するに足る、況んや外國人の手を借らずして、蒸氣軍艦を製造したる最初のものなるに於てをや、

幕府は、日に月に軍備充實の急要を感じたると、他の一方に於て、我邦人の技術を信頼するに至りたる結果、千代田形の未だ竣工を告げざるに、已に石川島造船所を擴張せんと欲し、機關部主任肥田濱五郎を、和蘭に派遣し、委ぬるに造船用器具機械〔工場用のものは勿論、尙ほ甲〕購買のことを以てしたり、



是を以て、千代田形機關船内据付工事を一時中止するの已むを得ざるに至れり、是れ該艦の起工より竣工まで四ヶ年の長時日を要したる所以なりとす、然れども、石川島造船所擴張の議は、終に實行に至らずして、廢棄せられたり、其理由は、横須賀に東洋無比の一大海軍工廠を建設せんとする議の成立したるにより、爾來、幕府は、石川島造船所に投資せずして、唯現狀維持に努め、以て明治の新政に及べり、

第三項 長崎製鐵所

安政二年〔西曆千八百五十五年〕和蘭國王の贈呈に係る軍艦觀光を受領し、爾來艦船の購入若くは製造漸く多きを加へんとするに當り、幕府は既に此等艦船の修理を慮り、長崎に一の工場を創設せんと欲し、和蘭より技師及職工を聘すると同時に、必要の器具器械も共に購求すべきの命を下したり、

翌年工師〔技師長ハールテズ、機械職アリケンラネ、コイ、機體職ヤンセン、ヒュルゲン、カレン、フ、造〕は器具器械を齎し來著せるを以て、長崎稻佐郷飽浦の地を

相し、同年十月、土工を起し、九千四十坪の地面を開き、漸次工場を建築し、機械を据付け、其一部竣工するに及び、之を溶鐵所と名けたり、其後幕府の財政不如意の爲め、幾多の困厄を経て、五ヶ年の星霜を費し、終に全く工を竣へ、溶鐵所を長崎製鐵所と改稱したり、當初此製鐵所の規模は、原動力二十五馬力に對し、木工旋盤、鍊鐵鑄造の各工場を設くるにありき、而して其製造力は、約五十馬力の船用機關を製し、及普通艦船の小修理を爲すに適するものなりきと云ふ、

是より先き、飽浦工場の稍や整頓するや、創めて製造に著手せしは、瓊浦形と稱する汽船〔長十五年、閏三、間、安〕にして、是れ我國汽船製造の嚆矢とす、爾來多少船舶の工事を施行し來りしも、世は明治の新政となりて、長崎製鐵所は新政府の管理に移りたり、

文久元年〔西曆千八百六十一年〕立神郷に軍艦製造所を新設すべきの議起り、海面一萬二千百六十坪を埋立て、其基礎を作らんとしたり、然るに、神戸海軍練習所



に軍艦製造局を設置することとなりて、飽浦製鐵所も該操練所の附屬となりしかば、立神軍艦製造所を造船場と改稱して其建築工事を繼續し、こゝに船渠を築造せんとせしむ、終に之を中止し機械器具の類一切を製鐵所の保管に付したり。

以上は、現今合資會社三菱造船所飽浦機械工場及立神造船工場の起源なりとす。

#### 第四項 横濱製鐵所及横須賀造船所設立の起源

幕府は、長崎製鐵所の地が、遠く首府に隔り、不便を感ずること多きと他の一面に於て、國防上の必要よりして、遂に決然江戸灣内に一大海軍工廠を興さんとせり。

元治元年〔西曆千八百〕幕府は、當時の佛國公使レオン・ロシウに謀り、此重大問題の實行に關し、餘旋の勞を請へり、〔和蘭に於て製造せられたる軍艦富士山、米如きは、本邦に於て嚴密なる検査の結果、構造上に缺點あるを發見したり、貴重なる軍艦を、外國に於て製造する以上は、多くの如き損失は免れざるを自覺したると又終に

は武器の獨立を期すべきを感じたる結果、首府の附近に於て、一大工廠を設立すべきの議は起れり、然るに、何れの國に依るべきかの問題に至りて、終に佛國に決したり、其理由は、海外各國皆我師なりと雖も、餘國に比して、佛國は、罪同公使は之を快諾し、先順にして、其既も稍や信を取りに足れりといふにありき、同公使は之を快諾し、先づ議を建て曰く、海軍工廠として、軍艦製造に必要な設備を完成せんとするは、一朝一夕の業にあらず、故に之を興すと同時に、須らく先づ小規模の修理工場を開設し、艦船の應急工事を施し、傍ら海軍工廠建築に要する器具を製造し、可及的此種の物品に對し、輸入を防止するに務め、併せて邦人の西式工業を傳習し、他日工廠完成の曉、此等の職工を使役し、以て海軍の需要を充たすは、須要の事項なりと、又此建議にして採用せらるゝものとせば、任用其人を得るを要す、然らずば、費用徒らに大にして、奏功の難きは、既往の實驗に徴して明なりと、幕府は、此建議を是認し、本件を舉げて、同公使の厚意に依頼したり、是に於て、公使は、佛國海軍大技士フランソア・レランヌ・ス・ヅエルニを薦舉し、首長として、工廠及修理工場に關する總ての事項を一任することゝなせり、而して江戸附近港灣調査の結果、浦賀及石川島は、共に軍港として、



理想に適せざるものとなし、竟に海軍工廠は横須賀海軍修理工場は横濱と決定せられたり（當初は此二工場は相互に横須賀製鐵所横濱製鐵所と稱せられたり、其後横須賀製鐵所は横濱製鐵所と改稱せられたり、） ヴェルニーの設計にして、幕府の採用せしものは、横濱製鐵所を一ヶ年にして落成し、其費用は洋銀八萬弗、横須賀造船所は四ヶ年の繼續事業となし、其費用は毎年洋銀六十萬弗、總額洋銀二百四十萬弗の豫定なりき、

第五項 横濱製鐵所

慶應元年（西暦千八百五十五年）二月、横濱本村に、敷地を選定し工を起せり、而して建築すべき工場は、發動汽機室、鍊鐵鑄造模型、旋盤製罐木工製帆船具等に屬するものにして、其据付機械は、曩に幕府が使節を米國に派遣せし際に購入せしものに、嘗て佐賀藩より幕府に獻納したる製鐵機械の一部を加へたるものなりき、

同年九月に至り、建築工事は完結し、艦船修理工事を營むべき域に達したり、是れ首長 ヴェルニーの指揮宜しきと、技師長 トロテ（即ちセミヲミスに乘組み横濱、碇泊中華府）

の依頼に應じ、軍艦朝陽の修繕を擔任せし、及日本創立委員の盡瘁の結果に外ならず、而して其委員中の一人たる栗本瀬兵衛は、其所長に任ぜられたり、當時横濱製鐵所は、江戸附近に於ける唯一の工場なりしが故に、工事輻輳し、大に繁劇を極め、其存立の必要は豫想に違はざりき、即ち艦船修理工場の外に、新造工事として、横須賀造船所に使用すべき小蒸汽曳船一隻（船體機關共完全）、横濱横須賀間往復通船十馬力の機關二臺、横須賀工廠建築用各種の器具類を造り、其他陸軍野砲の修繕等に從事したり、然るに設立後、僅に三ヶ年の星霜を閱し、幕府の没落と同時に、明治政府の管掌に移りたり（明治元年閏四月、西暦千八百六十八年）の事なり、其後、此横濱製鐵所は、大藏省工部省の管理に移り、竟に廢止せられ、現今は其痕跡をも止めず、只其敷地の一部に、佛人シヨウブル、グアルビエなる個人に屬する一小工場を存するのみ、グアルビエの父は、幕府時代に、此製鐵所に一時技師長の位置にありし人なり、此

第六項 横須賀造船所

横須賀造船所當初の規模は、二船渠（船渠竣工期に達するまで、應）、三船臺及鍊鐵模型旋盤組立製罐木工製帆船具製綱工場の外に、化學試験所療治室技師



及職工傳習學校に至るまで、完全の設備を爲すにあり、而して此建築工事實  
行の順序は、先づ工場を建築し、緩急に應じ、機械の据付を了し、船架の竣工と  
共に、一段落となし、艦船修理工事を開始し、次に船渠を開築し、且各工場を整  
頓し、以て全般の落成を告げしめんとしたり、

工場据付機械は、嘗て佐賀藩より幕府に獻じたる製鐵機械の一部と、幕府  
が新に和蘭より購買したるもの〔横須賀の未だ海軍工廠の敷地に選定せられざ  
る以前、江戸石川島工場を擴張し、茲に海軍工廠  
を設置すべきの議定に依り、肥田濱五郎を和蘭に派遣し、機械購求中、工廠位置變更の  
こと起りたり、依て此機械の内、甲鐵板に關するものを除き、殘餘の分を之に用ひたり〕  
に、ヴェルニーの佛國に於て購入せしものを加へたり、

慶應元年〔西曆千八百  
六十五年〕九月、土工を起し、鍛入式を行ひたり、慶應二年〔西曆千  
八百六十六年〕に至り、官舎及工場の一部竣工せしを以て、同年七月、横濱丸及横濱須  
賀間の通船第一號及第二號十馬力船の船體、都合三隻の工事に著手せり、是  
れ本工廠に於ける新造船の嚆矢とす、翌年三月、第一號船渠の開鑿を始め、同  
年五月、技術傳習生〔職工生徒四名〕を入校せしむる等、著々豫定計畫を實施する

の際、將軍慶喜は軍職を辭し、尋で政權を奉還し、終に明治元年〔西曆千八百  
六十八年〕大政復古の偉業成ると共に、本工廠は明治政府の管掌に歸したり、〔是れ現今  
小栗上野介なり、幕府が此工廠を興すに當り、最も與かりて力ありしは、當時の勸定、奉  
行を無益に消費せんとす、同氏は幕府の久しく持立すべからざるを看破し、以て爲く、今國  
かずと乃ち首として異論を排し、海軍の基礎を興し、幕府一日も存せしめたりと云ふ、若



## 第二章 諸藩海軍

### 第一節 沿革

嘉永六年〔西曆千八百三十八年〕幕府は、寛永の鎖國令を撤回し、尋で諸藩をして、兵備の充實を期せしめんが爲め、國內に於て艦船を製造し、或は既成のものを外國より購入せんことを奨励したる結果、各藩は、漸く海軍を整備するに至れり、明治維新の際、諸藩中、或は尊王攘夷を唱道し、又は佐幕を主張せしものありしも、勤王諸藩は、朝廷の徵發に應じ、其艦船を遣して、内亂を治め、此鴻業の完成に貢獻する所ありき。

その後、諸藩の版籍を奉還するや、軍艦の如きも私有すべからざるものとし、之れを獻納し、以て海軍興張を資けたり、かくて他日世界に名譽を輝かせ、我帝國海軍の濫觴をなせり。

### 第二節 教育

安政二年〔西曆千八百二十四年〕幕府は、和蘭國王の贈與に係る觀光を練習艦と定め、海軍教育を長崎に於て開始し、又傳習生は、單に幕臣に限らず、況く諸藩有志者より募集せしことは、第一章に於て既に述べたるが如し、此時徵募せられたる者は、鹿兒島〔十〕、熊本〔五〕、福岡〔八〕、萩〔十〕、佐賀〔四〕、津〔十二〕、掛川〔一〕の八藩より、合計百二十九名なりき。〔此人員中、後日我海軍にありて、内外に高名を博したるもの、鹿兒島藩五代才助、友厚、川村與十郎、海軍大將伯備川村純義、佐野榮左衛門、子爵佐野常民、眞木安左衛門、海軍中將男爵眞木長義、中平田倉之助、子爵海軍中將等あり〕故に諸藩の海軍教育に著手せしは、幕府と同時にいふべし。

當時の教育は、蘭學に依るものなりければ、斯學素養の有無は、學生の進歩に著しき影響を及ぼしたること言を俟たず、佐賀藩の如きは、夙に蘭學を奨励したる結果、該藩の傳習生〔佐野榮左衛門〕は、毎に優等の成績を呈したりと云ふ。

長崎傳習のことは、四年間繼續せられしも、遂に廢止となりて、幕臣は江戸に歸ると同時に、諸藩士も亦歸省して、各其海軍に盡す所ありき。



第一編に於て一言せし生麥事件は遂に破裂して戦争を惹起せり、文久三年〔西曆千八百六十四年〕二月十九日、英國辨理公使ニール、東洋艦隊を横濱に召集し、威勢を示し、以て江戸政府に迫り、兇行者の處刑被害者遺族救助及英國政府に對する謝罪を求む、幕府は、因循躊躇して決せざりしに、佛國公使ベルクール居中調停の勞を執りたる結果、同年五月九日、幕府は遂に十萬磅の償金を支拂ふに至れり、

是より、英國公使は、薩藩に對する談判を爲さんと欲し、七隻〔旗艦、ユリアラス、座乗、バルル、バルシユス、アルガス、レリス、ホー〕より成れる英國東洋艦隊を率ゐて、同年六月二十二日、横濱を發し、鹿兒島に到り、生麥事件の兇行者所刑の事、并に死傷者撫恤金二萬五千磅を要求せり、然るに、島津侯は頑として動か

第三節 對外交戰

第一項 英艦の鹿兒島砲擊

ず、英國公使は、空しく艦隊を退去せしむるを欲せず、先づ、バルルの艦長に命じ、艦隊の一部を率ゐ、七月二日早朝、重富の海濱元浦に碇泊せる薩藩の汽船青鹿丸、白鹿丸及天祐丸の三隻を捕獲し、之を償金の擔保に充てんとしたり、是に於て、島津侯は開戰の令を下し、各砲臺〔十個所、大砲の總數八十一門〕は、一時に發射して、彈雨を旗艦、ユリアラスに降し、かば、旗艦は倉皇錨鎖を截斷し去りて、砲臺に向うて應戰すると同時に、捕獲船三隻を一炬に附せり、かくて英艦隊は單縱列を作り、第二十圖〔海軍水交社記述より得たるもの〕砲臺を距る百五十米、突乃至四百米、突の航路を保ち、猛烈なる循環砲撃を試みたり、英艦の砲門皆銳利にして、其射術も亦巧なりしことは、薩藩の人士に甚深の感動を與へたるもの、如し、而して砲臺の發射も、亦よく英艦に命中し、雙方に損害多し、午後二時三十分、祇園砲臺より發せし彈丸、旗艦の甲板上に破裂し、艦長ジョスリン、副長ウィルモット、戰死す、此日暴風雨朝より夕に至るも止まず、海波高くして、英艦の運動極めて困難なるものあり、且損害も少なからざるを以て、午後三時、橋頭に



白旗を掲ぐ、砲臺も亦損害多きを以て、午後四時頃砲撃を停む、此戦闘に於て、薩軍戦死十人、負傷十一人、英艦戦死十三人、負傷五十人なりしと云ふ、然れども、薩軍の損害は、これに止まらずして、鹿兒島市内の大部分は、烏有に歸し、薩藩兵器工廠集成館も焼失したり、

同月三日、風漸く収まり、雨亦歇む、英艦は前日の戦死者を水葬し、午後再び市街を砲撃したる後、七島灣に淀泊して、各艦の修繕を營み、翌四日、鹿兒島灣を出發して横濱に向へり、

此年九月十六日、幕府の老中板倉周防守は、薩藩留守居を江戸城に召し、幕府が英艦再舉を猶豫せしめたる由を告ぐ、薩藩の重職岩下方平は、横濱に赴き、直接英公使と談判せんことを稟議して、幕府の許可を得、九月二十八日、岩下方平、重野安釋等、公使ニールに會見して、更に激論に及びたるも、到底其決心の奪ふべからざるを見て、最初の要求額を減じて、一萬磅となし、この金額を幕府より借入れ、十一月一日、公使に渡せり、かくて生麥事件は、遂に兇行者

を引渡さずして、其局を結ぶを得たり、

此戦争に關し、吾人の研究に資すべき材料乏しからず、今其主要なるものを擧ぐれば、左の如し、

一 十九世紀文明の利益は、當時遙かに我國のものに優れり、是れ他年、歐米各國と和親し、銳意彼の長を取り、我短を補はんことを努むるに至りし

動機たらざんば、あらず、〔同年十月五日、岩下方重野等が、公使ニールと再會せし、生のことな談じたりと、これ薩藩人士の思、想上に變化を來したるを證するに足る。〕

一 英軍の砲器は、アルムストロング旋條砲なりしに反し、薩軍のものは滑膛砲なりしが故に、其製式に於て、又其員數に於て、兩軍の勢力に甚しき優劣あるに拘らず、二日の戦闘の勝敗なく、終りを告げしは、艦隊の砲臺に對戦する不利益を證明するに足る、

第二項 長州藩の攘夷

文久三年〔西曆千八百六十三年〕三月、將軍家茂入朝して、攘夷の勅を奉じ、同年五月十



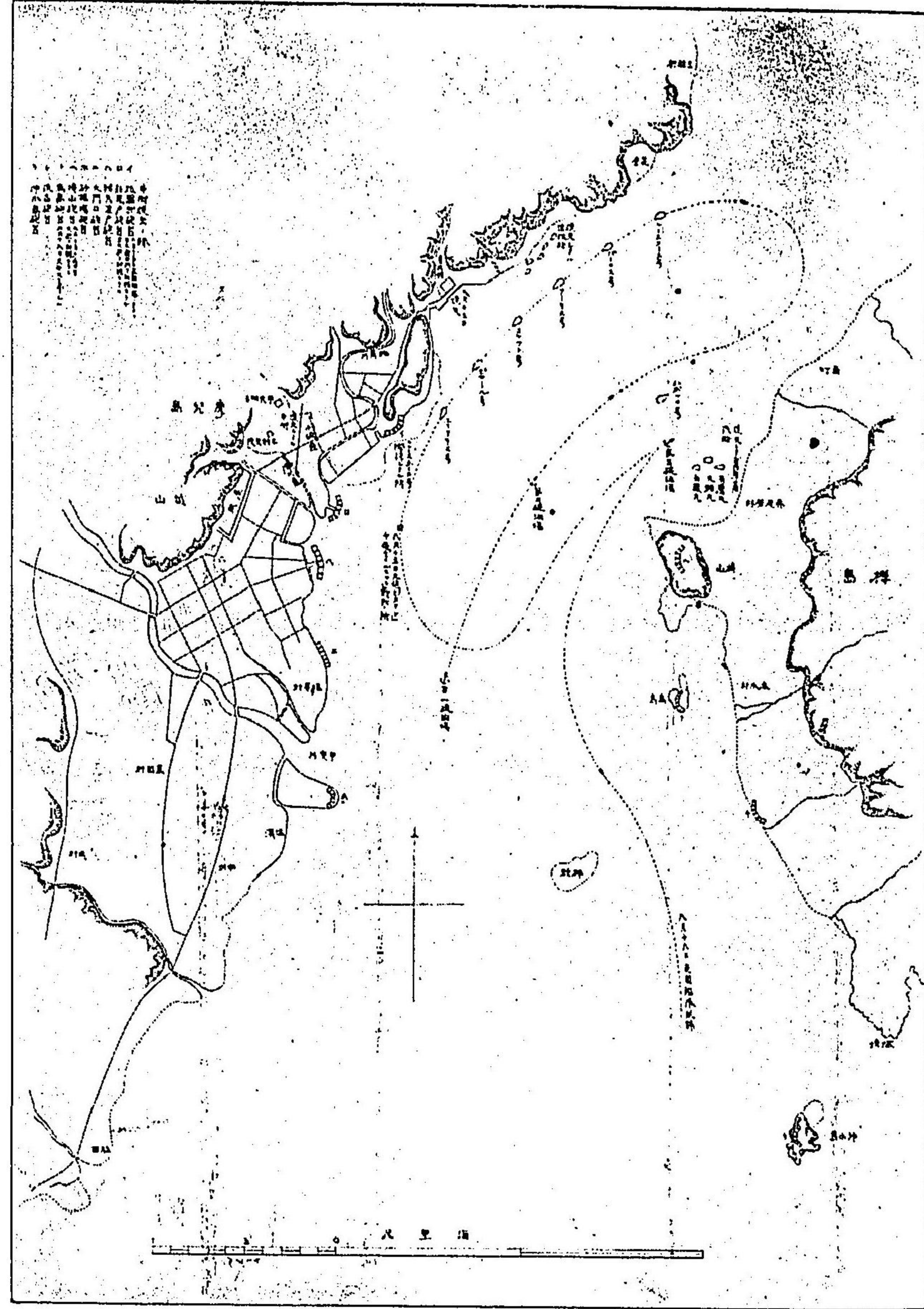
日を以て、之が實行の期とし、其旨を列藩に布告せしに、長州藩は此期日を俟ち、愈々攘夷を實行せしことは、第一編に於て既に説明せしが如し、左に其顛末を叙せんとす、

長州藩主毛利侯は、豫め領内の要所に十四個の砲臺を築き、大砲五十七門、野砲數十門を備へ、馬關の海峽を扼し、更に沿海警備の爲め、軍艦庚申癸亥壬戌の三隻を遊弋せしめ、攘夷期日の至るを待てり、さて五月十日の期に到り、夜半一發の號砲を濺かし、砲臺軍艦に之れを告知したり、

米國商船「ペンブローク」は、先頭第一に攘夷の災厄を蒙りたるものなりき、同船は横濱より上海に歸航せんとして、五月十日、馬關海峽に入らんとするに際し、長州藩の軍艦及砲臺より發砲せしかば、米船は不意の砲撃に驚き、且靜索に損所を生じたるに因り、纜に豊後海峽に脱したり、

佛國軍艦「キャンシャン」は、此年五月二十三日午後六時頃、將に海峽を通過せんとせしに、俄然砲撃に遭ひ、直に應砲せんとせしも、事急にして準備整は

圖 十 二 第



圖の撃砲島兒鹿隊艦洋東國英



ざりしかば、龜山砲臺の前に投錨して、端艇を下し、發砲の事由を詰問せんとしたれども、砲臺の兵火當るべからず、遂に錨鎖を斷ち、海洋に向つて逃れたり、

和蘭軍艦メヂュサは、同國總領事を乗せ、長崎を發し、横濱に赴かんと、此年五月二十六日午前七時、馬關海峡に入るや、下の關碇泊の軍艦三隻、并に陸上砲臺より、俄然發砲に及び、專念寺砲臺の一彈は、誤たずして命中す、是に於て、蘭艦は直ちに應戦し、其彈丸の一は、庚申を貫き、進んで他の二艦に砲撃を加へんとせしも、奈何せん、其喫水の甚だ深かりしと、砲臺の砲撃益、激烈にして、且つよく命中せるを以て、遂に東走するの已を得ざるに至れり、

米國軍艦ワイロミングは、米艦ペンブロークの凶報に接するや、直に報復の舉に出づるに決し、横濱を解纜し、六月一日午前十時、將に下の關海峡に入らんとする時、豊浦砲臺の守兵之を認め、一發の號砲を以て、各砲臺及軍艦を警戒す、米艦下の關地方に近くに及び、砲臺は發射を始め、ついで庚申は、發砲



して米艦の索具を損ず、米艦は自若として應ぜず、徐るに庚申壬戌の間を進航し、忽ち巨砲を放ち、兩艦を撃つ、庚申は水線に弾疵を被りて沈没し、壬戌は汽罐に敵弾を受け廢艦となり、癸亥も亦敵弾を二ヶ所に受けたり、此間砲臺より絶えず發砲せしと雖も、米艦の距離近きに過ぐるを以て、彈丸の多くは艦上を越え、空しく海中に墜ちたり、尋で米艦は、龜山及他の砲臺を攻撃しつゝ、豊前の方に向つて航し、偶砂洲に觸る、此時砲臺より猛烈なる砲撃を加へしかば、米艦は遂に砲火を収め、再び前路を取り横濱に歸航したり、

佛國東洋艦隊司令官ジョーレも、亦、キャンシャンの爲に復讐せんと欲し、旗艦セミラミスに乗じ、軍艦タンクレを率ゐて、六月五日午前八時、豊前小倉の領地田の浦より長州に向ひ砲臺を距る二哩餘の海上に投錨す、午前九時、旗艦セミラミスは、前田壇の浦杉谷の砲臺に砲撃を加へしに、タンクレは進んで海岸に近づき、殆ど二時間、互に間斷なく發砲し、タンクレは敵彈三個を受け、佛艦の彈丸も亦寺院民家に的中し、其の勢頗る猛烈にして、長州兵大に

苦しむ、是に於て、旗艦セミラミスは、端艇四隻を卸し、水兵を上陸せしめんとして、小銃射程内に入るや、長州兵之を射撃し、佛兵少しく躊躇せしも、佛艦の掩護砲射により進撃せしかば、長州兵は遂に砲臺を棄て、豊浦に退く、佛兵直ちに前田村に入り、火を放ちて、寺院民家を焼き、遂に進みて砲臺に入り、大砲十六門の火門を釘し、勝に乗じて杉谷砲臺を襲ひ、陣營を一炬に附す、司令官ジョーレ、水兵と共に村落に入りしに、長州兵叢林中に伏して、之れを狙撃せしを以て、佛兵遂に端艇に乗じて、本艦に歸る、佛艦は夕刻に及びて、周防洋に至り、屢、砲火を發して去れり、

此戦争に關し、吾人の研究に資すべき材料は、甚だ少きを覺ゆ、唯軍艦の陸上砲臺に對戦するの不利益なることは、茲に再び證明せられたり、况んや巨砲五十七門野砲數十門を備へ、要地に築きたる十四個所の砲臺に對し、僅々一二隻の軍艦を派したるに於てをや、

### 第三項 英米佛蘭聯合艦隊の下の關砲撃